

桜川市地域防災計画 (案)

【風水害等対策計画編】

平成 25 年 3 月改定予定

茨城県 桜川市

【風水害等対策計画編】

1	水害・台風、竜巻等風害対策計画	1
第1章	総 則	2
第1節	防災計画の概要	2
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3節	桜川市の概要	16
第4節	防災対策の推進方向	20
第2章	災害予防計画	23
第1節	災害対策に携わる組織とネットワークの整備	23
1-1	対策に携わる組織の整備	23
1-2	広域応援計画	24
1-3	防災組織等の活動体制の整備	25
1-4	情報通信ネットワークの整備	31
1-5	気象業務整備計画	33
第2節	災害に強いまちづくり	40
2-1	都市防災化計画	40
2-2	水害予防計画	43
2-3	風害予防計画	45
2-4	地盤土砂災害等予防計画	47
2-5	危険物等災害予防計画	51
2-6	建築物の災害予防計画	54
2-7	農地農業予防計画	55
2-8	火災予防計画	61
2-9	林野火災予防計画	63
第3節	被害軽減への備え	65
3-1	緊急輸送路の確保整備計画	65
3-2	医療救護活動への備え	68
3-3	被災者支援のための備え	70
3-4	避難対策計画	72
3-5	災害時要援護者対策計画	75
3-6	帰宅困難者対策計画	79
3-7	地域の孤立対策計画	80

3-8	燃料不足への備え	82
3-9	文化財災害予防計画	83
第4節	防災教育・訓練	84
4-1	防災知識の普及・啓発に関する計画	84
4-2	防災訓練計画	88
4-3	文教計画	91
第3章	災害応急対策計画	93
第1節	初動対応	93
1-1	組織計画	93
1-2	動員計画	100
第2節	災害情報の収集・伝達	104
2-1	気象情報等計画	104
2-2	災害情報の収集・伝達計画	108
2-3	通信計画	113
2-4	広報計画	116
第3節	応援・派遣	120
3-1	自衛隊の災害派遣要請計画	120
3-2	他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画	124
3-3	県防災ヘリコプターによる災害応急計画	129
第4節	被害軽減対策	133
4-1	災害警備計画	133
4-2	避難計画	134
4-3	輸送計画	153
4-4	消防計画	156
4-5	水防計画	162
4-6	交通計画	165
4-7	保健計画	170
4-8	文教対策計画	171
4-9	労務供給計画	175
4-10	地域の孤立対策計画	177
4-11	医療・助産計画	178
4-12	ガス対策計画	182
4-13	燃料対策計画	184
第5節	被災者生活支援	185

5-1	被災者の把握	185
5-2	被災者のメンタルケア	186
5-3	ボランティア団体等支援計画	188
5-4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	190
5-5	生活救援物資の供給	192
5-6	災害時要援護者安全確保対策計画	201
5-7	帰宅困難者対策計画	204
5-8	義援物資対策	206
5-9	愛玩動物の保護対策	207
5-10	郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置	208
第6節	災害救助法の適用	210
第7節	応急復旧・事後処理	213
7-1	建築物の応急復旧	213
7-2	ライフライン施設の復旧計画	219
7-3	農地農業計画	223
7-4	清掃計画	224
7-5	防疫計画	226
7-6	障害物の除去計画	232
7-7	死体の捜索及び処理埋葬計画	233
第4章	災害復旧・復興計画	236
第1節	公共施設の災害復旧計画	236
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	237
第3節	被災者生活再建支援法の適用計画	240
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	243
第5節	義援金品受付・配分計画	245
第6節	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	246
第7節	生活福祉資金の貸付	248
第8節	母子寡婦福祉資金	250
第9節	その他の保護計画	251
2	航空災害対策計画	252
第1章	災害予防	253
第2章	災害応急対策	256
3	鉄道災害対策計画	262

第1章 災害予防.....	263
第2章 災害応急対策.....	268
4 道路災害対策計画	273
第1章 災害予防.....	274
第2章 災害応急対策.....	278
5 大規模な火事災害対策計画.....	282
第1章 災害予防.....	283
第2章 災害応急対策.....	287
6 原子力災害対策計画	291
第1章 災害予防.....	292
第2章 災害応急対策.....	294

1 水害・台風、竜巻等風害対策計画

第1章 総 則

第1節 防災計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある桜川市の全域に係る自然災害等に対処するため、次の事項を定めもって住民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限にとどめることを目的とする。

- 1 市及び市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
- 2 防災施設の整備及び機能拡充、住民や企業への防災意識の啓発、教育及び訓練、災害時要援護者の支援、自主防災組織の組織化促進等の災害予防計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 災害防除に関する計画
 - (3) 被災者の救助保護に関する計画
 - (4) 災害警備に関する計画
 - (5) 自衛隊の災害派遣要請の計画
 - (6) その他災害時における応急対策の計画
- 4 災害復旧、復興に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2 計画の用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|--------------|
| 1 法 | 災害対策基本法 |
| 2 市本部（長） | 桜川市災害対策本部（長） |
| 3 本計画 | 桜川市地域防災計画 |
| 4 県本部（長） | 茨城県災害対策本部（長） |
| 5 県計画 | 茨城県地域防災計画 |

第3 計画の作成

桜川市地域防災計画は、「風水害等対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「資料編」により構成される。

本計画は、桜川市防災会議が策定する桜川市地域防災計画のうち、風水害等に関する計画である。本市の気象・地勢・その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し、

これらを基礎とするとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討し作成する。

風水害等対策計画編の構成は、次のとおりとする。

- 1 水害・台風、竜巻等風害対策計画
 - (1) 総則
 - (2) 災害予防計画
 - (3) 災害応急対策計画
 - (4) 災害復旧・復興計画
- 2 航空災害対策計画
- 3 鉄道災害対策計画
- 4 道路災害対策計画
- 5 大規模な火事災害対策計画
- 6 原子力災害対策計画

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは速やかに修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を桜川市防災会議に提出する。

第5 他の計画との関係

桜川市地域防災計画風水害等対策計画編は、市内で発生する災害全般に関して総合的な指針及び対策を定めるものである。

また、本計画は、本市域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、県の策定する「茨城県地域防災計画風水害等対策計画編」や「茨城県水防計画」、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

第6 計画の周知徹底等

本計画は、市の職員、市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知する。

また、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めるとともに、防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 1 必要に応じた計画に基づくマニュアル(実践的応急活動要領を意味する。以下同じ)の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、マニュアルの定期的な点検

3 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 基本方針

1 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互連携による補完体制構築

本計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の連携により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

(1) 自助の推進

- ア 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。
- イ 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- ウ 市は、住民及び企業等の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

(2) 共助の推進

- ア 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
- イ 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- ウ 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。
- エ 市は、住民及び企業等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

(3) 公助の充実

- ア 市は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
 - (ア) 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - (イ) 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - (ウ) 職員の教育・研修・訓練による習熟
- イ 市は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(4) 支援と連携による補完体制の整備

市は、自らの対処能力が不足した場合、国、他市町村からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

2 災害時要援護者への配慮と男女両性の視点に立った対策

- (1) 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の災害時要援護者の安全確保対策に十分配慮する。
- (2) 計画の策定及び実施に当たっては、男女両性がこれに参画し、両性の視点から見ても妥当なものであるよう配慮するものとする。

3 計画の実効性の確保

市は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との連携の確認などを平常時から行うとともに

に、研修や訓練を通じて計画内容への習熟を図る。

第2 防災関係機関及び住民の責務

1 桜川市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

2 茨城県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、国、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市・県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民

「自助」及び「共助」が防災の基本であり、住民はその自覚をもち、平常時から災害に備え対処するための手段を講じておくことが重要である。

住民は、発災時にはまず自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市・県・国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもと、積極的に自主防災活動を行う。

7 企業

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

企業は地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域の防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

第3 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

桜川市の市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、茨城県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて桜川市の市域に係る防災に協力するものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

	処理すべき事務又は業務の大綱
桜川市	(1) 防災会議及び市災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策組織の整備 (3) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (6) 災害応急対策 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (8) 住民等に対する災害広報 (9) 消防その他の応急措置 (10) 被災者の救出、救護等の措置 (11) 避難者の誘導並びに避難所の開設 (12) 施設及び設備の応急の復旧 (13) 被災児童・生徒の応急教育 (14) 食糧、医薬品、その他の物資の確保についての措置 (15) 清掃、防疫の保健衛生についての措置 (16) 緊急輸送等の確保 (17) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導 (18) ボランティアに関する事項 (19) 災害復旧の実施 (20) 被災産業に対する融資等の対策 (21) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

	処理すべき事務又は業務の大綱
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 市町村等各関係機関との防災に関する連絡調整 (4) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (5) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (8) 災害予警報等の情報伝達 (9) 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請 (10) 県民等に対する災害広報 (11) 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置 (12) 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置 (13) 被災者の救出、救護等の措置 (14) 被災児童・生徒、学生の応急教育 (15) 食糧、医薬品、その他の物資の確保についての措置 (16) 清掃、防疫その他の保健衛生についての措置 (17) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に必要な措置 (18) 緊急輸送等の確保 (19) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導 (20) ボランティアに関する事項 (21) 被災産業に対する融資等 (22) 災害復旧の実施 (23) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (24) 災害対策要員の動員 (25) 市が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等 (26) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

指定 地方 行政 機関	関東管区警察局 (桜川警察署)	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関する事 こと (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事 こと (3) 管区内防災関係機関との連携に関する事 こと (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に 関する事 こと (5) 警察通信の確保及び統制に関する事 こと (6) 津波警報の伝達に関する事 こと
	関東総合通信局	(1) 電波及び有線電気通信の管理に関する事 こと (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事 こと (3) 災害時における非常通信の確保に関する事 こと (4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関する事 こと (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関する事 こと
	関東財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立会いに関する事 こと (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関する事 こと (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関する事 こと (4) 国有財産の無償貸付業務に関する事 こと (5) 金融上の措置に関する事 こと
	水戸原子力 事務所	(1) 原子力施設及び放射線施設の安全に係る規制に関する事 こと (2) 原子力施設及び放射線施設周辺の環境放射線の監視に関する事 こと (3) 原子力災害時における情報の収集及び伝達に関する事 こと
	関東信越厚生局	(1) 国立病院の避難施設の整備及び防災訓練等の指導に関する事 こと (2) 震災時における国立病院収容患者の医療等の指示調整に関する事 こと (3) 災害による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関す る事 こと (4) 医療救護班の応援派遣に関する事 こと
	茨城労働局	(1) 工場、事業場における震災後の労働災害防止に関する事 こと (2) 災害時における賃金の支払いの確保に関する事 こと (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事 こと (4) 労災保険給付に関する事 こと (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事 こと

指定 地方 行政 機関	関東農政局	<p>(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること</p> <p>(2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること</p> <p>(3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</p> <p>(4) 災害時における主要食糧の需給調整に関すること</p> <p>(5) 災害時における生鮮食糧品等の供給に関すること</p> <p>(6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</p> <p>(7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること</p> <p>(8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること</p>
	関東森林管理局	<p>(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること</p> <p>(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>
	関東経済産業局	<p>(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>(3) 被災中小企業の振興に関すること</p>
	関東東北産業 保安監督部	<p>(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること</p> <p>(2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p>
	関東地方整備局	<p>(1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること</p> <p>(2) 公共施設等の整備に関すること</p> <p>(3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること</p> <p>(4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること</p> <p>(5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること</p> <p>(6) 災害時における復旧資材の確保に関すること</p> <p>(7) 災害時における応急工事等に関すること</p> <p>(8) 災害復旧工事の施工に関すること</p> <p>(9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること</p> <p>(10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること</p> <p>(11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること</p>

指定 地方 行政 機関	関東運輸局	<p>(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること</p> <p>(2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること</p> <p>(3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること</p>
	東京航空局	<p>(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること</p> <p>(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</p> <p>(3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>
	東京管区気象台 水戸地方気象台	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</p> <p>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</p> <p>(3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</p> <p>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</p> <p>(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</p> <p>(6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</p> <p>(7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</p>
	第三管区海上 保安本部	<p>(1) 海難救助、会場警備、海上の安全確保に関すること</p> <p>(2) 航路標識等の施設の保全に関すること</p> <p>(3) 災害時における船舶による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</p> <p>(4) 震災廃棄物等による海洋汚染防止に関すること</p>
自衛隊	自衛隊	<p>(1) 防災関係資料の基礎調査に関すること</p> <p>(2) 災害派遣計画の作成に関すること</p> <p>(3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること</p> <p>(4) 人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧に関すること</p> <p>(5) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること</p>

指定公共機関	日本郵便株式会社	(1) 被災者に対する郵便ハガキの無償交付に関する事 (2) 被害者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事 (4) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事 (5) 災害寄付金の送金のための郵便為替の料金免除の取扱いに関する事 (6) 簡易生命保険資金による災害応急融資に関する事
	日本銀行 (水戸事務所)	災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関する事
	日本赤十字社 (茨城県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事 (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事 (3) 義援金の募集配布に関する事
	日本放送協会 (水戸放送局)	(1) 気象予報、警報等の周知徹底に関する事 (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事 (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事
	東日本高速道路株式会社 (関東支社)	会社の管理する高速自動車道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関する事
	独立行政法人 水資源機構 (利根川下流総合管理所、霞ヶ浦用水管理所)	(1) ダム河口堰、湖沼水位調節施設多目的用水その他水資源の開発又は利用のための施設の新築または改築に関する事 (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関する事
	独立行政法人 日本原子力研究開発機構、 日本原子力発電株式会社 (東海発電所)	放射線災害の防止及び応急対策等に関する事

指定公共機関	東日本旅客鉄道 株式会社 (水戸支社) 日本貨物鉄道 株式会社 (水戸営業支店)	(1) 鉄道施設等の整備、保全に関すること (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
	東日本電信電話 株式会社 (茨城支社)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
	東京ガス 株式会社 (東部事業本部)	(1) ガス施設の安全、保全に関すること (2) 災害時におけるガスの供給に関すること (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること
	日本通運株式会社 (水戸支店)	救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
	東京電力株式会社 (茨城支店)	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
	KDDI 株式会社 (水戸支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
	株式会社エヌ・ ティ・ティ・ドコモ (茨城支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
指定地方公共機関	茨城県土地改良事業 団体連合会	各地土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関すること。
	社会福祉法人 茨城県社会福祉 協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること (2) 生活福祉資金の貸付に関すること
	医療関係団体 (社団法人茨城県 医 師会、社団法人茨城県 歯科医師会、社団法人 茨城県薬剤師会、社団 法人茨城県看護協会)	災害時における応急医療活動に関すること

指定地方公共機関	水防管理団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防施設資材の整備に関する事 (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関する事 (3) 水防活動に関する事
	<p style="text-align: center;">運輸機関</p> (茨城交通株式会社、 関東鉄道株式会社、鹿 島臨海鉄道株式会社、 社団法人茨城県トラ ック協会、鹿島臨海鉄 道株式会社、首都圏新 都市株式会社、日立電 鉄交通サービス株式 会社、ジェイアールバ ス関東株式会社、社団 法人茨城県バス協会)	災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事
	<p style="text-align: center;">ガス事業者</p> (東部ガス株式会社、 東日本ガス株式会社、 筑波学園ガス株式会 社、美浦ガス株式会 社)	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス施設の安全、保全に関する事 (2) 災害時におけるガスの供給に関する事
	社団法人茨城県高圧 ガス保安協会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する事 (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事 (3) 高圧ガスの供給に関する事 (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事
	<p style="text-align: center;">報道機関</p> (株式会社茨城新聞 社、株式会社茨城放 送)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関する事 (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事
	県西総合病院	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事

その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	筑西広域消防本部 (桜川消防署) (真壁消防分署) (大和消防分署)	(1) 火災予防、災害防止策及びその指導 (2) 災害時における消火活動 (3) 災害時における救急救助活動
	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体	(1) 被害調査に関する事 (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事 (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事
	真壁医師会 (茨城県医師会)	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施に関する事項
	一般診療所・病院	(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関する事
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関する事
	桜川市社会福祉協議会	(1) ボランティア活動体制の整備に関する事項 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸し付けに関する事項
	その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧の実施

第3節 桜川市の概要

第1 自然条件

1 位置の概要

桜川市は、首都圏から約70～80km圏、茨城県の中西部に位置し、2005年10月1日に西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、真壁郡大和村が合併し誕生した。

本市の北は栃木県、東は笠間市・石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接している。

北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた平野部のほぼ中央を桜川が南下し、市の南北軸を形成する環境のもと、上野沼や大池、つくし湖など、多くの湖沼を有し、水資源の確保及び親水空間として活用されている。

また、この地域で採れるみかげ石を利用した石材業や、平野部の肥沃な土地を利用した農業等、地域資源を活用した地場産業が営まれている。

2 気候

桜川市の気候は、冬季(12月～2月)は、“西に気圧が高く東に低い”冬型の気圧配置が現れ、平野部では北西の季節風「木枯らし」が強く吹くことが多く、全般には晴れの日が多い。

春季(3月～5月)は、強い寒冷前線が通過する際には、雷雨となり、ひょうを伴うと農作物に大きな被害をもたらす。また、フェーン現象が起き気温が急上昇して、乾燥した山野では山火事が心配される。

夏季(6月～8月)は、暑い晴天が続くと同時に、積乱雲で象徴される熱雷の季節で、発達した雷雲の下では短時間の強い雨となり落雷や突風、ダウンバーストなど激しい現象に見舞われる場合がある。

また、栃木県側から雷雲が進んでくることが多いため、市内は夜遅くまで影響を受ける。

秋季(9月～11月)は、台風が直接もたらす大雨とは別に、日本列島より遠く離れた台風が秋雨前線を刺激して降らせる長時間の大雨となることもある。

3 地形

桜川市の総面積は179.78k㎡であり、市の北部地域では、北に高峯(519.6m)、富谷山(365.1m)、東に200～300m級の山々が連なり周辺の山々から流れ出る河川流域に、地域の中央部から西部にかけて平野が広がっている。

周辺の山々から流れ出る河川やため池等の豊かな水資源を有し、河川流域に広がる低地部には水田が多く拓けており、台地部が畑等の農地となっている。

市の北東から流れる桜川は、この盆地を東西に横切り、市の中央部から南北に流れを変えている。

市の中央部から南東部にかけては、雨引山(409m)、加波山(709.5m)足尾山(627.5m)などの筑波山塊が連なっている。

これらの山岳地帯は西側へ緩傾斜し、桜川流域の平坦部に至り、山岳地帯からの大小の河川の豊富な水により、その流域は水田地帯となっている。

桜川の西方地域は、低い洪積台地が段丘状になっており、標高 50m 前後の低丘陵の形状をなしている。

4 地質

桜川市の地質は、桜川東部の山岳において黒雲母花崗岩で形成され、桜川東部の土壌は、これらの風化による砂壤土である。

丘陵地帯は洪積土、桜川沿岸低地帯は沖積土、桜川西部地帯は、洪積火山灰で形成され、土壌は黒ボク土壌である。

低地には、沖積世の砂塵や粘土が堆積していて、いわゆる軟弱地震地帯となっている。

第 2 社会条件

1 土地利用

桜川市の地目別土地利用状況は、山林が全体の 37.4%、次いで田が 17.2%、畑が 14.3% で農地が全体の 31.5% を占めている。

また、本市域の可住地面積は 105.19 k m²、宅地は 15.77 k m² で、総面積の 8.8% の構成となっている。

地目別面積の構成表

数値は平成 23 年 1 月 1 日現在 km²

	総面積	田	畑	宅地	溜池	山林	原野	雑種地	その他
桜川市	179.78	31.00	25.64	15.77	1.36	67.22	1.12	8.45	29.22

資料：税務課

2 人口・世帯の推移

本市の人口は 45,673 人（平成 22 年国勢調査）で、平成 2 年時に比べ 6,207 人の減少となっている。世帯数は 13,632 世帯（平成 22 年国勢調査）で、平成 2 年度に比べ 903 世帯の増加となっている。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14 歳以下）は平成 2 年の 10,138 人（19.5%）から平成 22 年には 5,808 人（12.7%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。また、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 2 年の 33,735 人（65.0%）から平成 22 年の 28,064 人（61.4%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

老年人口（65 歳以上）は平成 2 年の 8,007 人（15.4%）から平成 22 年の 11,788 人（25.8%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえる。

人口・世帯数の推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
総人口（人）		51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	
世帯数（世帯）		12,729	13,253	13,431	13,617	13,632	
世帯当り人員（人/世帯）		4.08	3.92	3.75	3.55	3.35	
年齢構成	0～14歳	人	10,138	9,022	7,821	6,788	5,808
		人口	%	19.5	17.4	15.5	14.0
	15～64歳	人	33,735	33,311	31,720	30,082	28,064
		人口	%	65.0	64.1	63.0	62.2
	65歳以上	人	8,007	9,639	10,793	11,527	11,788
		人口	%	15.4	18.5	21.4	23.8
	計	人	51,880	51,972	50,334	48,400	45,673
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(国勢調査)

第3 過去の風水害

茨城県内の水害等の履歴

年 月 日	災害名	人的被害		住家被害		
		死者 不明者	負傷者	全壊流出	半壊	床上浸水
明治35年9月28日	台風	114	622	20,164	7,741	1,671
明治43年8月6日～14日	二つの台風	25	43	1	-	17,237
大正9年9月29日～10月1日	台風	91	40	498	217	5,928
大正11年2月16日	低気圧	20	15	86	90	3,425
昭和10年9月24日～26日	二つの台風	31	112	70	97	3,947
昭和13年6月28日～7月8日	梅雨前線と 台風	49	58	1,271	1,280	39,524
昭和13年8月30日～9月1日	台風	12	23	1,300	826	9,758
昭和16年7月19日～22日	前線と台風	6	-	289	113	23,787
昭和22年9月15日	カスリ台風	74	24	294	146	11,996
昭和25年8月2日	台風	10	659	-	15	3,932
昭和36年6月27日～30日	梅雨前線と 台風	12	7	14	21	1,754

昭和 61 年 8 月 4 日～5 日	台風 10 号と 低気圧	4	14	8	20	6,980
平成 2 年 7 月 19 日	雷 雨	0	2	0	0	1
平成 2 年 9 月 19 日～20 日	台風 19 号	0	2	0	0	0
平成 10 年 8 月 27 日～30 日	停滞前線に よる大雨	0	5	0	0	423
平成 10 年 9 月 15 日～17 日	台風 5 号	0	5	0	1	20
平成 11 年 10 月 27 日	大 雨	0	1	0	0	181
平成 12 年 5 月 24 日	突 風・ 雹(ヒョウ)	0	32	0	0	3
平成 12 年 7 月 2 日	大雨・落雷	1	0	0	0	1
平成 14 年 10 月 1 日	台風 21 号	0	16	0	0	0
平成 15 年 8 月 9 日	台風 10 号	0	1	0	0	0
平成 15 年 10 月 13 日	強風・大雨	2	7	0	0	3
平成 16 年 10 月 8 日～9 日	台風 22 号	0	6	0		11
平成 16 年 10 月 19 日～21 日	台風 23 号	0	2	0	0	8
平成 19 年 9 月 6 日～7 日	台風 9 号	0	10	0	0	1
平成 21 年 10 月 8 日	台風 18 号	0	15	0	34	1

第4節 防災対策の推進方向

第1 防災ビジョン

基本方針としての防災ビジョンは、地域の防災憲章ともいえるべきものであり、中長期的かつ総合的な視点のもと、本市の防災に関する基本方針を定めるものである。

第2 災害対策の目的

災害対策の目的は、その基本理念である「住民の生命・身体及び財産の保護及び社会生活の維持」を達成することにある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

そこで、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

第3 基本目標

防災ビジョンの策定に当たっては、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災などの地震災害、平成17年の集中豪雨災害等、これまで発生した様々な災害から見た防災計画の課題等を整理し、防災対策のあり方や基本的な考え方を明確化するために、以下の3つを基本目標とする。

1 災害に強い生活のまちづくり

災害が発生しない、又、発生しても被害が拡大しない市街地を実現する減災の都市づくりを進め、安全な居住空間をつくるまちづくり事業といった、ハード面での防災対策を推進し、災害を発生させないまちを形成するとともに、災害時の避難路・輸送路や避難場所の体系化など、ソフト面での災害に強いまちづくりを進める。

2 市民が主役となる防災環境づくり

災害から生命・身体・財産を守るために、災害対策の中心となる市の職員はもとより、市民一人ひとりが災害に対応する能力を高めていくため、以下の点について留意する。

- (1) 災害時に自分自身を守り、家族や隣人の安全に配慮すること
- (2) 防災リーダーを育成し、災害時に率先して防災活動に協力・従事すること
- (3) 職員は防災担当従事者としての自覚をもち、状況に応じて適切な防災活動を行うこと

こうした点を踏まえ、防災訓練や自主防災組織の育成、防災知識の啓発により、職員及び住民の防災行動力の向上を図るとともに、災害時における住民の防災活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関によるバックアップ体制を整備する。

3 防災のネットワークづくり

風水害に対する警戒体制や災害発生時に素早く的確な対応を図る災害活動体制、水防力の強化や生活必需物資の備蓄をはじめとする救援・救助・救護の支援体制、防災行政無線等の通信設備の整備といった多様な情報収集・伝達体制の整備等に加え、住民・職員のそれぞれが災害の応急対策、復旧に取り組む仕組みを明確にし、相互の連携を明らかにすることにより、災害時の迅速かつ適切な対応が可能な体制を整える。

第4 防災施策の大綱

1 災害に強いまちづくり

- (1) 水害、土砂災害を未然に防ぐ防災機能の向上
 - ア 桜川をはじめとする市内河川の浸水域の把握
 - イ 加波山や筑波山麓に広がる土砂災害危険箇所の把握と整備
 - ウ 新市の機構体制を考慮した情報伝達及び避難誘導體制の整備
 - エ 災害時孤立地区防止に向けた対策の検討
- (2) 防災機能の向上
 - ア 避難施設機能・規模の見直しと適正な配置対策
 - イ 避難地、避難路、防災拠点、ライフライン施設等の整備推進
 - ウ 住宅を始めとする建築物の安全性確保の促進
 - エ 火災による災害防止対策の強化
 - オ 緊急輸送路や災害時要援護者が利用しやすい避難路の整備推進
 - カ 医療・医薬品、飲料水・食糧、生活必需品等の備蓄対策の検討
 - キ 高齢者や障害者など災害時要援護者支援システムの整備
 - ク コンピュータシステムやデータのバックアップ対策
- (3) 広域的な支援体制の確立
 - ア 他市町村との広域的な応援体制の確立
 - イ ボランティアの受入体制の確立

2 市民が主役となる防災環境づくり

- (1) 市民の防災意識の啓発
 - ア 自主防災に向けた防災知識の普及・周知対策
 - イ ハザードマップなどによる市民向け広報活動の推進
 - ウ 市民参加型・地元企業・団体参加型の防災訓練等の実施
 - エ 学校や職場における防災教育・訓練の推進
 - オ 災害教訓の伝承の推進
- (2) 災害に強い職員づくり
 - ア 市職員、防災関係機関職員の防災に関する意識啓発
 - イ 職員を対象とした防災研修や職員リーダー研修の開催
 - ウ 防災知識の向上にむけたマニュアル・ガイドブックの作成
- (3) 自主防災組織の育成
 - ア 自主防災組織の育成
 - イ 防災区単位での自主防災活動計画の策定
 - ウ 自主防災組織の連携活動の展開

エ 自主防災リーダーの育成

オ 自主防災活動への女性の参加促進

3 防災のネットワークづくり

(1) 避難路ネットワークと避難情報網の整備

(2) 人命救助優先に向けた医療ネットワークの整備

(3) 防災情報収集伝達体制の整備

(4) 自主防災組織・消防団などの民間防災組織のネットワークづくり

(5) 桜川市の防災戦略の確立と庁内連携の体系づくり

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織とネットワークの整備

1-1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第1 防災体制の整備

市は、災対法第16条に基づき、市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市地域防災計画及び水害・台風、竜巻等風害の特色を考慮した水害・台風、竜巻等風害対策計画を作成し、対策推進を行う。

第2 活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、本地域防災計画に基づき震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要となる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。

また、市の各部局は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

1 - 2 広域応援計画

市は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等して、広域的な応援体制の確立を図る。

第1 区市町村間の相互応援

市は、消防以外の分野について、他の市町村に対する応援を求める場合を想定して、あらかじめ他市町村との災害時相互応援協定を締結するよう努める。

また、今後県外の市町村等との間においても「災害時相互応援協定」を締結するなど、大規模災害発生時の応援体制の確立を図る。

『資料編 災害時等の相互応援に関する協定書（茨城県内の市町村間）』

『資料編 災害時における相互援助に関する協定書』

『資料編 義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定』

第2 消防機関の相互応援

大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、県内の広域消防相互間の応援協定及び県下の市町村消防における相互応援協定の締結・更新、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、並びに応援情報リストの整備等、消防広域応援体制の強化を図る。

『資料編 茨城県広域消防相互応援協定』

『資料編 筑西広域市町村圏事務組合消防本部・桜川市・笠間市地域消防相互応援協定書』

『資料編 筑西広域市町村圏事務組合消防本部・桜川市・石岡市消防相互応援協定書』

『資料編 筑西広域市町村圏事務組合消防本部（桜川市・筑西市）、芳賀地区広域行政事務組合消防本部（真岡市・二宮町・益子町・茂木町）消防相互応援協定書』

第3 民間団体等に対する応援、協力

災害が発生した場合、民間企業や団体が地域の自主防災組織や地域住民と連携し、迅速な初期対応を実施するほか、的確な災害応急対策、災害復旧対策を実施する等、民間企業等の応援協力について体制の確立と強化を図る。

『資料編 災害時における岩瀬郵便局・真壁郵便局桜川市間の協力に関する覚書』

1－3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

第1 自主防災組織の整備と育成

災害対策は、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減を図れることを強く認識して、その対策への取組みを推進する必要がある、住民一人ひとりが自分達の安全はまず自分達で守るということを認識し、行動する必要がある。

大規模な災害になればなるほど、被害が同時に多数の地域で発生するため、種々の要因により防災機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想される。

このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが非常に効果的である。

こうした点を踏まえ、市は、地震その他の大規模災害に際して、消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、地域ごとに、住民の連帯感のもとに自主防災組織づくりを進めるとともに育成強化を図る。

1 災害対策の役割分担

(1) 住民の役割 自助

「自らの身は自ら守る」といった考え方にに基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。（各組織が自分の組織を守るための活動を含む。）

(2) 地域の役割 共助

地域連携による防災活動をいい、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう（自治組織や民間組織が、住民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む）。

(3) 行政の役割 公助

行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い地域を実現する活動をいう。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会を活用し、防災活動が効果的に実施できるよう地域の実情に合わせた組織とする。

(2) 編成

本部組織として、連絡情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、生活班等を置く。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。

イ 災害時の活動

地域の被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出・救護、避難命令の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。

3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、市は次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導する。

(1) 平常時の活動

ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及

イ 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練

ウ 初期消火、救出・救護用の防災資機材等の備蓄

エ 家庭及び地域における防災点検の実施

オ 地域における高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集及び伝達

イ 出火防止、初期消火の実施

ウ 避難誘導

エ 救出・救護の実施

オ 給食、給水

カ 高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施

キ 炊き出しの実施及び協力

ク 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

4 自主防災組織の育成支援等

(1) 自主防災組織育成・活性化の支援

市は、自主防災組織を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の組織化に向け啓発活動を実施するとともに、リーダー養成(防災まちづくりリーダー)のための研修会や資機材整備等によりその活動を支援し、育成強化に努める。

その際、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画の促進に努めるとともに、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(2) 住民主体の地域コミュニティにおける防災活動

市は、地域コミュニティを住民防災活動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域の状況に応じた地域防災活動に参加し、ボランティアや各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導や助言等の支援に努める。

(3) 自主防災組織の整備

市は、県と連携し、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

別表

	平常時の役割	非常時の役割
情報班	災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、災害発生時における、地域内の連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認	デマ防止、災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集及び防災機関への伝達
消火班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出・救護班	負傷者救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急救護法の習得	負傷者の救助、応急救護、移送及び防疫について防災機関への協力
避難誘導班	集合場所、避難路、避難場所の巡回点検、現状把握、避難訓練の実施、災害時要援護者の把握、地域の危険箇所の点検・把握等	避難場所、避難路の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導、災害時要援護者の避難援護
給食給水班	非常持出品の広報、炊飯用具などの調達計画と管理、必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、炊き出し訓練	非常持出品の指導、備蓄品の確認・管理、炊き出し実施、給水及び救援物資の配分の協力

5 協力体制の整備

(1) 市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制の整備に努める。

(2) 市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成に努める。

(3) 市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化に努める。

第2 企業防災の促進に関する計画

自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化等を実施する等の企業の防災活動の推進に努める。

1 災害時に企業が果たす役割

災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）について周知を図るため、発災後の事業継続計画の作成を促し、予想被害から復旧に至る事前の計画策定と、これに基づく企業防災力の自己評価など、危機管理意識の高揚を図る。このため市は、防災に関するアドバイスをを行うなど、その推進に努める。

2 企業による災害時に業務を継続するための事業継続計画の策定

災害の発生時に可能な限り重要な業務を継続させ、早期に操業状況を回復するよう努めるとともに、中断に伴う顧客取引の喪失、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等のリスクから企業を守る災害時業務継続計画策定に向けた啓発に努める。

3 企業による予想被害からの復旧計画の策定

災害時業務継続計画の策定とともに、企業各位が事前の被害予測を検討することにより、可能な事前対策を進め、被災後の速やかな復旧対策を講ずるため、復旧計画の要項を定めるための指導と情報提供に努める。

4 企業自身の評価による企業の防災力向上の促進

企業と地域住民の自助・共助体制を確立するために、個々の企業が主体的かつ積極的に地域防災活動へ参加し、NPOやボランティア団体等とのネットワーク形成により、地域防災力の向上促進に向け、指導・助言等の支援に努める。

第3 ボランティア受入体制の整備及び運用に関する計画

近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目され、地域住民とともにボランティアが活躍することが期待されている。

このため、市では、大規模災害時におけるボランティア活動が、効果的に生かされるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備に努める。

1 一般ボランティアの活動環境の整備

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

(2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

2 ボランティア団体等との連携

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図る。また、地域における的確なボランティア活動の展開を図るとともに、以下に掲げる事項に取り

組む。

- (1) ボランティア活動者の育成
- (2) ボランティアの組織化
- (3) ボランティア個人及びボランティア団体のリスト化
- (4) 防災ボランティアコーディネーターの養成
- (5) 情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催
- (6) 災害時の具体的マニュアルの策定等

3 ボランティア受入体制等の整備

NPOやボランティア団体だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑に支援活動できるためには、受入窓口の設置など受入側の体制整備が重要である。

このため、市は、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した「災害救援ボランティア活動マニュアル」の作成等により体制づくりを推進する。

4 専門ボランティアの活動への支援等

市は、医療、救護など専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、より専門的な知識を有するボランティアが活動しやすく、かつ参加を促進できる体制の整備に努める。

(1) 活動拠点の整備

市は、災害発生時においてボランティア活動の拠点となる「災害ボランティア支援センター」を設置し、平常時から拠点整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、携帯電話、FAX、パソコン等の資機材の整備を進めるなど活動拠点を確保する。

(2) ボランティア活動時における保険制度の整備

市は、災害及び二次災害等担保特約保険へ加入し、ボランティア活動中の事故に対する保証体制の整備に努める。

5 一般ボランティアの活動への支援等

(1) 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次の業務である。なお、ボランティアは、市、関係機関及び市民団体と連携し、よりきめ細やかなサービスを広範囲にわたって提供するものとする。

避難所設置前	避難所設置後
市との連携の下、避難所の設置の手伝いや被災者の安否確認	避難所 ⇒ 水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、避難者の世話等
	在宅 ⇒ 市の行う高齢者・身体障害者等の安否確認・介護等への協力、在宅者への食事・飲料水の提供、移送サービス、家屋の片づけ等
	集積場所 ⇒ 救援物資の搬出入（仕分け・配布・配達等）

(2) 一般ボランティアの活動環境の整備

市及び桜川市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対してボランティア活動の普及・啓発を図るものとする。また、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

イ 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

1-4 情報通信ネットワークの整備

市は、災害が発生した場合、災害応急措置の実施に必要な通信を行うため、筑西土木事務所・桜川警察署・東京電力が設置する通信設備の使用について平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。

また、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとり、それぞれ協定を締結し非常事態に備えておく。

第1 災害通信施設の整備拡充

風水害・震災時の通信連絡体制の強化、民間無線施設の利用、ヘリコプター基地の確保、照明機材の整備等を推進し、併せて消防関係建築物の耐震耐火性の強化を図る。

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信設備の整備を行い、情報伝達手段の多様化、多層化に努める。

1 災害通信施設の利用

(1) 防災通信システム

防災行政無線により、災害防止に万全を期す。

(2) 消防本部と綿密な連絡をとり、災害防止に万全を期す。

(3) 水防無線

県土木部で整備・運営しており、災害防止に万全を期す。

(4) アマチュア無線局利用について協力を求める。

2 茨城県防災情報ネットワークシステムとの連絡

茨城県が整備した茨城県防災情報ネットワークシステムを用い情報収集伝達の迅速、的確な運用を図る。

(1) 防災情報システムの概要

防災情報システムとは、衛星無線回線・地上無線回線・NTT専用回線で構成される通信ネットワーク基盤を利用して、本市と県の防災関係機関が災害対策に必要な情報のやりとりを行うことをいう。また、防災情報システムでは、非常用電源のバックアップがなされている。

ア 防災センターに設置される災害対策本部での情報収集、管理を一元的に行い、迅速な意思決定を支援する。

イ 災害対策に関する情報の入出力は防災センターの他、地方総合事務所、土木事務所、市並びに消防本部などで行うことができる。

(2) システムの構成

ア 防災電話（主に地上回線経由）とFAX（主に衛星回線経由）

イ 動画像受信装置

(3) 防災端末（パソコン、プリンタ）

3 市の情報通信設備

(1) 市防災行政無線

市は、住民に対して災害情報の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを念頭に、市防災行政無線をデジタル化で再整備する。

(2) 消防無線

消防無線には周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。特に広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備に努める。

4 非常通信体制の整備強化

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練及び試験等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

(3) その他通信網の整備

携帯電話（衛星携帯電話、災害時優先電話を含む）、アマチュア無線、インターネットメール、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、平常時からの防災知識の普及及び災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

携帯電話各社が提供している緊急情報メールシステムを活用し、市のエリア全域に一斉に情報伝達が行えるよう整備の維持・管理に努める。

(4) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すことを検討する。

1-5 気象業務整備計画

注意報、警報及び気象情報等の気象業務の組織及び気象観測施設を整備し、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図る。

第1 気象予警報等の種類及び発表基準

1 水戸地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 警報・注意報の種類と概要

警報・注意報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注 意 報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(2) 警報・注意報の発表基準

警報・注意報の種類と発表基準（桜川市）

桜川市	府県予報区	茨城県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	県西地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	平坦地：1時間雨量 50mm 平坦地以外：1時間雨量 60mm
		土壌雨量指数基準	111
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 50mm 平坦地以外：1時間雨量 60mm
		流域雨量指数基準	桜川流域=14
		複合基準	平坦地：1時間雨量 45mm かつ流域雨量指数 桜川流域=11
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 30cm	
注意報	大雨	雨量基準	平坦地：1時間雨量 30mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm
		土壌雨量指数基準	66
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 30mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm
		流域雨量指数基準	桜川流域=9
		複合基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 60%* ¹	
	低温	夏期：最低気温 15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		

*¹ 湿度は水戸地方気象台の値。

2 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

3 土砂災害警戒情報

県と水戸地方気象台は、共同して土砂災害警戒情報を作成し災害対策基本法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するため、下記のとおり発表基準を作成し、発表するための情報伝達体制の整備など必要な措置を講じる。

- (1) 土砂災害警戒情報の目的及び基本的な考え方について
 - ア 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村を特定して県と水戸地方気象台が共同で発表する情報である。
 - イ 市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と住民が自主避難の判断等にも利用できる情報とする。
- (2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点について
 - ア 土砂災害警戒情報は、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表中に発表（解除）する。
 - イ 発表対象とする土砂災害は、「土石流」及び「集中的に発生するがけ崩れ」とする。
 - ウ 発表対象としない土砂災害は、降雨に基づいての予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等とする。
 - エ 大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定するため、個別の災害発生箇所、時間、規模等を特定できない。
- (3) 土砂災害警戒情報の発表対象地域について
 - ア 土砂災害警戒情報の発表対象市町村は県内 44 市町村とする。
 - イ 土砂災害警戒情報の発表は市町村単位とする。
- (4) 土砂災害警戒情報の発表基準（警戒基準・警戒解除基準）について
 - ア [発表]

大雨警報発表中に実況雨量及び予測雨量（1 時間、2 時間）を基に作成した指標が発表基準に達した場合。
 - イ [解除]

実況雨量及び予測雨量において発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測されるとき。
- (5) 土砂災害警戒情報の伝達体制について

県と気象庁が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したときは災害対策基本法、気象業務法に基づき伝達する。

4 竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1 日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけ、数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」が発表される。

(1) 竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストが常時 10 分ごとに発表される。

(2) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、水戸地方気象台が茨城県を対象に発表する。有効期間は発表から 1 時間とし、注意すべき状況が続く

場合には、竜巻注意情報を再度発表する。この情報は防災機関や報道機関へ伝達するとともに、気象庁ホームページの「防災気象情報」ページでお知らせする。

5 指定河川洪水予報の種類と発表基準

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。桜川については、茨城県と水戸地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

(1) 指定河川洪水予報の種類と発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。	

(2) 桜川洪水注意報・警報水位

利根川水系 桜川 : 洪水予報河川（都道府県知事指定河川）「水防法第 11 条」
 実施区域 : 左岸 土浦市田土部 629-1 番地先（桜橋）から霞ヶ浦まで
 : 右岸 つくば市栗原 325-5 番地先（桜橋）から霞ヶ浦まで
 水位観測所（基準地点）：桜橋（土浦市田土部）
 平水位 … 1.43m
 水防団待機水位 … 3.50m
 はん濫注意水位 … 4.50m
 避難判断水位 … 4.80m
 はん濫危険水位 … 5.20m

6 火災気象通報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 1 項に基づき、水戸地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報するもので、知事は市長（本部長）に通報する。

市長（本部長）は、前項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

通報基準

- (1) 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 40%以下になると予想される場合。
- (2) 平均風速 12m/s 以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

7 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

8 水防活動の利用に適合する注意報・警報

水戸地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときはその状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。(平成 23 年 12 月 水防法改正 第 1 章第 10 条)

発表する注意報、警報の種類及び発表基準は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、次のとおり一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

台風の大きさ、強さ

台風の大きさの分類		台風の強さの分類	
平均風速 15m/s 以上の 強風域の半径	分 類	最 大 風 速	分 類
500km 未満	—	17m/s 以上 33m/s 未満	—
500km 以上 800km 未満	大 型 (大きい)	33m/s 以上 44m/s 未満	強い
800km 以上	超大型 (非常に大きい)	44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
		54m/s 以上	猛烈な

第2節 災害に強いまちづくり

2-1 都市防災化計画

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するために、必要な対策をあらかじめ検討しておく。

第1 計画の方針

1 基本方針

市は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い、市土づくり、まちづくりを行う。洪水はん濫等による大規模水害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。

- (1) 治山、治水事業等の総合的、計画的推進等災害に強い市土を形成する。
- (2) 総合的災害対策の推進等による災害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等災害に強いまちづくりを推進する。

2 風水害に強い市土づくり

- (1) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域について、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- (2) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等を県に協力し促進するとともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を促進する。
- (3) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を県に協力し促進するとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を促進する。
- (4) 河川改修の当面の目標として、桜川の緊急改修区間（筑真橋より上流の8.2km）を早期に完成させ、中期的には真壁工区(11.75km)と大和工区(4.75km)の合わせた約16.5km区間の改修計画での整備を促進し洪水被害の軽減を図る。
- (5) 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観にも配慮することとする。

3 風水害に強いまちづくり

(1) 防災まちづくりの推進

- ア 市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を促進する。
- イ 市は、避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。

- ウ 市は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を促進する。
- エ 市は、河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水地、放水路、雨水渠等の建設、内水排除施設の整備等を促進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保を促進する。

(2) 適切な土地利用の推進

- ア 市は県の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。
- イ 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の促進に努める。
- ウ 市は、洪水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な土地利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

(3) 情報の伝達方法の向上

- ア 市は、土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内に立地する高齢者等の災害時要援護者が利用する施設において、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう予報等の伝達方法を定めるとともに、当該施設の名称及び所在地について住民への周知に努める。
- イ 土砂災害警戒区域をその区域に含む本市において、市長（本部長）は土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(4) 風水害に対する建築物の安全性の確保

- ア 市及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- イ 市は、住宅を始めとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の厳守の指導等に努める。
- ウ 市は、強風による落下物の防止対策を促進する。
- エ 市は、建築物を浸水被害から守るため、防水扉及び防水板の整備等の対策を促進するように努める。

(5) ライフライン施設等の機能の確保

- ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を促進する。

イ ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

(6) 災害要援護者への配慮

ア 市は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を促進する。

イ 市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な災害時要援護者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するものとする。

(7) 災害応急対策等への備え

ア 市は、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。

イ 市は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・市有財産の有効活用を図る。

ウ 市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

2-2 水害予防計画

水害予防計画は、水系ごとに一貫したものとし、将来における治山治水対策上必要な砂防・河川改修及び地すべり防止事業を推進し、災害の防除・軽減を図る。

第1 河川防災対策

洪水による水害を予防するため、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化等の河川管理体制の強化を進める。

1 河川情報の提供

県管理の河川等においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。

水防警報河川及び、水位情報周知河川においては、設定水位に達した段階で水防警報が発令され、水防団の準備・出動が促される。避難の目安となる特別警戒水位に達した場合は、特別警戒水位情報が出される。

市はこれらの情報の提供を受け、迅速な警戒体制の確立を実施するための整備を図る。

河川の水位標の位置、通報水位、警戒水位（法10条3）

平成23年6月1日現在

河川名	量水標所在地			平水位	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	既往最高水位		零点高	堤防天端高		種別	適用
	観測所	旧町村	大字						最高水位	年月日		左岸	右岸		
桜川	岩瀬	岩瀬	岩瀬	-0.65	なし	なし	なし	なし	7.46	昭 11.12.14	Y.P + 41.23	Y.P + 45.14	Y.P + 45.76	県	テレメタ
〃	塙世橋	真壁	亀真壁熊町	0.13	2.30	2.80	なし	5.46	4.10	昭 13.6.29	Y.P + 27.19	Y.P + 29.99	Y.P + 31.49	〃	〃

[桜川消防署の通報水位：警戒水位]

(茨城県 地域防災計画 資料編)

2 避難体制の整備

(1) 避難準備情報

洪水予報等が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ市長（本部長）が必要と認めるとき、又は河川の水位が特別警戒水位を超え、特別警戒水位情報が公表されたときは、必要な地域に対し避難準備情報を発表するとともに、避難行動に時間を要する災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。

(2) 避難勧告

洪水警報が発表され市長（本部長）が必要と認めるときは、該当する地域に対し避難勧告を発表する。

（３）避難指示

人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長（本部長）が判断した場合は、避難指示に切り替える。

避難準備情報、避難勧告等の伝達は、市及び消防署・消防団の広報車、市防災行政無線、電話、インターネット（ホームページ及びメール）等多様な情報伝達手段を活用し、県に対しては報道機関による情報提供を要請し、当該区域住民の安全確保を図る。

区域内の高齢者等、災害時要援護者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

3 道路・家屋等の浸水対策

災害時における避難経路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道、県道及び家屋の浸水対策に取り組む。

第 2 治山治水計画

1 森林の概況

災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、事前措置として平素から危険箇所を把握し、防災パトロールを実施するとともに、避難広報体制の強化を図る。

2 治山施設の整備

県の策定した森林整備保全事業計画（平成 21 年度～平成 25 年度）に基づき、緊急性の高い箇所の優先的整備実施について要請する。また、国庫補助事業の採択基準に該当しない箇所については、県事業としての整備実施を要請する。

3 警戒避難の目安

次に掲げるような場合には自発的に警戒避難を行う。

- （１）立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合。
- （２）溪流の流末が急激に濁りだした場合や、流木がまざりはじめた場合。
- （３）降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合。（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
- （４）溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合。
- （５）溪流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合。

第 3 保安林整備計画

市は、霞ヶ浦地域森林計画（平成 24 年度～平成 33 年度）に基づき、県に要請し、保安林のきめ細かな配備とともに、保安機能の向上を図るための特定保安林の指定を進める。

2-3 風害予防計画

本計画は、風による災害発生の防止事業を推進し、災害の防除・軽減を図ることを定める。

第1 農作物の予防対策

風害を予防するため防風ネットや防風林等を設置する。また、被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減を図る。

さらに、各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図る。

第2 通信施設の防災対策

1 計画的な設備更改

電気通信設備については、定期的に巡回点検を実施し、弱体設備の早期発見及び補強措置を講ずるほか、計画的な設備更新を行い、設備の安定化を図る。

2 老朽施設の整備強化

本市通信網の防災無線施設を守るため、老朽施設の整備強化を図る。

第3 電力設備の防災対策

電気設備については、定期的に巡回点検を実施し、弱体設備の早期発見及び補強措置を講ずるほか、計画的な設備更新を行い、設備の安定化を図る。

第4 竜巻災害予防計画

1 市民が行う対策

(1) 自主防災思想の徹底

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻などの激しい突風(以下「竜巻等」という。)による被害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がける。

ア 竜巻等に関する気象情報に留意する。

イ 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。

ウ 積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。

エ 竜巻等が身近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実施する。特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間が係ると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。

(2) 場所に応じた対策

ア 住宅内の場合

- (ア) 雨戸、シャッターを閉め、カーテンを引く。
- (イ) 窓から離れる。
- (ウ) 地下室か最下階へ移動する。
- (エ) できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。
- (オ) 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして顔や首筋を腕で覆う。

イ オフィスビル・病院などにいる場合

- (ア) 窓のない部屋や最下階へ移動する。ガラスのある場所から離れる。
- (イ) ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。
- (ウ) 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- (エ) エレベーターは停止する恐れがあるので乗らない。

ウ 外にいる場合

- (ア) 近くの頑丈な建物に避難する。
- (イ) そのような建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- (ウ) 物置や倉庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
- (エ) 上記に比べれば自動車の中のほうが安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされる恐れがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

(3) 竜巻に関する情報の入手・利用

竜巻等に関する気象情報は、気象庁が発表するとほぼタイムラグなしで全国瞬時警報システム「J-ALERT」により市に伝達される。

(4) 自主防災行動の実施

実際に竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。

(5) その他の対策

非常持出品の備え等の(1)、(2)、(3)以外の予防対策は、台風や大雨のときに準じて行う。

2 市が行う対策

(1) 局所的災害に対する情報収集体制の整備

初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯における迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生時の把握が困難である局所的かつ突発的な自然災害による被害の情報を、気象庁からの即報により収集できる体制の整備に努める。

(2) その他の対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

2-4 地盤土砂災害等予防計画

地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するとともに、地盤の液状化を招く宅地造成工事の規制を行う。

第1 災害予防計画

1 地すべり防止予防計画

土砂関連災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、国や県などの協力を得て災害対策工事を進めるとともに、地すべり防止等予防事業の促進を図る。

また、市は、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

地すべり危険地区

種 別	整理番号	所 在		
		地区名	大 字	位 置
地すべり	67	岩瀬	大 泉	梅ヶ内奥
地すべり	68	岩瀬	門 毛	門 毛
地すべり	69	岩瀬	富 谷	富 谷
地すべり	113	真壁	桜 井	端 上
地すべり	114	真壁	桜 井	端 上
地すべり	115	真壁	椎 尾	椎 尾

(茨城県 地域防災計画 資料編)

地すべりの前兆

1. 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
2. 凹地ができたり、湿地が生じる。
3. 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
4. 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
5. 舗装道路やたたき（三和土）にひびが入る。
6. 樹木、電柱、墓石等が傾く。
7. 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

2 急傾斜地崩壊対策予防計画

急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県などに対し協力を要請し対策工事を施工

進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果などをもとに、予想される災害について被害状況を検討する。

また、情報・警報等の収集、伝達方法を整備し、かつ、避難に関する方法・場所等を定める。市は、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

『資料編 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所』

危険度の高い崖

1. クラックのある崖
2. 表土の厚い崖
3. オーバーハングしている崖
4. 浮石の多い崖
5. 割れ目の多い基岩からなる崖
6. 湧水のある崖
7. 表流水の集中する崖
8. 傾斜角が 30° 以上、高さ 5 m 以上の崖

集中豪雨、台風、地震時には、特に注意する必要がある。

3 土石流発生危険区域予防計画

土石流発生危険予想溪流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに、危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切な措置が行われるよう整備しておく。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための災害時要援護者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全に努める。

また、市は、必要に応じて県の支援を受け、豪雨や長雨等、土砂災害が起りやすい状況での土砂災害防止策について、岩瀬地区、真壁地区、大和地区の状況に応じた計画を検討する。警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

4 山地に起因する災害危険箇所予防計画

災害を未然に防止するため、治山事業により防災対策を推進するとともに、危険地区に関係する地域の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制の確立を図り人的災害の防止に努める。

5 土砂災害警戒区域等における予防対策

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限すること等を盛り込んだ土砂災害対策の推進を図る。

また、市は、避難指示、避難勧告、避難準備（災害時要援護者）情報等について、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

さらに、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

くわえて、県と連携し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

(1) 警戒避難体制の整備

市では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が 156 箇所、土砂災害特別警戒区域が 133 箇所指定されている。

市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について市地域防災計画に定めるものとし、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するよう努める。

また、県の調査結果に基づいて、警戒区域の高齢者等、災害時要援護者が利用する施設等に対し、円滑な警戒避難が行うことができるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

さらに、気象庁、県及び関係機関と連携し、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の充実を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

『資料編 土砂災害警戒区域等』

(2) 土砂災害ハザードマップの作成

こうした土砂災害の危険性や避難に関する情報を伝達するための防災マップを作成し、市民への広報周知を図る。

(3) 迂回道路の調査

災害時において、道路及び橋梁が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して、緊急事態に備える。

土砂災害危険箇所

平成 18 年 3 月末現在

地区名	土石流危険溪流				急傾斜地崩壊危険箇所				地すべり危険箇所			
	I	II	III	計	I	II	III	計	I	II	III	計
桜川市	57	52	—	109	12	21	16	49	—	—	—	—
岩瀬地区	27	45	—	72	6	10	10	26	—	—	—	—
真壁地区	22	5	—	27	4	11	1	16	—	—	—	—
大和地区	8	2	—	10	2	—	5	7	—	—	—	—

(茨城県 土木部河川課)

危険箇所 I：被害想定区域内に人家 5 戸以上等（5 戸未満であっても官公署・学校・病院・社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む）を含む箇所

危険箇所 II：被害想定区域内に人家に 1～4 戸を含む箇所

危険箇所 III：被害想定区域内に人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

第 2 警戒避難体制の整備

警戒区域の指定があった場合、市は地域防災計画において各警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

また、市は地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事柄を住民に周知する。

第3 土砂災害警戒情報

水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。市は、この情報を元にして、各種対応を行う。

1 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内全ての44市町村を発表対象としている。

2 発表及び解除

【発表】

大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を上回ると予測されるとき。

【解除】

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。

3 伝達体制

水戸地方気象台から通報を受けた県は、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市へ伝達する。

4 土砂災害警戒情報の活用

市は、避難勧告等の判断基準の設定に土砂災害警戒情報を活用するとともに、必要に応じて基準の見直しを行うものとする。

2-5 危険物等災害予防計画

危険物（石油類・高圧ガス・火薬類・毒劇物）による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、自営組織の強化促進、その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化促進を図る。

第1 危険物災害予防対策

1 保安教育

市は県とともに、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

2 規制の強化

市は県及び筑西広域消防本部とともに、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

市は県とともに、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

第 2 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による危険を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立を図る。

危険物製造所等の現況

平成 20 年 3 月 31 日現在

施設区分 地区名	計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					事 業 所 数	
			小 計	屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	小 計	給 油 (自)	販 売 (第 一)	販 売 (第 二)	移 送		一 般
桜川市	257	2	153	24	37	7	48	—	15	22	99	66 (23)	1	—	—	35	134
岩瀬地区	115	—	62	9	11	4	27	—	8	3	53	39 (17)	1	—	—	16	68
真壁地区	106	2	72	10	23	3	12	—	6	18	32	19 (3)	—	—	—	13	49
大和地区	33	—	19	5	3	—	9	—	1	1	14	8 (3)	—	—	—	6	17

(筑西広域消防本部予防課)

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

市は県とともに高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

火薬等取締対象施設の現況

平成22年1月8日現在

対象別 地区名	火薬類			猟銃等		火薬庫						高圧ガス								
	販売	販売(紙)	製造	製造	販売	一級	二級	三級	煙火	がん具煙火	実砲庫	庫外貯蔵所	製造所				貯蔵所	販売所	容器検査所	
													製造一種	製造二種	冷凍					計
															一種	二種				
桜川市	1	—	1	—	—	13	—	—	1	—	2	—	6	8	—	18	32	4	40	—

(茨城県 産業技術課・商工労政課)

(注) 高圧ガス

- (1) 製造所欄は事業所数
- (2) 貯蔵所は第1種貯蔵所+第2種貯蔵所の数
- (3) 販売所は一般高圧ガスの販売所数

1 高圧ガス設備等の予防対策

市は県とともに高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

2 火薬類の予防対策

(1) 製造所への対策

- ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。
- イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

- ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。
- イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(3) 火薬庫への対策

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

2-6 建築物の災害予防計画

本計画では、災害発生時の被害を最小限に抑制するために、建造物の不燃化及び耐震化対策を推進することを定める。特に、防災対策拠点や避難施設となる公共施設の対策について、重点的に進めるよう努める。

第1 不燃性及び耐震性建築物の建築促進対策

建造物の災害対策の重点は、火災予防にある。

このために、政府系統資金を導入した融資の斡旋と、民間資金の利用により、耐火、耐震性建築物の建築の促進を図る。

第2 公共施設の不燃性及び耐震性建築物の促進対策

学校や体育館、コミュニティセンター等の避難所となる公共・公用施設、市庁舎、支所等の災害対策の拠点となる公共・公用施設、文化施設やスポーツ施設、福祉施設等、不特定多数の住民が利用する公共施設の不燃化と耐震化を推進し、大規模な災害が発生した場合でも施設の安全を確保し、住民の安全の確保に努める。

2-7 農地農業予防計画

市は、農業関係機関と緊密な連絡をとり、災害の未然防止体制を図るとともに、防災技術の向上、農作物等災害未然防止対策の啓蒙や資材の確保に努める。

第1 農地計画

1 防災営農体制の確立

市は、災害の発生に備え、農業協同組合、農業改良普及センター、農業共済組合等関係機関と緊密な連絡をとり、広く一般農家まで災害対策を啓蒙して災害の未然防止体制を整える。

2 農作物等災害未然防止対策

(1) 農作物対策

災害名	作物名	事由
風 害	水 稲	1 作付体系：早・中・晩の組合せ及び短かん耐病性の強い品種の設定を行うこと。 2 肥培管理：施肥の合理化及び追加の時期、量に注意すること。 3 施設：病害虫防除器具の整備を行うこと。
	陸 稲	1 作付体系(水稲と同じ) 2 肥培管理 ①倒伏防止のため土寄せを行うこと。 ②施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意すること。 3 施設(水稲と同じ)
	落花生	1 作付体系：立性種をさけること。 2 肥培管理：土寄せを行うこと。
	大 豆	1 作付体系：短かん性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理：倒伏を防ぐため早めに土寄せを行うこと。
	そさい及び ビニールハウス	1 作付体系：夏、秋作で強風に弱い作物及び品種は台風時期を避ける作付をすること。 2 肥培管理：支柱は倒伏しないよう堅固なものを立てること。 3 防護措置 ①温床場ビニールハウス等には、防風設備を設けること。 ②春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置すること。
	たばこ	1 防護措置：圃場の周囲に防風垣を設置すること。(麦稈わら等で防風垣を設置する又はらい麦等を作付する。)

災害名	作物名	事由
風害	果樹	1 防護措置 ①防風垣を設置すること。 ②成木は名木を繫補し、又は支柱を立てること。幼木は支柱を立て直し、又はよしずやこも等で周囲をとりまくこと。
	桑	1 肥培措置：風害のおそれが少なく、しかも家屋、森林等の蔭とならない日当たりの良い場所に堆蚕専用桑園を設置すること。
	花卉	1 作付体系 ①作付期間を分散させ、台風時期に集中しないようにすること。 ②ネットを張り、茎がなびかないように固定すること。
	肥料作物	1 施設：サイロの調整を行うこと。
	水稲	1 肥培管理：畦畔、提体等の決壊、危険箇所の補強を行うこと。 2 施設：病虫害防除器具の整備を行うこと。
水害	陸稲	1 肥培管理 ①土砂流出防止作を構ずること。 ②冠浸水危険地区では排水路の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系：土地条件にあった品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 ①水田裏作麦は高畦栽培を行うこと。 ②排水路の整備を行うこと。
	大豆	1 肥培管理 ①播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くすること。 ②中耕土寄せは早めに行うこと。 2 防護措置：長雨のおそれがあるときは、脱粒後直ちに乾燥機を使用し、品質の低下を避けること。
	なたね	1 作付体系：水田裏作はでき得る限り低地及び湿田の栽培を避けること。 2 防護措置：長雨のおそれがあるときは早めに刈取り、脱粒後乾燥機を使用して品質の低下を避けること。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 ①低湿地は排水溝を設置しておくこと。 ②畦は、圃場の高低に併行させて作り、帯水にしないように努めること。 ③水田裏作は高畦栽培をすること。

災害名	作物名	事 由
水	たばこ	1 肥培管理 ①高畦栽培を行うこと。 ②ほ場に排水溝を設置すること。 ③自給肥料（たい厩肥、草木灰）の増施を行うこと。
	果 樹	1 作付体系：低湿地は、できるだけ水温に強い品種を選ぶこと。 2 肥培管理：傾斜地は土壌の崩壊を防ぐための集排水溝を整備しておくこと。
	桑	1 作付体系：新改植する場合には、水湿に強い品種を改良鼠返等選定すること。 2 植付けの場合は排水を考慮し、仕立法は根刈仕立てを避け改良高値刈、中刈、高刈仕立を行うこと。
	肥料作物	1 作付体系 ①草地の土壌侵蝕防止のため裸地の補播きを行うこと。 ②流排水路の整備を行うこと。
	水 稻	1 作付体系：成育期に応じた計画的な節水栽培をおこなうこと。 2 肥培管理：畦畔の漏水防止に努め揚水機利用等による計画冠水を行うこと。
干	陸 稻	1 作付体系：耐干性の品種選定を行うこと。 2 肥培管理 ①浅く中耕して土壌水分の発散防止に努めること。
	落花生	1 作付体系：耐干の品種選定を行うこと。
	なたね	1 肥培管理 ①軽しょう土については、直播きし鎮圧を行うこと。 ②移植については、健苗を育成し適期移植を行うこと。
	そさい及び ビニールハウス 花 卉	1 肥培管理 ①基肥は、深層施肥を行うこと。 ②乾燥期は、敷藁等をし水分の発散防止に努めること。 ③敷藁を行わないものは表層面を軽く中耕すること。 ④追肥は液体肥料を用いること。 2 施設：冠水施設を設置すること。
	たばこ	1 肥培管理 たい肥を増施し、地力増進と保水力保持に努めること。

災害名	作物名	事由
干害	果樹	1 肥培管理 ①肥草や日覆を行い土壌の乾燥防止に努めること。 ②土壌管理を良くし、根の発育促進すること。 2 施設 冠水施設を設置すること。
	桑	1 肥培管理 ①堆厩肥等を十分施すこと。 ②桑園を草生栽培薬稈、草刈等で被覆すること。
	麦	1 作付体系 地域において適品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 ①適期播種を行うこと。 ②霜柱害に対する踏圧、土入を行うこと。
寒害	なたね	1 肥培管理 ①適期播種を行うこと。 ②直播に努め磷酸肥料の増肥を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系：耐寒播種を選定すること。 2 肥培管理：マルチングをし根の保護を行うこと。 3 施設：ビニールハウス等は、保温用むしろ、ビニール、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備すること。
	果樹	1 防護措置：寒風を避けるため防風垣を整備すること。
	水稲	1 作付体系 ①早、中、晩、品種の組合せを行うこと。 ②出穂期は7月25日頃から8月25日頃が安全性が高いので、品種と植付期の勘案を行うこと。 2 肥培管理：イモチ病防除器具の整備を行うこと。
凍霜害(冷害)	麦	1 作付体系：耐寒播種を選定すること。 2 肥培管理：堆厩肥の増肥を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理：冠水設備を活用し、低温の緩和を図ること。 2 施設：保温用としてむしろ、燃料等を整備しておくこと。

災害名	作物名	事 由
凍霜害 (冷害)	たばこ	1 肥培管理 ①苗の順化处理により健苗の育成に努めること。 ②生産初期には補植又は植替えを行うための苗を確保すること。 ③凍霜害のおそれがあるときは、稲藁等で被覆すること。
	果 樹	1 作付体系 ①凹地等冷気の停滞し易いところは根付けしないこと。 2 防霜管理：晩霜予報に注意して古タイヤ、重油等燃焼物を準備しておくこと。
	桑	1 作付体系：被害の少ないところを選び堆蚕専用桑園を設置すること。 2 肥培管理：仕立法は改良高根刈、中刈仕立等を行うこと。 3 防護措置 ①晩霜のおそれがあるときは、なるべく解束を遅く行うこと。 ②晩霜警報があったときは、少なくとも堆蚕桑（桑園面積の約 20%）が確保できるよう重油燃焼法及び藁被覆法にて予防を行うこと。

(2) 家畜対策

- ア 低湿地畜舎は周囲の土盛り、排水路の整備を行うこと。
- イ 倒壊の懸念のある畜舎の補修を行うこと。
- ウ 増、浸水の場合を想定して、避難移動場所の確保を図ること。
- エ 災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄すること。

3 ため池等整備事業

(1) 老朽ため池等整備工事

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の揚排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用揚排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修の促進を図る。

(2) 湖岸堤防工事

池、沼又は湖に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は改修の促進を図る。

4 冠水防除事業

桜川沿岸 150ha、観音川沿岸 50ha は 150mm 以上の降雨の際は流域一帯が冠水し農作物等の被害を被るので、その未然防止対策として下記の対策を講じることとする。

- (1) 桜川の曲部改修工事の促進を要請するとともに、常時降雨量と気象情報に注意をはらい防災無線・広報車等により事前指導する。
- (2) 観音川については、真壁地区、大和地区は土地改良事業等により、被害防止対策をはかるとともに河川改修の促進を要請する。

(3) 水質障害対策事業

公共用水域から農業用水を取水し、かんがいを行っている農用地において水質汚濁による障害等の除去並びに防止を行い、農業用排水の確保と農業経営の安定を図る。

第2 農業計画

1 農林業災害対策委員会の設置

災害の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講ずることを目的として設置する。

(1) 災害の未然防止対策

ア 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

イ 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

(2) 災害の事後対策

ア 県条例の迅速な適用

被害の状況に応じ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を迅速に適用し、被害農業者への助成措置を講ずる。

イ 農業共済金の早期支払い

農業共済に加入している被害農家に対し、県は農業共済組合連合会等に共済金を早期支払いするよう指導する。

ウ 制度資金の活用

県条例が適用されない小さな災害については被害農家の再生産が図られるよう農業経営維持安定資金(農林漁業金融公庫資金)の活用の推進を図る。

2 資材の確保

(1) 防除器具の整備

市は病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう経済連等を通じて必要量の備蓄を行う。

3 家畜対策

(1) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。

(2) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

(3) 災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

2-8 火災予防計画

本計画では、消防組織の整備、消防施設の充実、消防職員及び団員の教養訓練等について指導助言をし、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の効果を挙げ、必要に応じて消防に関する勧告等を行い、火災から市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期する。

第1 消防組織の充実・強化

市は、消防組織を整備するとともに、火災予防の徹底を図り、予防要員の確保によって予防業務の万全を期する。

また、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図るものとする。

1 消防力の整備

(1) 初期消火体制の確立

大災害発生直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能などの悪条件下での初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を準備するとともにその体制を確立する。特に住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。

(2) 可搬式動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式動力ポンプの配置を検討し、非常用として市が地元代表者と協議して整備する。

(3) 消防水利の整備

危険地域における防火水槽等の消防水利を増設し、その適切配置を推進するとともに、河川、池などの自然水利はもちろんのこと、井戸、用水等も水利として利用できるよう事前に消防機関と検討し、利用計画を立てる。

(4) 救出機材の整備

家具や建物などの重量物の下敷きとなった人々の救出を迅速に行うため、レスキューキット、ポートパワー、ジャッキ等の救出機材とともに、機材等(動力付ノコ、手ノコ)などの整備も進める。

2 消防施設等の整備・強化

消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図る。

3 自主防災組織の充実、強化

市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を高揚し、自主防災組織の結成・育成を推進するものとする。

自主防災組織においては消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

第2 火災予防対策の徹底

(1) 建築同意制度の推進

消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用をはかり、建築面からの火災予防の徹底を期する。

(2) 防火管理者の育成、指導

学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

(3) 消防計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施

(4) 消防用設備等の点検及び整備

(5) 火気使用又は取扱いに関する監督

(6) 自衛消防隊の実動訓練の実施、火災予防と消防活動の確立

第3 危険物施設等の保安監督の指導

消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、又危険物取扱者に対し指導の強化を図る。また、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を実施する。

危険物製造所、貯蔵所、取扱所（以下製造所等という。）に対するの保安対策として、次の事を実施させる。

1 危険物製造所等の保安対策

(1) 危険物製造所等の位置、構造及び設備等について、危険物規制の政令基準に適合しているかどうかを査察し、その不備等については、是正指導をして保安の確保を図るものとする。

(2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬方法等は危険物取扱者をして、政令基準どおり実施させるとともに、製造所等の爆発事故や火災の延焼防止を図るため予防規定を樹立、消火通報避難訓練等を実施させるとともに、規定量以上の消火用器具の完備と各所に消火用薬剤等の増量保有を励行させる。

(3) 地震時における製造所等の保安の確保を図るため、施設内外に固定されている消火設備、タンク等は地震に耐えるよう確実に備付させるとともに、事態発生に際しては、油類の施設外流出、道路の亀裂内に対するの流入等に備えてあらかじめ十分な土嚢、砂、砂利等を蓄積させる。

第4 防火思想、知識の普及徹底

住民の防火思想の高揚を図るため、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報誌の配布、新聞、ラジオ、インターネットホームページ等報道機関の利用等を図る。

2-9 林野火災予防計画

林野火災を防止するため、正確な気象情報の把握に努め、入山者に対する火災予防措置の徹底を図るほか、防火帯の設置の促進及び消火資機材の備蓄促進を図る。

第1 林野火災に対応する体制づくり

市は県及び関係機関とともに、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努める。

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱いによるものであり、市は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災意識の向上を図る。

また、防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、火災に関する警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努める。

1 情報の収集・連絡体制

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、市は、次の対策を講ずるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

ア パトロールと緊急時の体制

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

(2) 通信手段の確保

防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するとともに、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努めるものとする。住民に対する災害情報等を広報するため、市防災行政無線を活用する。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 職員の体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 「災害時等相互応援に関する協定」(県下全市町村)

イ 「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

第2 林野管理者への指導

市は、林野管理者に対して次の事項等について指導し、林野火災発生の防止に努める。

- 1 枯れ草等の刈り取り
- 2 火の後始末の徹底
- 3 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく適正な火入れの実施
- 4 火災多発期における見回りの強化
- 5 火災警報発令中における火の使用制限

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 防火水槽の整備

市は、防火水槽の整備に努める。

2 林野火災発生時の広域応援体制の整備等

林野火災は、隣接市町村に及ぶ場合があるため、関係市町村と協議をして林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

3 広域航空応援体制の整備等

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の常備に努める。

第3節 被害軽減への備え

3-1 緊急輸送路の確保整備計画

災害発生時に、円滑な交通を確保するため、幹線道路、生活道路の整備、拡幅、橋梁の危険箇所の調査及び補強等を行い安全性の向上を図る。

また、人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定する。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておく。

第1 道路網の整備

道路・橋梁は、災害時には避難、救援救護、消防活動などの重要な役割を果たすことになる。このため、幹線道路、生活道路の整備、拡幅、橋梁の危険箇所の調査及び補強等を行い災害対策活動の安全性の向上を図る。

1 整備方針

道路は、防災上、延焼遮断帯としての空間、住民の避難路、救援救護及び消防活動を行う上で重要な施設となるため幹線道路、生活道路のそれぞれの防災機能を考慮し、整備促進に努める。

(1) 道路の維持補修上配慮すべき事項

道路に係る災害の発生を防止し、円滑な交通を確保するため、道路の建設及び維持補修に当たっては、次の事項に留意する。

ア 路面水を速やかに流下させるため必要な勾配をとるとともに、側溝に落とすための切開等を行い常に排水に努める。

イ 道路沿いの水路、水田は路肩コンクリート土留又は柵を施し土砂の崩壊を防ぎ、併わせて用排水に努める。

ウ 横断排水構造物は、洪水時に十分排水できる通水断面とする。

エ 路床が低く常に路面が冠水する場所は、路床の嵩上を行い、冠水箇所をなくすよう努める。

2 整備計画

(1) 幹線道路の整備

国道及び県道の拡幅について国や県に対し積極的に要望し、それに伴い幹線道路を連絡する補助幹線道路を整備する。

(2) 生活道路の整備

幅員の狭い市道の拡幅、又は老朽化した舗装道路の補修整備に努める。

(3) 橋梁の維持管理

橋梁の点検を実施し、老朽橋の架替え、補修、補強を行い災害時における応急救助活動上又は避難時の安全性の確保に努める。

(4) 緊急輸送ルート of 整備

緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備に努める。

第2 緊急輸送路の指定

1 県指定緊急輸送路

県は、災害時に輸送路を確保するため、広域的な輸送に必要な主要幹線道路としての第1次輸送確保路線、及び防災活動の重要拠点施設である市役所等の主要な拠点と接続する幹線道路としての第2次輸送確保路線を指定している。

また、市は、第1次、第2次輸送確保路線を補完し、道路ネットワークを構築する路線として、第3次輸送確保路線を指定している。

本市においては、次のとおり輸送確保路線が指定されているため、優先的に早期復旧が図られる。

第1次緊急輸送道路

	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
一般国道	50	国道50号	筑西市境から	笠間市境まで
主 要 地方道	7	石岡筑西線	石岡市境から	筑西市境まで
	64	土浦笠間線	石岡市境から	笠間市境まで
市 道	362	市道岩1007号	西桜川国道50号交差から	県西総合病院まで

第2次緊急輸送道路

	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
主 要 地方道	41	つくば益子線	つくば市境から	鍬田国道50号交差まで
一般県道	148	東山田岩瀬線	長方国道50号分岐から	大国玉県道木崎雨引線交差まで
	343	木崎雨引線	大国玉県道東山田岩瀬線分岐から	大曾根主要地方道つくば益子線交差まで
市 道	761	市 道 真 6-1	真壁町飯塚主要地方道石岡筑西線 役場入口交差から	真壁町山尾主要地方道石岡筑西線 合流点まで

第3次緊急輸送道路

	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
主 要 地方道	7	石岡筑西線	石岡市境から	筑西市境まで
	41	つくば益子線	西桜川国道50号分岐から	大泉県境（栃木県）まで
市 道	361	市 道 岩 0107号	東桜川国道50号交差から	岩瀬庁舎まで
	762	市 道 真 8-3800	真壁町上小幡主要地方道つくば益子線交差から	真壁町上小幡市道大1220号線まで
	771	市 道 大 1204号	東飯田市道大1220号線交差から	延島病院まで
	772	市 道 大 1220号	つくば益子線東飯田交差から	東飯田市道大1204号線交差まで
		市 道 岩 1575号	鉾田つくば益子線交差から	岩瀬庁舎まで

2 市における輸送路の確保

市においては、県指定の第2次、第3次輸送確保路線につながり、避難所等防災上重要な建物を結ぶ道路、並びに災害対策本部を設置する市役所大和庁舎と岩瀬・真壁のそれぞれの庁舎を結ぶ道路を優先的に復旧できるよう努め、災害時の輸送路の確保を図る。

3 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

異常気象時通行規制区間

(平成21年12月末現在)

番号	路 線 名	通行規制（情報収集）区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇 所	延長（km）		
30	真岡岩瀬線	大 泉	0.9	土砂崩落	有

特殊通行規制区間

(平成21年12月末現在)

番号	路 線 名	通行規制（情報収集）区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇 所	延長（km）		
5	石岡筑西線	真壁町山尾	2.0	土砂崩落	有
10	土浦笠間線	木 植	1.0	土砂崩落	有
14	月岡真壁線	田	2.0	土砂崩落	有
21	中飯岩瀬線	門 毛	2.0	土砂崩落	有

3-2 医療救護活動への備え

災害では、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災等、被災地域内では十分な医療が提供されない恐れがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より本市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

第1 医療救護活動

1 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、ふくそう等が十分予想される。そのために、平常時から無線等震災時災害医療に係る情報連絡体制を検討し、体制を確立する。

2 災害医療専門家の養成

災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化を推進する。

3 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動の拠点となる保健センター等の医療救護施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行う。また、その他の医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、耐震診断や耐震改修に努める。

(2) ライフライン施設の代替設備の確保

ア 自家発電装置の整備

市は、病院、診療所に対して、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、診療所においては、自家発電装置による48時間程度の電気供給が可能な燃料タンクの増設と冷却水の確保を図る。

イ 災害用井戸の整備

市は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、診療所等における自家用の井戸の確保を推進する。また、受水槽（貯水槽）を強化することにより、貯水されている水の漏洩を防ぎ、その利用促進を図る。

(3) 医療関係者に対する訓練等の実施

診療所防災に当たっては、災害により診療所が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。市は、診療所に対し、防災体制、災害時の応急対策、診療所内の入院患者への対応策、診療所に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成するよう指導に努める。

4 医療ボランティアの確保

市は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、医療ボランティアの「担当窓口」を設置する。医師会等医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、「受入窓口」としての機能の整備の指導に努める。

第2 医療関係団体との協力体制の強化

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化に努める。

医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平時より相互の連携に努める。

3-3 被災者支援のための備え

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

第1 応急物資等備蓄計画

災害の応急対策、又は災害復旧に必要な物資及び資材の備蓄、調整について平素から十分留意するとともに、機材を点検し整備を図る。

また、資材、機材等点検整備計画は、災害応急対策を実施する関係機関、団体等においてそれぞれ実施する。

1 資材、機材の現況

本市において災害応急対策に必要な資材、機材は、それぞれの各計画に定めるとおりであり、今後もお万全を期するため定期的に点検を実施するとともに必要資材、機材の整備を図っていく。

(1) 救出機材の整備

家屋、建造物などの重量物の下敷きになった人びとの救出を迅速に行うため、ジャッキ・動力付ノコ・手ノコ等の整備調達を事前に整える。

(2) 建設用重機所有者との協力

災害時に備え、地元業者で所有している重機を活用するため、覚書(人命救助を要する災害救援作業)を締結し、事前に備える。

(3) 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

県保健福祉部は、医薬品等 113 品目について備蓄し、県内 30 箇所保管している。また、茨城県医薬品卸業組合に対し、災害用医薬品等の流通備蓄を委託している。

2 応急物資等の備蓄

大規模な自然災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力には限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。

住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、住民又は地域において自らの生活維持を図るために、食糧・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。

このため、市は、自ら備蓄することの必要性を住民に周知する。

(1) 応急食糧の備蓄整備

市は、住民に対して発災初期の避難生活における応急食糧の備蓄について、平常時から取り組む必要性を周知する。

ア 市は、住民の家族構成に応じた非常食 3 日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

- イ 家屋倒壊等で備蓄食糧の確保ができなかった被災者の生活確保のため市は、非常食の備蓄・調達先の確保に努める。
- ウ 安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、事業所等に食糧等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう啓発し、奨励する。

(2) 給水体制の整備

家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの3日間の世帯人数分を確保する。

市は、災害時において被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、浄水器の配備、給水タンク、ポリタンクの確保、応急配管及び応急復旧用資機材等の備蓄増強を図るとともに、必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努める。

また、老朽水道管の更新や水道施設の耐震化を促進するとともに、施設の管理図面や台帳等の控えをとり、災害に備え分散して管理する。

(3) 生活必需品等の備蓄整備

市においては、毛布類等が備蓄されているが、これらをさらに整備し、必要量を検討し備蓄に努めるとともに、販売業者と十分協議し、その協力を得て、物資調達に関する協定を締結し、生活必需品等を供給できる体制を整備する。

住民に対して、災害時の生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるように備えることを周知する。

(4) 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、警察、県を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものがある場合は、市と関係機関とで協議し、整備・備蓄に努める。救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材(重量物排除用具等)については、民間からの応援調達も考慮した体制の整備を検討する。

(5) 医薬品等の備蓄

市は市内医療機関と協力し、災害時の医療救護活動に必要なとされる医薬品等の備蓄をすすめ、民間薬剤業者との協力体制を確立し、災害時における医薬品等の流通備蓄の確保を図る。

(6) 民間企業との協定締結の推進

災害が発生し、公的備蓄だけで物資がまかないきれない場合を考慮し、民間企業と緊急時の流通備蓄の提供に関する協定を結び、物資の安定的な供給に努める。

3 - 4 避難対策計画

市は、避難場所に避難した被災者のうち居住場所を確保出来なくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うため、拠点避難所の設置を検討するとともに、避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。

第1 避難所の確保

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

第2 避難路の確保

市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定するものとする。さらに、市職員は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努めるものとする。

- 1 避難道路は概ね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- 2 避難道路は、相互に交差しないものとする。

第3 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食糧等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。主なものは次に示すとおりである。

- 1 食糧、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- 2 生活必需品
- 3 ラジオ、テレビ
- 4 通信機材（衛星携帯電話、特設公衆電話、市町村防災行政無線を含む）
- 5 放送設備
- 6 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- 7 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 8 給水用機材
- 9 救護所及び医療資機材（常備薬含む。）
- 10 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- 11 仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ
- 12 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、

空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の災害時要援護者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

第4 広域避難場所の指定

市は、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備に努める。

- 1 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2m²以上を確保することを原則とする。
- 2 広域避難場所は要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置するものとする。
- 3 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- 4 広域避難場所は、大規模な崖くずれや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- 5 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- 6 地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

第5 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- 1 災害時要援護者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- 2 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- 3 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- 4 避難先での安否確認及び生活面の配慮

第6 地域に求められる役割

1 住民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

- (1) 地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること。
- (2) 災害時要援護者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (3) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

2 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力を努める。

- (1) 災害時要援護者等の避難を支援すること。
- (2) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

3-5 災害時要援護者対策計画

近年の急速な高齢化や国際化、さらには住民のライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人など災害対応能力のない災害時要援護者の犠牲が多くなっている。

このため、次の各種対策を実施し、社会福祉施設及び福祉関係団体と災害時要援護者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、災害時の災害時要援護者の安全確保を図る。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 社会福祉施設等対策

1 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の利用者の大半については、ねたきり高齢者、障害者及び傷病者等のいわゆる「災害時要援護者」であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講ずる。

スプリンクラー等の防火設備については、設置義務でない施設についても必要に応じ設置に努める。

さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても促進を図る。

また、市は、過去において浸水被害のあった区域、土砂災害危険箇所等に存在する社会福祉施設等の保全のため、採択基準に該当する箇所について、施設管理者への周知、講習会の実施などに配慮する。

2 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、土砂災害危険箇所等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携を密接にして、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等に対し、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練や過去において浸水被害のあった区域、土砂災害危険箇所等、地域の特性に配慮した防災訓練等についても実施する。

また、市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

4 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食糧、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努める。

市は、災害時要援護者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

5 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、福祉関係団体と災害時要援護者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

6 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

また、市は災害時要援護者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

第2 在宅者対策

1 防災知識の普及・啓発

市は、災害時要援護者及びその関係者並びに近隣住民（自主防災組織等）に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、災害時要援護者の特性に配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制の整備に努める。

2 避難誘導・救出・救護体制の確立

市は、災害時要援護者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や福祉関係者との連携強化による災害時要援護者の実態把握に努め、地域住民、自主防災組織、警察署等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

その際、市は、災害時要援護者のプライバシーに配慮するとともに、関係者との実効性のある連携ができるよう、地域の災害時要援護者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

また、市は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図る。また、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備を検討する。

3 的確な情報伝達活動

市は、災害時要援護者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の災害時要援護者にとって適切な伝達手段を検討し、社会福祉関係者や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努める。

特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災関係機関及び福祉関係者

と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備を図る。

また、災害時要援護者が避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報機器の整備に努める。

4 災害時要援護者の状況把握

市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の協力を通して、災害時要援護者名簿及び災害時要援護者避難支援プラン個別計画（災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の作成に努める。

また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取扱いに十分留意しつつ災害時要援護者に係る情報の共有化に努める。

第3 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ確かな行動がとれるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備等に努める。

また、市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で血液型や既往症、宗教、連絡先等を記載するライフラインカードを配布し、外国人にその作成を勧めるとともに、傾向の促進に努める。

第4 災害時要援護者支援の基礎づくり

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 支援組織の形成

災害時要援護者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、町内会、自治会、福祉ボランティア団体等を中心に構成される支援組織の整備と活動推進を図る。

(2) 平常時の活動

支援組織は、平常時に次のような活動を実施する。

- ア 要援護者に関する情報の収集と管理
- イ 災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり
- ウ 防災マップに関する情報の収集と管理
- エ 要援護者が居住する住宅の防災対策支援

(3) 災害発生時の活動

支援組織は、災害発生後に要援護者を支援する者（以下「構成員」という。）と連携し、各要援護者の安否確認を行うほか、次のような活動を実施する。

なお、安否確認等が円滑に行われるためには、平常時から構成員同士が連絡を密にし、災害発生時の対応について打ち合わせ等を行うことが不可欠である。

- ア 支援組織は、地区の要援護者の安否確認等の集約を行うとともに、本市からの問い合わせ等に対応する。
- イ 支援組織は、必要に応じて要援護者の避難所等への誘導、搬送の対応を行う。

(4) 地域内防災環境の点検・調査

災害発生時の混乱の中、避難・誘導は非常に困難を極めることが予想される。避難・誘導を円滑に行うには、支援組織が中心になり、避難所の周辺及び経路について、目標物や危険物等を点検・調査し、改善していく取組みが必要である。

併せて、調査した内容を記載した防災マップを作成する必要がある。

2 要援護者台帳の整備

(1) 要援護者情報の収集

情報の収集に当たっては、民生委員・児童委員の訪問活動等により説明を行い、要援護者本人又は介護者・保護者の同意を得る。また、広報等での制度の周知により、本人又は介護者・保護者からの申し出を呼びかける。

(2) 要援護者情報の整備手順

要援護者を把握後、本人等に要援護者台帳への情報の登載と活用の同意を得る。その後、福祉担当部局は要援護者台帳を回収し点検整備を進める。

(3) 要援護者台帳の配備先

作成された要援護者台帳は、福祉担当部局で原本を保管し、居住する地域の自治会長と民生委員・児童委員に地域の全ての要援護者台帳（写し）を配備するほか、要援護者本人と構成員には当該台帳（写し）を配付する。

(4) 要援護者情報の更新等

当初の要援護者台帳配備後、登載された情報について定期的に確認を行い、要援護者台帳の更新を行う。

また、申し出があれば要援護者台帳への登載を随時受け付ける。

3 個人情報の厳格な管理

要援護者台帳には要援護者についての個人情報が登載されており、管理、作成に当たっては、管理する者や利用目的の限定を図る等、個人情報保護条例等の法令を遵守した管理方法を講じ、要援護者のプライバシー保護に十分留意するものとする。

4 支援体制（各部局、関係機関の役割分担）

平常時には、社会福祉協議会等関係団体と本市が連携し、要援護者に対する必要な情報伝達・避難支援等の体制整備を図る。災害時には、災害対策本部との連携のもと、要援護者に対する支援体制を整備するとともに、消防団、自主防災組織等への情報伝達網を整備する。

3-6 帰宅困難者対策計画

本計画では、災害の発生時に様々な理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について、実態を把握しどのような支援を実施すべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館・ホテル等の避難先の確保等に努める。

また、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

第1 帰宅困難者に対する防災対策

災害発生時の帰宅困難者に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講ずる。なお、帰宅困難者がむやみに移動を開始し混乱することのないよう、基本原則の周知徹底を図る。

1 検討事項

- (1) 情報の広域収集伝達体制の構築
- (2) 広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
- (3) 事業所、通勤者等への啓発
- (4) 徒歩帰宅行動時における支援対策
- (5) 代替輸送手段
- (6) 事業所、集客施設等における対策の推進
- (7) 事業所等における従業員の収容対策の推進
- (8) 飲料水、食糧、毛布等の備蓄の推進
- (9) 電車利用者対策、JRとの協議推進

2 帰宅困難者の発生を想定した実施すべき訓練等

- (1) 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練
- (2) 情報の収集伝達訓練
- (3) 安否の確認及び情報発信訓練
- (4) 徒歩帰宅訓練

3-7 地域の孤立対策計画

大規模な災害による道路や通信の途絶などにより孤立するおそれのある地域については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを推進することにより、地域住民の安全確保を図る。

第1 孤立地域対策

1 孤立のおそれのある地域の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地域について、事前の把握に努める。

把握に当たっては、過去の災害での事例、次の孤立のおそれのある地域の例を参考にするとともに、消防署、消防団等防災関係機関から意見を聴取する。

(1) 道路状況

- ア 地域につながる道路等において迂回路がない。
- イ 地域につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ウ 地域につながる道路等において橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- オ 道路及び橋の冠水等により、交通途絶になる可能性が高い。

(2) 通信手段

- ア 電気の途絶により、通信機器が利用できなくなる可能性がある。
- イ 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。
- ウ 大規模な浸水により、電気通信設備等に被害が発生し通信が途絶する可能性がある。

第2 孤立の未然防止対策

孤立を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取組み、孤立対策に必要な施策を推進する。

また、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

1 市

- (1) 孤立のおそれのある地域においては、地域の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、地域内の防災力の向上に努める。
- (2) 地域内に学校や駐在所等の公共的機関、東京電力、NTT東日本などの指定公共機関がある場合は、それらの機関のもつ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

(3) アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

(4) 孤立のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

2 電気通信事業者

孤立のおそれのある地域において、孤立防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

3 市及び道路管理者

孤立のおそれのある地域については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

第3 孤立した場合の対応

1 市

(1) 孤立した地域が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに提供する。

(2) 孤立した地域での避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。

(3) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 電気通信事業者

被災した電気通信設備等の応急復旧に努める。

3 市及び道路管理者

建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

4 警察署

安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

3 - 8 燃料不足への備え

第1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所の指定に努める。

第2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

市は、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておくよう努めるとともに、指定車両にはステッカー等を作成し備えておく。

第3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などにに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

第4 平常時の心構え

1 市

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

2 住民、事業所

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

3-9 文化財災害予防計画

文化財は、そのほとんどが火災によって失われていることから、火災による被害から保護するため、所有者又は管理者の協力を得て火災の予防と文化財の保護を図る。

第1 文化財保護

国・県及び市指定の文化財のうち、建造物及び彫刻、工芸品、絵画、書籍、歴史、資料等を収蔵している建物については、常時雨漏れ、火災等に注意し、特に毎年1月実施の文化財防火デーを期して、防火施設・設備の点検を実施する。

所有者又は管理者は、文化財保護の重要性をよく認識し、これらの施設設備の整備充実に努める。

1 保護の対象

本市には、県及び国の文化財保護条例に指定された建物、史跡等があり、これら及びこれらに準ずる物を対象とする。

2 災害予防対策

文化財の火気防災対策は、施設の充実はいうまでもなく、防火管理の体制をつくり、環境の整備、整頓を図るとともに、その周辺での喫煙、たき火等の火気使用の制限を図る。

具体的な施設整備については、消防機関が指導する。また、文化財保護制度制定後、国では毎年1月26日を文化財防火デーとしており、本市においてもこの日を期して消火訓練を実施するなどして防火思想の高揚に努める。

第4節 防災教育・訓練

4-1 防災知識の普及・啓発に関する計画

大規模災害時には、市・県・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、災害時要援護者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは県や市が行う防災活動への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、住民をあげての取り組みが重要であり、「市民防災運動」として、自主防災組織の組織化の促進と活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力し市民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る。

第1 市民に対する防災知識の普及

市民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災への寄与に努めることが求められるため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

1 普及の内容

- (1) 気象知識に関すること
- (2) 予報、注意報、警報に関すること
- (3) 災害危険箇所に関すること
- (4) 過去の主な災害事例・教訓
- (5) 災害対策の現状
- (6) 災害時における応急措置並びに心得
- (7) 避難所・避難経路・その他避難対策に関する知識
- (8) 平常時の心得（非常持ち出し品、備蓄等日頃の準備）
- (9) 自主防災組織等の地域での防災活動
- (10) 避難準備情報、避難指示及び避難勧告の内容と早期避難の重要性
- (11) 災害時要援護者への支援協力
- (12) 「自助」「共助」の推進
 - ア 概ね3日分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄
非常持ち出し品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などについて推進する。
 - イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置などについて見直しを推進する。

ウ 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・システム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

エ 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

(13) 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、市は、その特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料等を積極的に配布して、十分な周知を行う。

(14) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度で、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

(15) 防災関連設備等の準備

- ア 非常用持出袋
- イ 消火器等消火資機材
- ウ 住宅用火災警報器
- エ その他防災関連設備等

(16) その他、地域の実情に応じた市民の安全確保に必要な情報

2 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図る。

- (1) テレビ・ラジオ及び新聞の利用
- (2) 広報誌・広報車の利用
- (3) 映画・ビデオ等による普及
- (4) パンフレットの利用
- (5) 防災マップの配付
- (6) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (7) インターネットの利用(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等)
- (8) 文字放送の活用
- (9) 地震体験車等の教育設備の活用

3 防災基地の整備

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。

第2 学校における防災教育

小中学校の総合学習等の場を通じて、児童・生徒に対する防災教育の導入に努めるとともに、防災機関と連携した総合的な避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させる。

1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、防災対策委員会等の組織化を図り、学校における防災体制の確立や防災教育のあり方について対応を推進し、防災関係指導資料の活用等により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

2 防災教育の充実

(1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

(2) 防災教育の実施に当たっては、暴風、豪雨、洪水、地震、土砂崩れその他の異常な自然現象又は大火等による被害状況を認識させ、防災体制の仕組み等を理解させるとともに、災害時の対応力を育むことに留意する。

3 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行ない、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害の仕組み、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努めるとともに、地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の実施を検討する。

4 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等（心肺蘇生法等）に関する指導者研修会を通して指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

5 避難訓練等の実施

大規模災害を想定した総合的な避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、実施に当たっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらうなど避難訓練方法の工夫を行う。

第3 市職員に対する防災教育

1 教育の内容

(1) 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。

- (2) 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- (3) 過去の主な災害事例に関すること。
- (4) 防災関係法令の運用に関すること。
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引き等印刷物の配付
- (3) 見学、現地調査等の実施

第4 関係機関への対応

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

第5 企業防災の推進

各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備や行政と企業等が連携した防災訓練を実施するほか、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検見直しなど防災活動の推進に努める。

また、企業の防災に関する取組みを企業自身が積極的に評価するなどにより、企業防災力の向上を図る。

このため、市は、社員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

第6 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

4-2 防災訓練計画

近年全国各地で被害に見舞われた豪雨災害等の教訓から、すべての者に平常時からの災害に対する備えや準備の必要性が再認識された。

市は、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる強化を目的として各種の防災訓練を定期的実施するとともに、市民各位の積極的な訓練参加を促し、的確な災害対応に関する訓練に努める。

なお、市及び防災機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じる。

また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 総合防災訓練

防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、住民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、災害時要援護者も含めた、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

1 訓練項目

- (1) 動員及び災害対策本部の設置・運営
- (2) 交通規制及び交通整理
- (3) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- (4) 救出・救助、救護・応急医療
- (5) 各種火災消火
- (6) 道路復旧、障害物除去
- (7) 緊急物資輸送
- (8) 災害情報の収集伝達
- (9) ライフライン復旧
- (10) 無線による災害情報収集伝達
- (11) 災害時要援護者の支援（避難所への避難等）
- (12) 応急給水活動

その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

第2 個別防災訓練

1 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

2 避難、救助救護訓練

市及びその他の関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。

また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒、利用者等の人命を保護するための避難訓練を随時実施するよう指導する。

3 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害が生じることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、各無線局の参加を促し、非常通信に関する訓練を定期的に行う。

4 災害情報連絡訓練

災害時において市（災害対策本部）と市の出先機関との災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

5 水防訓練

その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を予想し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施する。

【訓練内容】

- (1) 観測（水位、雨量、風速）
- (2) 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- (3) 輸送（資材、機材、人員）
- (4) 工法（各水防工法）
- (5) 水門、樋門、陸閘、角落しの操作
- (6) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

6 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、市、筑西消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

7 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び筑西消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

8 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び県をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く災害時要援護者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

9 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた避難訓練の実施、地域住民の参加により学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

10 防災訓練時の交通規制

警察本部は、救援物資の輸送訓練等の際には、パトカーによる先導や交通整理を実施する。

4-3 文教計画

教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という）における幼児・児童・生徒等（以下「児童・生徒等」という）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害予防の措置を講ずる。

第1 防災教育

1 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童・生徒等の安全を図るため、学校防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施

- (1) 校長等は、児童・生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

第2 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

1 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童・生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

(1) 施設の点検整備

施設の管理者は、定期的に施設の点検を行い、整備に必要な箇所については速やかに整備することを図る。

ア 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

イ 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。

ウ 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

(2) 防災対策の整備

ア 防災体制の整備

火災、洪水、がけ崩れ等の災害発生に備え、学校等は被害を最小限にとどめるため、関係機関との密接な連絡のもとに児童・生徒等並びに教職員の応急対策及び連絡避難体制の整備を図る。

イ 防災計画の整備

学校等は、災害の種類に応じ、救助、連絡避難等に関する計画書を作成し、それに基づく日常の指導、訓練等を進める。

ウ 避難経路、場所の点検と整備

避難については、その経路、場所、方法について周知徹底を図るために各種教室や防災コーナー等に掲示しておくとともに、避難場所については様々な条件を考えて、避難等の場所を指定し整備する。

エ 通学路の安全点検と事後措置

登下校時の地震による被害防止のために、特に次の項目等について重点的に点検を実施し、保護者及び関係機関の協力を得て安全確保に努める。

- (ア) ブロック塀等が倒壊する恐れのある箇所
- (イ) 家が密集しているなど、通行に支障がある箇所
- (ウ) 高圧電線等の切断により通行に支障のある箇所
- (エ) マンホールや用水路等、増水時に危険のある箇所

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

1-1 組織計画

市及び防災関係機関は、市域内及び近隣市町村に大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限度にとどめるため、市災害対策本部を設置し、防災業務の遂行に当たる。

第1 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

市は、次に示す場合、災害対策基本法第23条、桜川市災害対策本部条例及び本防災計画の定めるところにより、非常時体制をとり災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

【設置基準】

- (1) 台風・集中豪雨・洪水・火事・爆発その他による災害が発生した場合又は発生するおそれのあるときで、市長（本部長）が本部の設置の必要があると認めたとき。
- (2) 暴風・大雨・洪水等の注意報又は警報が発令された場合で、市長（本部長）が本部の設置の必要があると認めたとき。
- (3) 気象庁と県が共同で発表する土砂災害警戒情報が発令された場合で、市長（本部長）が本部の設置の必要があると認めたとき。
- (4) その他市長（本部長）が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき。

2 廃止

市長（本部長）は予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し応急措置が概ね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止する。

3 設置及び廃止の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

4 実施責任者

災害対策本部の総括指揮者は市長（本部長）であるが、不在の場合は次の順序による。

第1順位	第2順位
副市長	市民生活部長

5 開設場所

災害対策本部は、桜川市役所大和庁舎3階大会議室に設置する。

ただし、市庁舎が被災するなど何らかの理由で会議室が使用できない場合は、次の順序で本部を移設する。

第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
大和中央公民館	岩瀬庁舎	真壁庁舎

6 災害対策本部の体制と配備

体制の基準は、次によるほか、その時の状況により本部長が決定する。

(1) 準備指令

気象注意報が発令されたとき、またはその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたときに連絡調整を主とする体制。

(2) 第1配備指令

気象警報や土砂災害警戒情報が発令され、災害が発生するおそれがある場合又はその他の状況により本部長が警戒を要すると認めたとき、災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制。

(3) 第2配備指令

事態が切迫し、若しくは災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合又はその他の状況により本部長が必要であると認めたとき、災害の現状に対処し拡大に備える体制。

(4) 第3配備指令

災害が拡大し、緊急体制では対処できない場合又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき、本部の全力をもって対処する体制。

第 2 組織図

1 災害対策本部組織表

部名	部長等		班名	班長等		班員
本部事務局	事務局部長 事務局次長	市民生活部長 市民生活部次長	本部班	班長 副班長	生活安全課長 国保年金課長	生活安全課 国保年金課
本部事務局付			現地調査班	*災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。		
			現地対策班	班長	岩瀬総合窓口課長	各庁舎総合窓口課
				班長	真壁総合窓口課長	
			班長	大和総合窓口課長	監査委員公平委員会事務局	
総務部	部長 次長	総務部長 総務部次長	総務班	班長	総務課長	総務課
			財政班	班長	財政課長	財政課
			税務班	班長	税務課長	税務課 収税課
				副班長	収税課長	
会計班	班長	会計課長	会計課			

部名	部長等		班名	班長等		班員
市長公室部	部長 次長	市長公室長 市長公室次長	企画・情報班	班長 副班長	情報政策課長 企画課長	情報政策課 企画課
			秘書広報班	班長	秘書広報課長	秘書広報課
			職員班	班長	職員課長	職員課
市民生活部	部長 次長	市民生活部長 市民生活部次長	市民班	班長	市民課長	市民課
			環境対策班	班長	環境対策課長	環境対策課
保健福祉部	部長 次長	保健福祉部長 保健福祉部次長	福祉班	班長 副班長 〃	社会福祉課長 児童福祉課長 介護長寿課長	社会福祉課 児童福祉課 介護長寿課
			保育所班	班長 副班長	岩瀬・大和保育所長 東部・北部保育所長	各保育所
			保健班	班長	健康推進課長	健康推進課
経済部	部長 次長	経済部長 経済部次長	農政班	班長 副班長	農林課長 農地整備課長	農林課 農地整備課 農業委員会 事務局 土地改良事務局 水田農業振興室
			商工班	班長	商工観光課長	商工観光課
建設部	部長 次長	建設部長 建設部次長	建設班	班長	建設課長	建設課
			都市整備班	班長	都市整備課長	都市整備課
上下水道部	部長 次長	上下水道部長 上下水道部次長	下水道班	班長	下水道課長	下水道課
			水道班	班長	水道課長	水道課
教育部	部長 次長	教育部長 教育部次長	学校教育班	班長	学校教育課長	学校教育課
			文化財生涯学習班	班長 副班長	生涯学習課長 文化財課長	生涯学習課 文化財課
			スポーツ振興班	副班長	スポーツ振興課長	スポーツ振興課
消防部	部長	消防団長	消防班	班長	消防団副団長	桜川市消防団
議会部	部長	議会事務局長	議会班	班長	議会事務局長	議会事務局

2 事務分掌

部名	班名	班員	分掌事務
本部事務局	本部班	生活安全課職員 国保年金課職員	(1) 災害対策本部及び現地対策本部の設置、運営、庶務及び閉鎖に関すること。 (2) 災害対策の総合調整に関すること。 (3) 本部会議の庶務に関すること。 (4) 本部長指令の発令及び解除に関すること。 (5) 災害関係職員の動員及び服務に関すること。 (6) 県、消防、警察、自衛隊及び他自治体職員等の派遣要請及び受け入れに関すること。 (7) 指定公共機関その他の関係機関との連絡に関すること。 (8) 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。 (9) 気象情報及び各種予報、警報等の情報の収集連絡に関すること。 (10) 各部からの被害状況のとりまとめに関すること。 (11) 応急対策実施状況のとりまとめに関すること。 (12) 防災行政無線局の運用に関すること。 (13) 県との災害状況の連絡及び報告に関すること。 (14) 各部各班との連絡調整に関すること。 (15) 輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送に関すること。 (16) その他各部に属さない事項に関すること。
本部事務局付	現地調査班	* 災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。	(1) 被害状況現地調査報告に関すること。 (2) り災状況の一次判定調査報告に関すること。
	現地対策班	岩瀬総合窓口課員 真壁総合窓口課員 大和総合窓口課員 監査委員公平委員会事務局職員	(1) 各庁舎における災害情報等の収集に関すること。 (2) 現地調査・対策の協力に関すること。 (3) 本部事務局との連絡調整に関すること。 (4) 障害物の除去の協力に関すること。 (5) 防災無線放送の協力に関すること。 (6) り災証明書の申請受付、証明書の発行に関すること。
総務部	総務班	総務課員	(1) 区長会並びに関係諸団体との連絡調整、情報収集及び協力要請に関すること。 (2) 被害状況現地調査報告に関すること。 (3) り災状況の一次判定調査報告に関すること。 (4) 被災者の相談に関すること。
	財政班	財政課員	(1) 災害対策関係予算及び災害時の資金の運用に関すること。 (2) 義援金・支援金の受入れ及び配分に関すること。 (3) 災害対策に対する物品の調達に関すること。 (4) 災害救助関係就労者の確保及び供給に関すること。 (5) 車両の配車に関すること。 (6) 民間からの車両及び舟艇等の借上に関すること。 (7) 庁舎等の防災及び修理に関すること。 (8) 燃料の確保に関すること。
	税務班	税務課員 収税課員	(1) 土地の被害状況調査及び報告に関すること。 (2) 建物のり災判定調査及び報告に関すること。 (3) り災判定プロジェクトチームの設置に関すること。 (4) り災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 (5) り災世帯数の調査協力に関すること。
	会計班	会計課員	(1) 災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関すること。

市長公室部	企画・情報班	企画課員 情報政策課員	(1) 災害情報の収集及び伝達に関する事。 (2) 救助救援物資等の受付、保管、仕分け及び配分に関する事。 (3) り災世帯数の調査に関する事。 (4) 緊急速報メール等の配信に関する事。 (5) 帰宅困難者の避難誘導に関する事。
	秘書広報班	秘書広報課員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 (2) 災害視察及び見舞者の接遇に関する事。 (3) 各種警報の伝達広報に関する事。 (4) 災害情報の広報に関する事。 (5) 災害状況の記録及び写真等の整理に関する事。 (6) 報道機関との連絡等に関する事。
	職員班	職員課員	(1) 本部長及び派遣職員の給与に関する事。 (2) 本部長及び派遣職員の休職に関する事。 (3) 公務災害補償その他被災職員に対する給与及び援助に関する事。
市民生活部	市民班	市民課員	(1) り災者台帳の作成及び被害状況のとりまとめに関する事。 (2) 安否情報の収集・整理に関する事。 (3) 要搜索者名簿の作成に関する事。 (4) り災世帯数の調査協力に関する事。 (5) 不明者の身元確認の協力に関する事。
	環境対策班	環境対策課員	(1) 被災地の防疫及び清掃に関する事。 (2) 犬猫等の死体処理に関する事。 (3) 各種情報の伝達広報の協力に関する事。 (4) 災害廃棄物の処理対策に関する事。 (5) 公害原因物質による環境汚染の調査に関する事。 (6) 被災瓦礫の受け入れ及び処分に関する事。 (7) 井戸水の水質検査及び消毒に関する事。 (8) 放射能対策に関する事。 (9) その他環境衛生に関する事。
保健福祉部	福祉班	社会福祉課員 児童福祉課員 介護長寿課員	(1) 災害救助法、小災害り災者援護、災害弔慰金及び災害援護資金等に関する事。 (2) 避難所及び福祉避難所の設置及び収容に関する事。 (3) 福祉相談窓口の開設及び相談に関する事。 (4) 炊き出し、食糧品の給与に関する事。 (5) り災者の被服寝具、その他生活必需品の給貸与に関する事。 (6) 救助物資の確保、輸送及び配分に関する事。 (7) り災死亡者の収容及び埋火葬に関する事。 (8) 福祉施設の被害調査及び復旧に関する事。 (9) 災害見舞金品・義援金の配分に関する事。 (10) 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 (11) 要援護者対策に関する事。 (12) ひとり暮らし高齢者の安否確認に関する事。 (13) 社会福祉協議会との連携協力に関する事。
	保育所班	保育所職員	(1) 児童の避難に関する事。 (2) 保育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 (3) 災害時の児童の預かり及び休所に関する事。 (4) 児童の被災状況調査に関する事。 (5) 避難所設置時の協力に関する事。
	保健班	健康推進課員	(1) り災者の医療救護及び防疫に関する事。 (2) 保健・医療相談窓口の開設及び相談に関する事。 (3) 医療救護所の設置及び運営に関する事。 (4) 医療機関との連絡調整に関する事。 (5) 医療機材、医療品の確保に関する事。 (6) 感染症の予防に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> (7) その他保健に関すること。 (8) 保健施設の被害調査及び復旧に関すること。 (9) 避難所開設時の協力に関すること。
経済部	農政班	農林課員 農地整備課員 農業委員会事務局職員 土地改良事務局職員 水田農業振興室職員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地、農作物、農業用施設の災害調査・り災判定及び応急対策に関すること。 (2) 農作物被害に対する技術指導に関すること。 (3) 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 (4) 家畜の被害調査及び死体処理に関すること。 (5) 農林災害資金融資の相談に関すること。 (6) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (7) 避難所運営の協力に関すること。 (8) 農業施設のり災判定及び証明書の交付に関すること。
	商工班	商工観光課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商工業の被害調査及び報告に関すること。 (2) 観光施設の被害調査及び復旧に関すること。 (3) 商工業災害貸付等の相談に関すること。 (4) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (5) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
建設部	建設班	建設課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土木施設の応急復旧、災害復旧に関すること。 (2) 土木施設の被害状況、応急修理等の記録に関すること。 (3) 水防対策に関すること。 (4) 土砂災害対策に関すること。 (5) 道路、河川、橋梁等の応急修理に関すること。 (6) 障害物の除去に関すること。 (7) 災害対策に必要な就労者及び資材等の確保の協力に関すること。
	都市整備班	都市整備課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市施設の応急対策に関すること。 (2) 都市施設の被害状況調査に関すること。 (3) 都市施設の応急修理及び清掃に関すること。 (4) 水防対策の協力に関すること。 (5) 被災住宅の応急危険度判定に関すること。 (6) 市営住宅の被害調査及び報告並びに修理に関すること。 (7) 応急仮設住宅の供与に関すること。 (8) 被害住宅の応急修理に関すること。 (9) 被災者住宅相談に関すること。
上下水道部	下水道班	下水道課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道施設の被害調査に関すること。 (2) 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。 (3) 仮設トイレの調達及び設置に関すること。 (4) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
	水道班	水道課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 飲料水の応急給水活動に関すること。 (2) 上水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 (3) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。
教育部	学校教育班	学校教育課員 給食センター職員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学用品等の調達及び配分に関すること。 (2) 児童生徒の避難に関すること。 (3) 災害時の登下校及び休校に関すること。 (4) 救助用ヘリコプターの離着陸場の設置に関すること。 (5) 学校施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (6) 学校との連絡、情報収集に関すること。 (7) 児童及び生徒の被災状況調査に関すること。 (8) 避難所設置時の協力に関すること。 (9) 炊き出しの協力に関すること。
	文化財生涯学習班	文化財課員 生涯学習課員	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財、公民館、体育施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 避難所開設時の協力に関すること。 (3) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。

	スポーツ振興班	スポーツ振興課員	(1) 避難所の施設管理に関する事。 (岩瀬総合体育館、大和体育館、真壁体育館) (2) 飲料水の応急給水活動への協力に関する事。
消防部	消防班	桜川市消防団	(1) 消防団員の動員に関する事。 (2) 消防及び水防活動に関する事。 (3) 避難の勧告及び指示の伝達に関する事。 (4) 避難者の誘導に関する事。 (5) り災者の救出に関する事。 (6) り災者の非難のための輸送に関する事。 (7) 行方不明者の捜索に関する事。
議会部	議会班	議会事務局職員	(1) 各部との連絡調整に関する事。 (2) 災害に係わる議会の対策に関する事。

1 - 2 動員計画

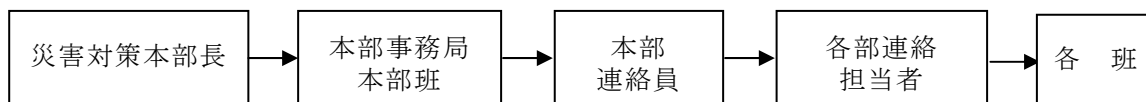
災害応急対策活動に必要な人員を把握し、災害対策本部の設置等、災害時の応急対策を遂行するための以下のとおり職員を動員する。

第1 市の職員動員・参集

1 動員の方法

(1) 勤務時間内の場合

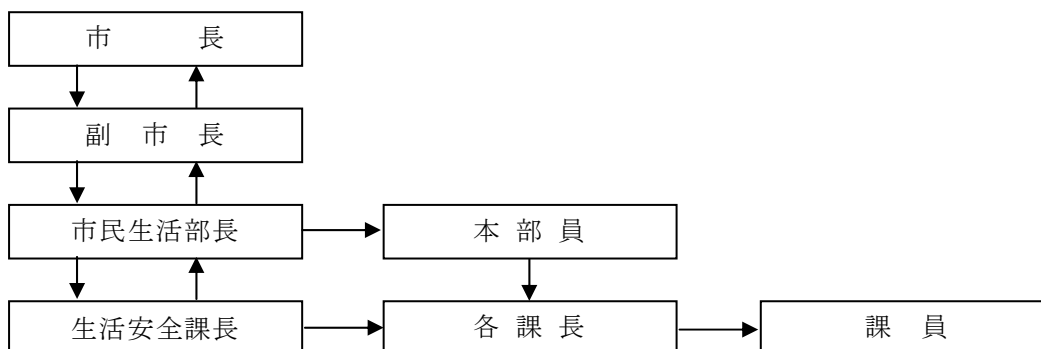
災害対策本部の配備態勢については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達することとし、原則として、平常勤務体制で対応する。



(注) 上記の伝達方法は、庁内放送をもって行うことがある。

(2) 勤務時間外の場合

突発的に災害が発生し、緊急に職員を動員する必要があるときは、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



(注) 上記の伝達方法は、電話・携帯電話・メール等最も速やかに行える方法による。

(3) 動員状況の報告

各班の班長は、職員の参集状況を速やかに把握し、部長に報告するものとする。また、部長は市長（本部長）に報告するものとする。

2 配備態勢

災害本部における配備態勢は、次のとおりとする。

配備体制	配備内容	災害の状況
準備指令	生活安全課長 防災担当職員	1 気象庁から大雨、洪水等のいずれかの注意報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 2 震度4の地震が発生したとき
第1配備指令 (警戒態勢)	市民生活部長生活安全課長 生活安全課職員 建設部応急対策担当職員 (部で指名した職員) 各総合窓口課担当職員(各 庁舎に集合) 消防団本部員以上	1 気象庁から大雨警報・洪水警報・暴風警報のいずれかが発表され、被害の発生が予想されるとき。 2 河川が警戒水位に達するおそれがあるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 震度5弱の地震が発生したとき。 5 その他必要により市長(本部長)が警戒体制を命じたとき。
第2配備指令 (緊急体制)	各部課副主査以上の全職員 生活安全課課職員 建設部応急対策担当職員 その他の職員は自宅待機 消防分団長以上の役員	1 水害が発生又は発生するおそれがあるとき。(本部長命令) 2 震度5強の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長(本部長)が緊急体制を命じたとき。
第3配備指令 (非常体制)	全職員 全消防団員	1 市域の複数の地域に風水害が予想される気象情報が発表され、大規模な被害が生じる恐れがあるとき 2 その他異常な自然現象又は大規模な人為的原因による災害が発生する恐れがあるとき、又は甚大な被害が予想されると市長(本部長)が認めたとき 3 風水害等により数地区に被害が生じたとき 4 震度6弱以上の地震が発生したとき。

3 配備の命令を受けた市職員の行動

- (1) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- (2) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- (3) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。
ただし、本部長、副本部長、本部員及び事務局本部班については、この限りでない。
- (4) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事する。

- ア 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。
- イ 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、指定避難所等に参集する。
ただし、本部長、副本部長、本部員及び事務局本部班については、この限りでない。

- (5) 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡する。
- (6) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、災害対策本部事務局に連絡する。

4 準備指令（注意配備）における対応

(1) 主な職務

状況把握と第1配備指令（警戒配備）の検討並びに事前通告。

(2) 職員の対応

生活安全課長から第1配備指令を受けた職員は、職場に待機する。夜間・休日時は自宅待機。

5 第1配備指令（警戒配備）における対応

(1) 主な職務

- ア 河川の状況確認、土砂災害等危険箇所の警戒巡視（建設部）
- イ 橋梁等通行止めの準備、実施（建設部）
- ウ 災害状況の把握、災害対策本部・現地災害対策本部の設置検討（総務部）

(2) 職員の対応

- ア 市民生活部防災関係職員並びに建設部の課長級以上の職員は、市民生活部長の指示により会議室に集合し、対応を協議する。
- イ 夜間・休日時、集合の連絡を受けた上記職員は、即登庁し待機する。

(3) 消防団

- ア 消防団長は、副団長・本部員に各地区の庁舎へ集合するよう指示する。
- イ 各庁舎において副団長・本部員は、消防団長の指示を受け、各消防署と連携を図り、災害状況を把握し、水防活動の実施と消防団の出動について協議する。
- ウ 出動命令を受けた分団長は、副団長・本部員の指揮の基、分団員を統率し、災害現状の把握及び水防活動に従事する。
- エ 消防団を出動させる場合は、各地区の筆頭副団長が団長に報告する。

6 第2配備指令（緊急体制・災害対策本部設置）における対応

(1) 本庁職員の対応

- ア 課長以上の職員は、市民生活部長の指示により、3階会議室に集合する。
- イ 災害対策本部からの指示を受け、今後の対応を協議し関係各課並びに各庁舎に災害対策の指示をする。
- ウ 副主査以上の職員は、災害に備え庁舎に待機する。夜間・休日の際も登庁し待機する。

(2) 消防団

ア 各地区の副団長から出動の指示を受けた分団は、直ちに現地対策本部又は災害現場に急行する。

イ 各分団は、副団長又は本部員の指示により水防活動等を実施する。

7 第3 配備指令（非常体制・大規模災害）における対応

（1）職員の対応

全職員がそれぞれの所属する庁舎に集合し、災害対策本部長の指示により対応に当たる。

（2）消防団

全分団員は、各分団の詰所に集合して出動態勢を整え、副団長の指示により、現地対策本部又は直接災害現場（副団長指示）に急行する。

第2節 災害情報の収集・伝達

2-1 気象情報等計画

気象予警報の発表、伝達及び周知徹底並びに異常現象発見時の措置については、本計画の定めるところによる。

第1 気象注意報、気象警報等の種類及び発表基準

1 水戸地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 警報・注意報の種類と概要

警報・注意報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注 意 報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(2) 警報・注意報の発表基準

警報・注意報の種類と発表基準（桜川市）

桜川市	府県予報区	茨城県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	県西地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	平坦地：1時間雨量 50mm 平坦地以外：1時間雨量 60mm
		土壌雨量指数基準	111

警報	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 50mm 平坦地以外：1時間雨量 60mm
		流域雨量指数基準	桜川流域=14
		複合基準	平坦地：1時間雨量 45mm かつ流域雨量指数 桜川流域=11
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 30cm
注意報	大雨	雨量基準	平坦地：1時間雨量 30mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm
		土壌雨量指数基準	66
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 30mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm
		流域雨量指数基準	桜川流域=9
		複合基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 60%* ¹	
	低温	夏期：最低気温 15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		

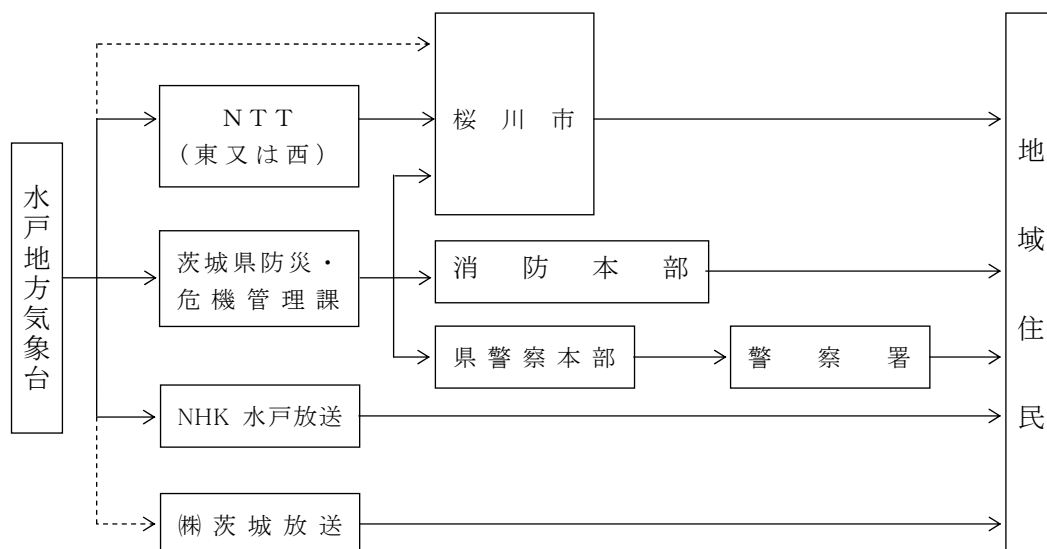
*¹ 湿度は水戸地方気象台の値。

第2 伝達系統

気象予警報の伝達及び周知徹底は、概ね次の系統図により行う。

なお、通信途絶時に備えて携帯ラジオを配備し、気象予警報の収集に努める。

1 気象予警報伝達系統図

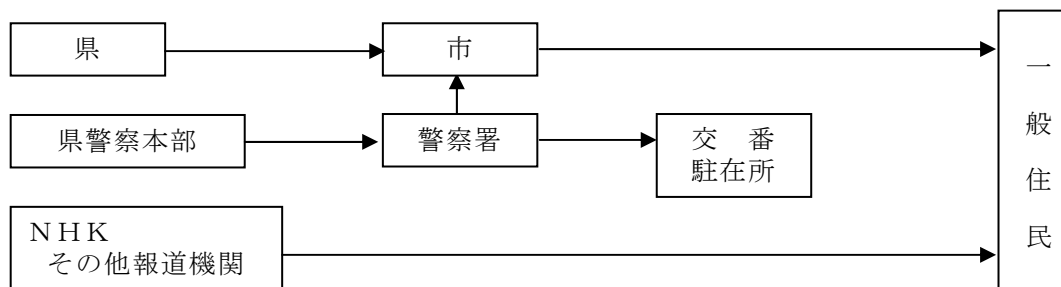


2 内部の伝達計画



3 住民への周知徹底

市は、同報系防災無線、広報車、携帯電話、インターネット、戸別訪問等あらゆる手段を用いて、気象予警報の伝達を徹底する。



第3 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常現象（洪水等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

1 発見者の通報

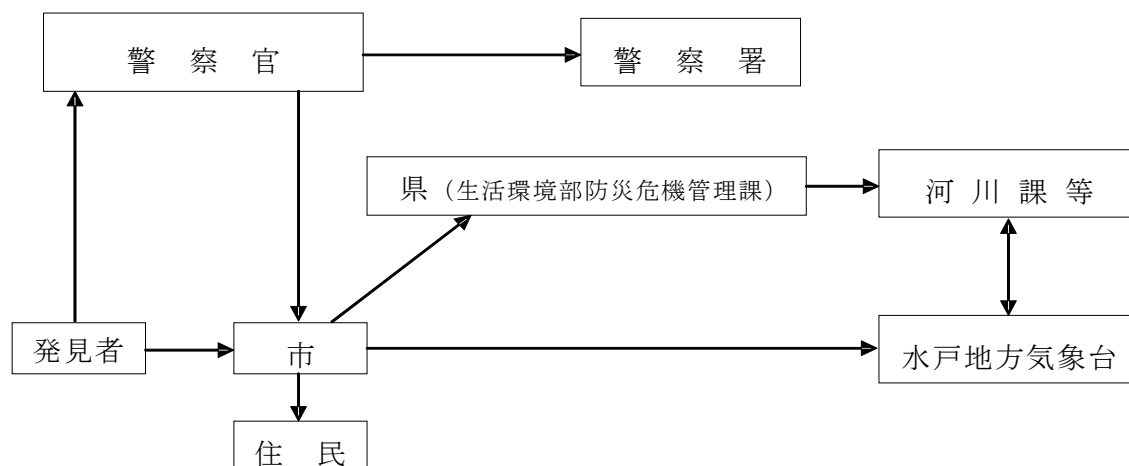
異常現象を発見した者は、直ちに市長（本部長）に通報するとともに消防、警察に通報する。

2 警察官等の通報

通報を受けた消防、警察は、直ちに市長（本部長）及び上部機関に通報する。

3 市長（本部長）の通報

1、2により通報を受けた市長（本部長）は、直ちに水戸地方気象台及び県地方機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図る。



2-2 災害情報の収集・伝達計画

市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、警告等の受伝達重要通信の疎通を図る。

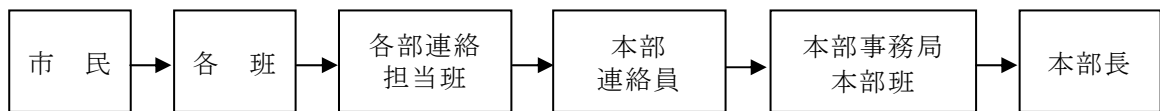
また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用する他、携帯電話の使用可能な地域を全市的に確保できるよう推進するとともに、電話、電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第1 災害情報の収集、報告

1 被害状況の収集

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を各部において収集及び整理し、総務班においてとりまとめる。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県及び内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報収集を実施し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。



(1) 各部における調査事項

市は、大規模災害が発生した場合は、以下の項目について調査する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致する災害
- イ 避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 県の実施する応急対策の実施状況

(2) 報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致する災害
- イ 災害対策本部を設置した災害
- ウ 市域の被害は軽微であっても、隣接する他市町村で大きな被害を生じている災害
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- カ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

(3) 被害状況の調査及び報告系統

市は、県に災害情報を報告する。

報告すべき災害は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れしだい県に対して報告する。

なお、被害状況の調査、報告の要領等は、次に定めるところによる。

被害状況の調査、報告の要領

ア	人の被害	負傷者、死亡者
イ	住家の被害	被害の程度、戸数
ウ	土木関係	公共土木施設被害、都市計画施設被害、下水道施設被害
エ	農林水産関係	一般被害、農林水産業施設被害
オ	建築関係	公営住宅被害
カ	商工関係	中小企業（大企業）関係被害
キ	民生・福祉関係	公共施設被害、清掃施設被害、医療施設被害、社会福祉施設等被害
ク	教育関係	市立学校（大学を除く。）被害、文化財、社会教育施設被害
ケ	その他	その他の被害状況
コ	公共施設等の被害状況	公共施設等の被害状況、道路の不通状況、交通機関の被害状況（不通状況）、電力施設の被害状況（停電状況）、通信施設の被害状況（電話不通状況）、上水道施設の被害状況、下水道施設の被害状況

2 災害情報の伝達手段

(1) 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力する。

(2) 市は、災害情報を報告するに際し、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファックスなども活用する。

(3) 有線が途絶した場合は、警察通信設備、自衛隊通信設備、消防通信設備、水防通信設備、気象保安通信設備、鉄道保安通信設備、電力保安通信設備等の、無線通信施設を利用する。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

(4) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

3 防災関係機関との連携

市は、警察、県災害対策本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

(1) 主な情報交換事項

- ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
- イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ウ 犯罪の防止の状況

(2) 災害対策本部におけるとりまとめ

災害対策本部本部室における被害状況のとりまとめについては、規模等により異なるが概ね次によりとりまとめる。

ア 被害状況

(ア) とりまとめの時期及び回数

原則として災害対策本部設置期間中毎日1回（午後5時現在のもの）とりまとめる。

(イ) とりまとめ事項の内容

被害状況報告様式によりとりまとめる。

イ 報告の基準

報告は、次に掲げる事項のいずれかに該当したとき行うものとする。

- (ア) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- (ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

ウ 災害即報

(ア) 即報を行う場合

災害対策本部を設置して対処しなければならない程度・規模の災害が発生した場合、災害即報を行う。

(イ) 即報を行う時点

災害が発生するおそれがある時点から、災害の終息が見極められるまでの間、逐時必要に応じ災害即報を行う。

(ウ) 即報事項

別紙の様式により行う。（ただし、様式に掲げる事項中、1項目でも2項目でも状況を把握し、かつその内容が重要と判断されるときは、その都度行う。）

(3) 警察との連携体制

市は、警察官1名の派遣を要請し、署活系無線機を使用した連携体制を確保し、情報収集体制及び被害状況の共有体制を強化する。

第2 報告内容

1 緊急報告

原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみで、必ずしも数値で表される情報である必要はない。又、緊急の場合には口頭報告で差し支えない。

また、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。
報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で行う。

2 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報（災害対策本部被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等）の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次県（災害対策本部）へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報とする。
至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で行う。

（1）被害状況速報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末、又は衛星通信やファックス等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部）に報告する。

（2）災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部）に文書で災害確定報告を行う。

（3）その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う。

3 報告

（1）県に対する報告

ア 被害情報の収集伝達は、原則として防災情報ネットワークシステムを利用して、「茨城県被害情報等報告要領」により行う。

イ 県に報告することができない場合は、国（消防庁）に対して、直接報告し、報告後速やかにその内容について県へも報告する。

ウ 災害規模が大きく、桜川市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して、応援を要請する。

（2）国に対する報告

被害状況の国に対する報告は、県を通じて行うことを原則とするが、市と県の間が通信途絶等により、県への報告ができない場合には、次のとおり消防庁に報告す

る。ただし、市と県との間の通信が復旧した場合には、県を通じた通常の報告ルートに復帰する。

(3) 非常災害の場合の情報収集及び報告

市長（本部長）は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国及び県に対し、迅速に当該情報の報告に努める。

(4) 応急対策実施状況の収集等

ア 災害発生に伴う応急対策実施状況の収集は、「第1_1 被害状況の収集」の方法により行う。

イ 応急対策等の指示伝達及び調整

災害発生に伴う応急対策に関する必要な指示伝達は、「第1_1 被害状況の収集」の系統により行う。ただし、各部の間において連絡調整を行う必要が生じたときは、直ちに本部会議を開催し、その決定に基づき、市長（本部長）から関係機関に指示伝達を行う。

(5) 支援要請

市は、大規模な被害により単独に応急活動あるいは行政事務を実施することが困難になった場合、協定等により支援要請を行う。

2-3 通信計画

災害に伴う気象予警報の伝達、被害状況及び応急対策実施状況の収集、災害時の情報の伝達等、災害時における通信、連絡は、本計画の定めるところによる。

第1 通信手段

1 非常時における公共通信施設の優先利用

災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合等においては、次の方法により通信施設を優先的に利用することにより通信連絡を確保する。

(1) 非常通話

他の全ての通話に優先する。

ア 災害救援のための緊急を要する通話であって災害救助機関相互間で行うもの。

イ 災害救助のため必要とする通話であって非常事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者が、災害救助機関に対して行うもの。

(2) 緊急通話（衛星通信回線を含む。）

他の一般通話に優先する。

また、火災その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合において、救援等緊急の事項を内容とする通話であって、その事実を知ったものと救援機関との間、又はこれら機関相互間で行うものは、他の一般通話に優先する。

2 災害時の通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

(1) 通信事業者回線等

市は、NTT東日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用などにより、通信の集中による「ふくそう」の防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図る。

ア 災害時優先電話

市は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。

イ 非常通話、緊急通話

市は、必要により、あらかじめ登録をした災害時優先電話から102番を呼び出し、優先した通話を申し込む。

ウ 携帯電話の活用

市は、応急復旧などにより携帯電話が使える場合は、緊急時の連絡手段として確保し活用する。

(2) 無線系通信の利用

ア 孤立防止対策用衛星電話

市の公共機関や学校等で、必要と考えられる箇所に設置する。

イ 防災相互無線の活用

市は県と協力し、防災関係機関に防災相互無線局の整備を図る。

ウ 移動無線局の活用

市は県とともに、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図る。

(3) 非常通信経路計画

一般公衆電話が途絶した場合は、市長（本部長）は、次に掲げる者の協力を得て、その通信施設を利用する。

ア 警察事務を行う者

（桜川警察署・茨城県警察本部間無線通信施設）

イ 消防事務を行う者

（桜川市消防用超短波無線電話施設）

ウ 水防事務を行う者

（茨城県筑西土木事務所・県庁間無線通信施設）

エ 鉄道事業を行う者

（岩瀬駅、大和駅、羽黒駅・無線有線混在通信施設）

オ 電気事業を行う者

（東京電力支店間無線電話施設）

カ 各タクシー会社の無線通信設備

(4) 事前協議

市長（本部長）は、災対法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておくものとする。（災害が発生した場合の災対法第 79 条に基づく優先使用を除く。）

第 2 通信内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又は、これに準ずる。

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
- 5 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

- 11 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

第 3 アマチュア無線ボランティアの活用

1 受入れ体制の確保

社会福祉協議会は、災害発生後直ちに「防災ボランティア受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保する。

2 「受入れ窓口」の運営

社会福祉協議会が運営する「防災ボランティア受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (1) ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- (2) 市及び県担当窓口との連絡調整
- (3) その他

3 アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

市は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

- (1) アマチュア無線ボランティアの活動内容
 - ア 非常通信
 - イ その他の情報収集活動

第 4 自衛隊への通信支援要請

市は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼することができる。

2-4 広報計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにする必要はある。

また、災害が発生した場合には、被害の状況や被害応急対策、あるいは応急復旧等に関する情報について、市及び関係機関は迅速かつ的確に広報を行い、民生の安定と速やかな復旧を図る。混乱が終息した後は、各防災関係機関は広報活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1 被害情報の収集及び広報機関

1 災害情報の収集

災害情報の収集については、『第3章第2節2-2 災害情報の収集・伝達計画』に定めるほか、次の要領によって収集する。

- (1) 秘書広報班は、現地に職員を派遣する等、災害現場写真を撮影する。
- (2) 災害の状況によっては、特別調査班を編成し、現地に派遣して資料の収集を図る。

2 災害情報の広報

(1) 被災地住民に対する広報内容

市、県、防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。また、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や文字付き放送、文字放送等によるものとする。

- ア 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- イ 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ウ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- エ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- オ 近隣の助け合いの呼びかけ
- カ 公的な避難所、救護所の開設状況
- キ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ク 鉄道、バスの被害状況、連行状況
- ケ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- コ し尿処理、衛生に関する情報
- サ 被災者への相談サービスの開設状況
- シ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ス 臨時休校等の情報
- セ ボランティア組織からの連絡
- ソ 全般的な被害状況
- タ 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

市、県、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障

被害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。
また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- イ 流言・飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況

(3) 報道機関に対する情報発表

本部室において収集した災害情報及び応急対策等をその都度、速やかに記者クラブを通じて報道機関に発表する。

放送事業者関係者名簿<発令時>の情報提供・連絡先

平成 24 年 4 月 1 日現在

放送局	担当部署	F A X	e-mail	電話
N H K 水戸放送局	放送部	029-266-7300	S1071-news@nhk.or.jp	029-232-9830
茨城放送	編成局報道センター	029-241-8919	hodo@ibs-radio.com	029-244-3991
日本テレビ	報道局社会部	03-6215-0042	shakaibu-editors@ntv.co.jp	03-6215-3520
T B S テレビ	報道局社会部	03-5571-2168	shakaibu@best.tbs.co.jp	03-5571-3141
フジテレビ	報道局社会部	03-5500-7576	Shakaibu.desk@fujitv.co.jp	03-5500-8508
テレビ朝日	ニュース情報センター 社会部	03-3405-3390	ml-newsdesk@tv-asahi.co.jp	03-6406-1330
テレビ東京	報道局報道部	03-5473-3491	desukug@tv-tokyo.co.jp	03-5473-3233
T B S ラジオ	制作センターニュー ス担当	03-3505-0655	jyo@best.tbs.co.jp	03-5571-2570
文化放送	編成局報道制作部	03-5403-1107	hodo@joqr.co.jp	03-5860-1075
ニッポン放送	編成局報道部	03-3287-7696	hodo@jolf.co.jp	03-3287-7622

※ 原則として、上記 F A X に送信していただきたい。なお、順次送信により各局への情報伝達時間に差が生じないように、工夫していただくことを希望いたします。

第 2 放送の要請

市長(本部長)は、緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、協定等で定めた手続により、放送局に放送を要請できる。

『資料編 災害時における放送要請に関する協定』

1 災害放送要請の方法

(1) 災害時における放送要請

市長（本部長）は、状況により災害に関する通知、要請、伝達又は報告について、次の系統へ要請することが適切と考えるときは、広報班により要請する。なお、本要請は、やむを得ない場合を除き、県を通じて行う。

ア 放送要請事項

市長（本部長）は、放送要請を行う際には、次の事項を原則として文書により通知する。ただし、やむを得ない場合には、電話又は口頭により要請することができる。

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 放送希望日時
- (エ) その他必要な事項

(2) 緊急警報放送の要請

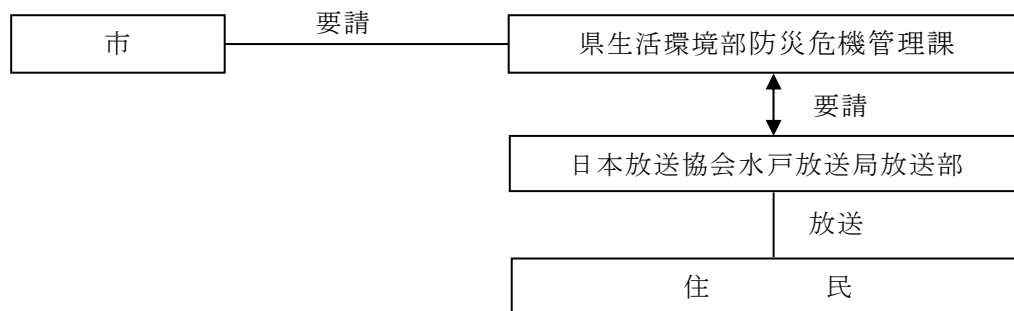
市長（本部長）は次のような場合で、災害対策本部法第 57 条に基づく緊急警報放送が必要と判断した時は、やむを得ない場合を除き、県を通じて、日本放送協会水戸放送局に要請する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。

イ 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。

- (ア) 住民への警報、通報等
- (イ) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (ウ) その他市長（本部長）が特に必要と認めるもの

緊急警報放送要請系統図



第3 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。

1 防災行政無線（同報系）

- 2 広報車による呼びかけ
- 3 ハンドマイク等による呼びかけ
- 4 ビラの配布
- 5 インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用
- 6 立看板、掲示板
- 7 防災ヘリコプターによる呼びかけ

第4 自衛隊等への広報要請

市において広報を行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

第5 広報資料の作成

被害状況の確認、記録の保存のため重要であるので、動員班は、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか、各関係機関と緊密な連絡をとり、また情報の提供を求めて資料の作成にあたる。

- 1 広報担当者の撮影した災害写真、ビデオ
- 2 災害応急対策活動取材した写真、ビデオ
- 3 各関係機関及び市民等が撮影した災害及び応急対策の写真、ビデオ

第6 庁内連絡

企画・情報班は、報道機関への災害情報及び被害状況の公表に基づき、必要に応じて庁内放送や庁内RANを利用し職員に周知する。

第7 報道機関への対応

1 報道活動への協力

報道機関への独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市は可能な範囲で提供するものとする。

2 報道活動への発表

秘書広報班長は、次に掲げる事項の広報資料をとりまとめ、本部長の承認を得て報道機関に発表する。

- (1) 災害の種別及び発生日時
- (2) 被害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況

第3節 応援・派遣

3-1 自衛隊の災害派遣要請計画

災害時に人命又は財産の保護のため自衛隊について部隊等の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

第1 自衛隊災害派遣要請計画

1 自衛隊派遣要請

市長（本部長）は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするように求めることができる。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

ア 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならぬ必要があること

イ 緊急性 差し迫った必要があること

ウ 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

(5) 要請責任者の職氏名

(6) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

(7) 派遣地への最適経路

(8) 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

2 自衛隊への直接連絡

市長（本部長）は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊派遣の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待つ時間的余裕がないときは、部隊等の派遣を可能とする。

陸上自衛隊に対する災害派遣の要請は、原則として茨城隊区担任官である陸上自衛隊施設学校長を通じて行う。

ただし、人命の救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地（基地）司令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨を施設学校長に通報する。航空自衛隊に対する災害派遣の要請は、直接当該部隊に要請する。

3 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待つ時間的余裕がないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとる。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 自衛隊との連絡

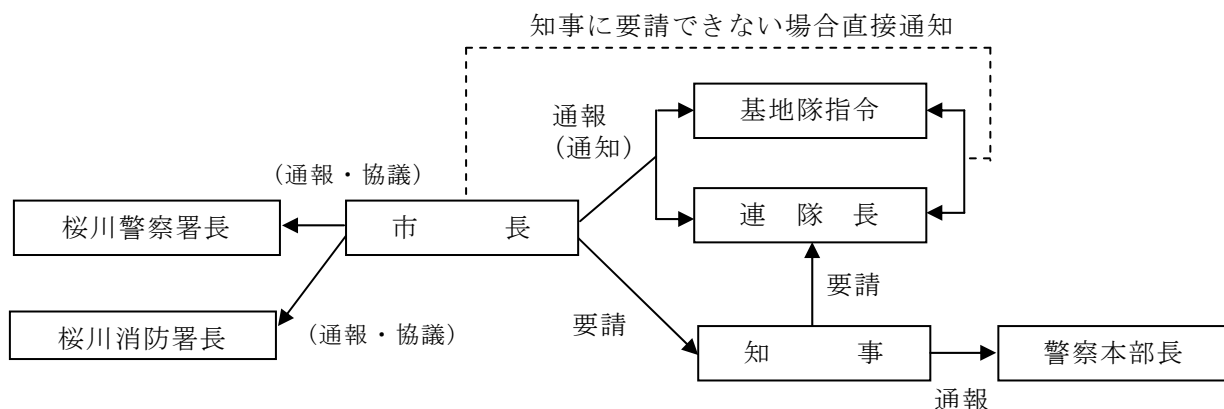
市長（本部長）は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、下記部隊と必要な情報の交換をするものとする。

部隊等の長（所在地）		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	第一施設団長（古河駐屯地司令） （古河市上辺見 1195）	第3科長	団当直長	0280-32-4141
陸上自衛隊	施設学校長 （ひたちなか市勝倉 472）	警備課長	駐屯地当直司令	029-274-3211
航空自衛隊	第7航空団司令部（百里基地司令） （小美玉市百里 170）	防衛部長 （防衛班長）	基地当直幹部	0299-52-1331

5 知事への通知

市長（本部長）は、2の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

(1) 派遣要請系統図



(2) 市の任務

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めるものとする。

ア 災害派遣部隊到着前

(ア) 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材

等を準備する。

- (イ) 連絡員を指名する（部隊及び県との連絡は生活安全課長が担当する。）。
- (ウ) 派遣部隊の展開、宿営の拠点を準備する。なお、派遣部隊の規模に応じて、その他適切な施設をあてるものとする。
- (エ) 災害対策用ヘリコプターの降着場を定め、市長（本部長）は、県に通知しておくものとする。

イ 災害派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を市長に報告する。

(3) 撤収要請

自衛隊の派遣が必要なくなつたと認める時は、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請する。知事に対し災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

(4) 活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等

オ 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

ク 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で実施

ケ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

コ 炊飯及び給水

炊飯及び給水の支援

サ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

シ 危険物の保安及び除去

能力上対処可能な火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

ス その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

(5) 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等(自衛隊装備に係るものを除く。)の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う水道光熱費及び電話料等

エ 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費(自衛隊の装備に係るものを除く。)

3-2 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

災害応急対策の実施に当たり、近隣市町村・県・国をはじめ、防災関係機関・団体等との連携に関する事項について定める。

第1 要請に関する事項

市は、次の事項を可能な限り明らかにして要請する。

- 1 被害の状況
- 2 援助を必要とする理由
- 3 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路
- 4 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段
- 5 その他要請措置内容、要請場所及び期間等

第2 その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣の要請又は派遣は、地方自治法第252条の17の規定による。また、職員派遣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定による。

1 県に対する応援要請

- (1) 市長（本部長）からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- (2) 市町村相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第72条）
- (3) 市長（本部長）の事務の代行（市が事務を出来ない状態にある場合）

2 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町村長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事へのあっせんについては、災害対策基本法第29条から第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

市は、次の事項を可能な限り明らかにして要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を必要とする理由
- (3) 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路
- (4) 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段
- (5) その他要請措置内容、要請場所及び期間等

ア その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣の要請又は派遣は、地方自治法第252条の17の規定により、又、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定による。

(ア) 県に対する応援要請

- 市長（本部長）からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）

- 市町村相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第72条）
- 市長（本部長）の事務の代行（市長（本部長）が事務を出来ない状態にある場合）

(イ) 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町村長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事へのあっせんについては、災害対策基本法第29条から第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

イ 相互応援協定等

『資料編 協定資料』

(6) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長（本部長）は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(7) 民間団体等に対する要請

市長（本部長）は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請するものとする。なお、市においては、市内土木建設業団体等と協定を結んでおり、その協定に基づき協力を要請するものとする。

(8) 受け入れ体制の確保

ア 連絡体制の確保

市長（本部長）は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

イ 連絡窓口の明確化

市長（本部長）及び知事は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

ウ 受入施設の整備

市長（本部長）及び知事は、国及び及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

(9) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

- ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費
- イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定

めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

3 関係機関の連携強化

市は、災害発生時に、警察、自衛隊等の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設けるなど、被害情報の共有化を促進する。

4 法律に基づく相互応援協力要請

(1) 法律に基づく相互応援協力体制は、次に定めるところによる。

ア 防災会議の所掌事務遂行のための協力、要請等

(ア) 関係行政機関等に対する協力要請等（災害対策基本法第21条・第45条）

(イ) 地方防災会議等相互の関係（災害対策基本法第22条）

イ 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請等

(ア) 指定地方行政機関の長に対する要請（災害対策基本法第29条）

(イ) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣について、知事に対するあつせん要請（災害対策基本法第30条）

ウ 応急措置の実施又は応援の要求

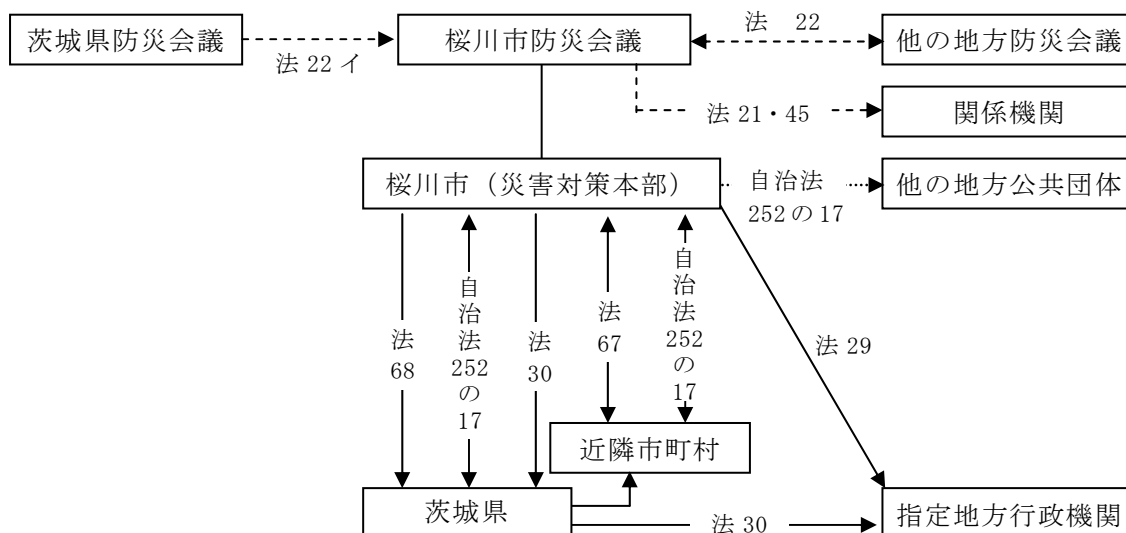
(ア) 知事等に対する要求（災害対策基本法第68条・地方自治法第252条の17）

(イ) 他の市町村長等に対する要求（災害対策基本法第67条・地方自治法第252条の17）

エ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

(ア) 知事等に対する要求（消防組織法第24条の3）

(イ) 他の市町村長等に対する要求（消防組織法第21条）



- ▶ 防災会議の所掌事務遂行のための協力、要請等
- ▶ 職員の派遣要請
-▶ 応急措置実施の応援要請

(法＝災害対策基本法をいう。)

(2) 職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(3) 職員の派遣のあつせん

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関若しくは他の地方公共団体の職員の派遣についてあつせんに申請するものである。

- ア 派遣のあつせんに求める理由
- イ 派遣のあつせんに求める職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあつせんについて必要な事項

5 消防機関の応援要請

(1) 応援要請

被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

また、県境にある市町村は隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- ア 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- イ 災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

緊急消防援助隊の要請先

平日：消防庁応急対策室 NTT 03-5253-7527

衛星 048-500-7527

休日・夜間：消防庁宿直室 NTT 03-5253-7777

衛星 048-500-7782

(2) 応援受入体制の確保

ア 受入窓口の明確化

被災市町村の応援受入窓口は、原則的に被災市町村総務課または消防本部総務課とする。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部とする。

イ 受入施設の整備

市長及び知事は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ

じめ整備しておくものとする。

ウ 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- (ア) 災害状況の情報提供、連絡・調整
- (イ) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示
- (ウ) 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- (エ) 消防活動資機材の調達・提供

(3) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

3-3 県防災ヘリコプターによる災害応急計画

災害時における県防災ヘリコプターによる応急対策としては、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

第1 県消防防災ヘリコプター支援要請計画

1 ヘリコプターの支援要請

市長（本部長）は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の一に該当するときは、知事に対しヘリコプターによる支援の要請を行う。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請手続き

(1) 要請方法

支援要請は、市長（本部長）又は消防長が防災危機管理課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を防災航空隊に提出する。ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(2) 要請に際し県に対して連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- イ 要請を必要とする理由
- ウ 活動内容、目的地、搬送先
- エ 現場の状況、受入体制、連絡手段
- オ 現場の気象条件
- カ 現場指揮者
- キ その他の必要事項

(3) 市において措置する事項

- ア 離発着場の選定
- イ 給油方法の指示
- ウ 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- エ 患者の搬送については医師が承認し、又、搬送のため、搭乗できる者は医師1名又は看護師1名とする。

3 防災ヘリコプター緊急運航要請基準

防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

(1) 救急活動

- ア 山村等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

- エ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (2) 救助活動
 - ア 河川、海岸での水難事故等における捜索・救助
 - イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
 - ウ 高層建築物火災による救助
 - エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
 - オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (3) 災害応急対策活動
 - ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
 - イ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
 - ウ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
 - エ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
 - オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (4) 火災防衛活動
 - ア 林野火災等における空中からの消火活動
 - イ 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
 - ウ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
 - エ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (5) 広域航空消防防災応援活動
 - 近都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援
- (6) 災害予防対策活動
 - ア 災害危険箇所等の調査
 - イ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長から要請を含む。）
 - ウ 住民への災害予防の広報
- (7) 自隊訓練
- (8) 一般行政活動
 - 「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

4 緊急運航の要請基準

(1) 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、上記「3 防災ヘリコプター緊急運航要請基準」の(1)から(5)までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

(2) 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、市長（本部長）が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」（別記様式）により県防災・危機管理課長に行うものとする。

5 茨城県ドクターヘリコプターの緊急要請

市長又は消防長はドクターヘリコプターの緊急運行を要請する場合は、「茨城県ドクターヘリ運航マニュアル」に基づき要請するものとする。

臨時ヘリコプター発着場

地 区	名 称	所 在 地
ラ ス カ	岩瀬高等学校	岩瀬 2475
真 壁	桃山中学校	伊佐々158
大 和	大和中学校	羽田 1000

第4節 被害軽減対策

4-1 災害警備計画

災害時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が発生する。県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序を維持するものとする。

第1 災害警備本部の設置

- 1 警察本部長は、災害の種別、規模及び態様等を判断して、警察本部に災害警備本部を設置するほか、警察署に現地災害警備本部を設置する。
- 2 災害警備本部の組織及び事務分掌は、別に定める「県警察災害警備計画」による。

第2 警備体制及び警備部隊の編成運用

別に定める「県警察災害警備計画」による。

第3 災害警備活動用

災害発生時に行う災害警備活動は、概ね次のとおりとする。

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 危険箇所の警戒
- 3 被害実態の把握
- 4 住民の避難勧告及び誘導
- 5 交通規制及び交通秩序の確保
- 6 被災者の救出及び負傷者の救護
- 7 被災地及び避難場所の警戒
- 8 犯罪の予防及び検挙
- 9 広報活動
- 10 死体の見分、検視及び行方不明者の調査
- 11 災害警備活動のための通信の確保
- 12 関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力

4-2 避難計画

災害に際し、危険地域にある住民を安全地域に避難させ人身被害の軽減を図る。また、災害のため、現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院等の既存の建物、又は野外に設置した仮設物等に収容し保護する。さらに、災害時要援護者に十分配慮するとともに、ホテルや旅館等の多様な施設の確保に努める。

第1 避難の勧告又は指示等

1 避難準備情報、避難の勧告又は指示、準備（災害時要援護者避難）情報

避難勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長（本部長）を中心として、相互に連携をとり実施する。

実施責任者	内 容	根拠法令等
市 長	○ 災害時要援護者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備情報を提供する。	防災基本計画
	○ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の勧告を行う。 ○ 危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難の指示を行う。	災害対策基本法第60条
	○ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条
知 事	○ 災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難のための勧告及び指示を発令できなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第5項
	○ 災害が発生した場合で、当該災害により市長が警戒区域の設定ができなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法第73条
警 察 官	○ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、避難の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示を行う。	災害対策基本法第61条
	○ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、その必要性が認められるが、市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条第2項

実施責任者	内 容	根拠法令等
警 察 官	○ 災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合には、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務 執行法第4条
知事又は その命を受けた 職員及び 水防管理者	○ 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○ 水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又は その命を 受けた職員	○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○ この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等 防止法第25条
災害派遣を 命じられた 部隊等の 自 衛 官	○ 災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法94条

2 市長が不在の場合の避難勧告・指示の措置

市長が不在の場合、又は、災害時の通信途絶により、市長に連絡の取れない場合の避難勧告・指示の措置の判断決定については、次の意思決定順位により判断を行うものとする。

第1位 副市長 → 第2位 市民生活部長

3 避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）の基準

避難の勧告及び指示は、原則としてあらかじめ桜川警察署長及び桜川消防署長と協議し、関係機関相互の意見を調整した後、概ね次の基準により行う。また、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

(1) 避難準備情報

ア 気象状況、地形その他過去の災害の発生例等を勘案して災害発生のおそれがあり、今後の状況によっては避難の勧告、指示を行うことが予想される場合で、避難に時間を要する災害時要援護者は速やかに避難を開始し、危険予想地区の住民に対しては避難の準備をさせるために行う。

イ 伝達すべき内容は、勧告者、避難すべき理由、危険地域、携帯品、その他の注意とする。

ウ 伝達の方法は、広報車、携帯マイクとし、状況に応じて防災行政無線、ラジオ、テレビ等を利用し、徹底を図る。

(2) 避難勧告

ア 当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれがある場合に行う。

イ 伝達すべき内容は、地域名、避難経路及び避難先、避難時の服装及び携行品、避難行動における注意事項等とする。

ウ 伝達方法は避難準備の勧告に準じて行うが、必要に応じて戸別に伝達する。

(3) 避難の指示

ア 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は災害が発生し、危険となった地域に行く。

イ 伝達すべき内容は、避難勧告に準じて行う。

ウ 伝達方法は、避難勧告に準じて行うものとし、状況に応じてサイレン警鐘を併せて行い、伝達の確実を期する。

4 避難の勧告・指示・準備（災害時要援護者避難）情報の内容

避難の勧告・指示をする場合及び避難準備（災害時要援護者避難）情報を出す場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

(1) 避難（準備）が必要な地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難（準備）の理由

(5) その他必要な事項

5 避難措置の周知

避難の勧告又は指示を実施した者及び避難準備（災害時要援護者避難）情報を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

(1) 住民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。この場合、文書（点字版を含む。）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、災害時要援護者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

(2) 関係機関相互の連絡

市は、避難の措置を行ったときは、その内容を関係機関相互に連絡するものとする。なお、市長（本部長）は避難の勧告、又は指示をしたとき及び避難準備情報を出したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

6 避難情報等の種類

市長（本部長）又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類及び市民に求める行動、自主避難所の開設基準及び市民に求める行動は、次のとおりとする。

	発令時の状況	市民に求める行動
自主避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ①避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、市民の不安を解消するために必要と判断する場合 ②地区集会所等または拠点避難所を自主避難所として開設し、職員を派遣 ③自主避難所を開設した旨を対象自治会長へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ①必要に応じ、自主的に地区集会所等または拠点避難所へ避難 ②自主避難の際、必要な食糧、飲物、日用品等を持参 ③災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難
避難準備 (災害時要援護者避難) 情報	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第2 避難勧告等の決定

それぞれの勧告等を行う時期は、気象情報等及び降雨量、その他の情報を勘案の上、防災事務連絡会議で協議し、市長（本部長）が勧告して決定する。この場合において、降雨量が下表の第1警戒態勢に該当することとなったときは、市民生活部長は直ちに生活安全課長又は防災担当に連絡し、防災事務連絡会議を開催する。

避難勧告等を行う場合は、原則として、桜川警察署長（警備係）及び桜川消防署長と協議する。

避難勧告等の発令基準

区 分	前日までの連続雨量が 100 mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100 mm であった場合	前日までの降雨がない場合	避難勧告等の時期
第 1 警戒態勢	当日の日雨量が 30 mm を超えたとき	当日の日雨量が 50 mm を超えたとき	当日の日雨量が 70 mm を超えたとき	気象条件により必要と判断されたとき
第 2 警戒態勢	当日の日雨量が 50 mm を超えたとき	当日の日雨量が 80 mm を超えたとき	当日の日雨量が 100 mm を超えたとき	避難準備勧告
第 3 警戒態勢	当日の日雨量が 50 mm を超え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80 mm を超え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100 mm を超え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき	避難勧告 避難指示

(注) 避難勧告等については、上記の発令基準を参考とし、他の気象条件等も含めて総合的に判断する。

1 警戒区域の設定

災害対策基本法第 63 条に基づき、市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

設定権者	災害の種類	内 容（ 要 件 ）	根 拠 法 令
市 長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
知 事	災害全般	災害が発生した場合において、当該災害の発生により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第 73 条
警 察 官	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときにおいて、市長若しくは市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条第 2 項

警察官	火災 洪水	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員から要求があったとき。 水防上緊急の必要がある場合において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条 水防法第 14 条第 2 項
消防職員 又は消防団員	火災	火災の現場	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条
消防団長、 消防団員又は 消防機関に 属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場合	水防法第 14 条
災害派遣を 命じられた 部隊等の 自衛隊	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長若しくは市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り	災害対策基本法 第 63 条第 3 項

2 避難誘導

- (1) 避難の誘導は、警察官・消防職員・消防団員・市職員等が連携し実施する。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう留意する。
- (2) 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。
 - ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
 - イ 危険な地点には標示、縄張り等を行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- (4) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。
- (5) 避難に自家用車を使用しないよう指導する。
- (6) 避難先は、下表を基準とし、安全を確認して決定する。

避 難 の 理 由	避 難 先
・火災の拡大により避難するとき	広域避難所
・がけくずれ等の地変により避難をするとき ・河川等の決壊により避難するとき ・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき ・水防警報の発表により避難をするとき	広域避難所 又は避難所

(7) 避難の方法

避難の勧告・指示に際しては、次の点についても周知徹底を図る。

ア 避難に際し、火気、薬品、その他危険物等の始末及び電気、ガスの保安措置の実施

イ 1～2食程度の食糧、最小限の着換肌着、照明器具等の携行

ウ 避難時の状況に応じて防寒具、雨具等の携行

エ 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食糧、日用身の回り品等とする。

(8) 避難誘導の方法

市が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、本地域防災計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

エ 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。

オ 避難誘導は収容先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

(9) 避難の順序

避難の順序は、原則として次の順序とする。

ア 老幼者・病人・身体障害者・妊産婦等の災害時要援護者及びこれらに必要な介助者

イ 一般市民

ウ 防災義務者

第3 避難所の開設

避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合は、市長(本部長)は速やかに必要な避難所を開設し、市職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。

また、県が協定を締結しているゴルフ場にも連絡し、避難所開設を要請する。

なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、二次災害の危険から安全な場所であるかどうかを検討して選定するとともに、管理保全に十分留意する。

1 開設の手順（おおよその目安）

開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

① 当該施設の点検を行い、避難所として開設可能な場合、その旨を本部に報告する。

↓

② 本部の指示により施設の門を開ける。

↓

③ 施設の入口扉を開ける。

↓

（すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。）

↓

④ 避難所内事務所を開設

↓

⑤ 避難者の受入れ（収容）スペースを指定

↓

⑥ すでに避難している人を指定のスペースへ誘導

※ 以下「9 避難所の運営」の項へ

（1）開設時の留意事項

ア 開設

避難所の開設は、原則として、市長（本部長）の指示により行う。

ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合、避難の必要が生じると自主的に判断された時は、市長（本部長）からの指示がなくとも非常参集職員又は居合わせた職員が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した住民の不安を緩和するとともに、無用の混乱防止に努める。

また、電力供給が停止しているときは、施設に設置している非常用発電機を使用し、避難者の不安解消に努める。

イ 区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるようにする。また、災害時要援護者に配慮した区画の指定（別途にスペースを確保する等）を行う。そのほか、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等のわかりやすいものになるよう努める。

ウ 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに対策本部に対して、電話（ファックス若しくは口頭）又は無線によりその旨を報告する。

対策本部は、避難所の開設を確認後、福祉班に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

総務班は、消防長、知事及び警察署長等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、次の要領による。

- 避難所開設の日時、場所、施設
- 収容状況及び収容人員
- 開設期間の見込み

(2) 避難所内事務所の開設

前記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の表示等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の存在を明らかにする。なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置する。また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード等）を準備する。

避難予定場所の名称及び所在地は、以下のとおりであり、平常時より防災マップ等により周知を図る。また、避難所の開設に当たっては、災害の状況により、その都度災害対策本部長が指示し、その全部若しくは一部を開設する。ただし、災害の状況により、これらの施設では収容できない場合又は不相当と認めるときは、概ね次の順序により適宜設定する。

- ア 公民館・集会所
- イ 寺院
- ウ その他の公共的施設
- エ その他民間の施設

(3) 広域避難所

災害が広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合に、市民の安全を確保するための大規模な避難所として設定する。

なお、広域避難所を開設した場合、市長（本部長）は速やかに必要な設備を設置する。

(4) 避難所（36箇所）、一時避難所（103箇所）

災害により被害を受け、又は受ける恐れのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として設定する。

『資料編 避難場所』

地 区 名		桜川市	
学 校 (校庭・グラウンド)	箇 所 数		17
	規 模 別	10ha 未満	17
		10ha 以上 20ha 未満	—
		20ha 以上	—
保育園・幼稚園の広場	箇 所 数		7
	規 模 別	10ha 未満	7
		10ha 以上 20ha 未満	—
		20ha 以上	—
公園・広場	箇 所 数		17
	規 模 別	10ha 未満	15
		10ha 以上 20ha 未満	2
		20ha 以上	—
河 川 敷	箇 所 数		—
	規 模 別	10ha 未満	—
		10ha 以上 20ha 未満	—
		20ha 以上	—
グラウンド (学校のグラウンドを除く)	箇 所 数		2
	規 模 別	10ha 未満	2
		10ha 以上 20ha 未満	—
		20ha 以上	—
神社・寺院の境内等	箇 所 数		—
	規 模 別	10ha 未満	—
		10ha 以上 20ha 未満	—
		20ha 以上	—
そ の 他	箇 所 数		37
	規 模 別	10ha 未満	37
		10ha 以上 20ha 未満	—
		20ha 以上	—
箇 所 数 合 計		80	

避難所一覧

	名 称	地区	所 在 地	電話番号	収容可能人員
1	岩瀬小学校	岩瀬	鋤田 553-5	75-2059	1,282
2	坂戸小学校	岩瀬	西飯岡 512-4	75-2103	838
3	南飯田小学校	岩瀬	南飯田 1-1	75-2048	888
4	羽黒小学校	岩瀬	友部 201	75-2239	958
5	猿田小学校	岩瀬	猿田 413-1	76-1255	584
6	岩瀬西中学校	岩瀬	富岡 535	75-2104	1,550
7	岩瀬東中学校	岩瀬	磯部 466	75-5119	1,566
8	坂戸幼稚園	岩瀬	西飯岡 558-1	75-2149	59
9	岩瀬中央公民館	岩瀬	東桜川 1 丁目 21 - 1	75-0344	932
10	岩瀬保育所	岩瀬	西桜川 2 丁目 29	75-2074	563
11	岩瀬東部保育所	岩瀬	友部 170-2	75-2309	459
12	岩瀬北部保育所	岩瀬	南飯田 885-1	75-2204	211
13	農村環境改善センター	岩瀬	加茂部 1491	75-6555	322
14	岩瀬福祉センター	岩瀬	鋤田 612	76-2940	1,141
15	岩瀬体育館（通称：ラスカ）	岩瀬	岩瀬 2685-14	75-6600	2,307
16	総合運動公園	岩瀬	岩瀬 2685-14	75-6600	21,750
17	岩瀬高齢者センター	岩瀬	岩瀬 1973-3	75-1328	200
18	茨城県立岩瀬高等学校	岩瀬	岩瀬 1511-1	75-2475	—
19	真壁福祉センター	真壁	真壁町山尾 604-1	54-2441	300
20	真壁小学校	真壁	真壁町田 25	55-0069	3,000
21	桃山中学校	真壁	真壁町伊佐々 158	55-0157	3,000
22	真壁第1体育館	真壁	真壁町古城 377	54-0753	500
23	紫尾小学校	真壁	真壁町椎尾 1687	55-0439	1,000
24	谷貝小学校	真壁	真壁町下谷貝 1146-1	55-0671	1,000
25	樺穂小学校	真壁	真壁町長岡 437	55-0279	1,000
26	桜川中学校	真壁	真壁町亀熊 570	55-0667	2,000
27	大和中央公民館	大和	羽田 1028-1	58-7117	300
28	大和体育館	大和	羽田 1028-1	58-7117	—

	名 称	地区	所 在 地	電話番号	収容可能人員
29	大和ふれあいセンター「シトラス」	大和	羽田 989-1	20-6300	500
30	大和体力増進センター	大和	羽田 1028-1	58-7117	100
31	大和中学校	大和	羽田 1008	58-5042	500
32	雨引小学校	大和	本木 1591	58-5019	300
33	大国小学校	大和	大国玉 597	58-5022	300
34	やまと幼稚園	大和	大国玉 13	58-5096	200
35	やまと保育所	大和	羽田 803	58-6060	100
36	真壁伝承館	真壁	真壁町真壁 198	23-8521	864
収 容 可 能 人 員 計					50,574

2 避難所の開設基準

避難所の開設基準その他については、災害救助法の適用があるときは同法により、同法の適用がないときは同法に準じて行う。ただし、状況により期間を延長する場合は、厚生労働大臣の事前承認を受ける。

災害救助法による実施基準

- I 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。
- II 避難所の設置のために支出する費用は、避難所の設置維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、その額は、1人1日当たり300円以内とする。ただし、冬季は、知事が別に定める額を加算することができる。
- III 避難所の設置のために支出する費用は、高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超えて加算できる。
- IV 避難所を設置する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

3 避難所の運営

(1) 市は、避難所の開催時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動体制を図る。

(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運營業務に従事し、この期間は7日以内を原則とする。

ア 施設等開放区域の明示

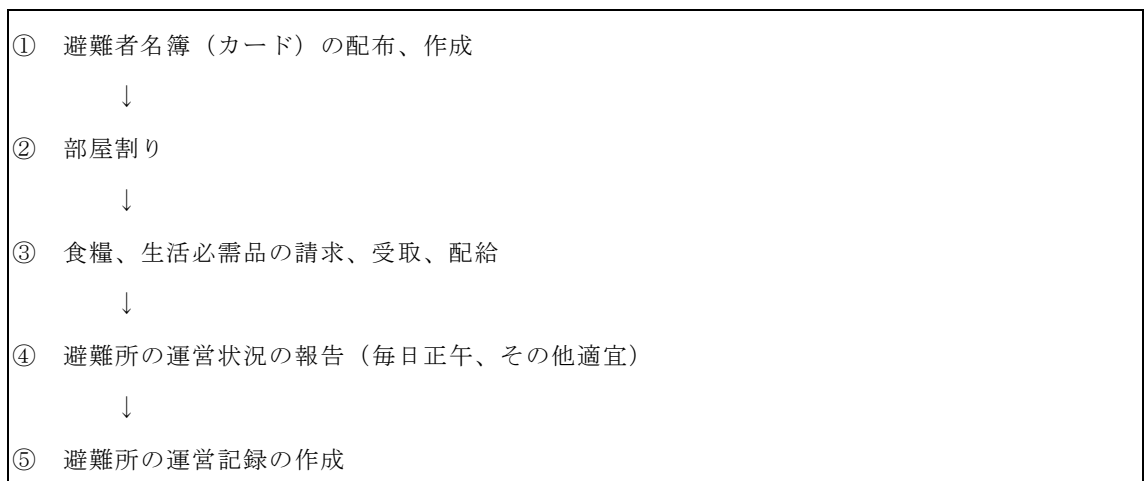
イ 避難者誘導・避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

- エ 食糧・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- オ ボランティアの受入れ
- カ 炊き出しへの協力
- キ 避難所運営組織づくりへの協力
- ク 重傷者への対応

- (3) 自主防災組織等は、避難所の運営に関して、市に協力するとともに、役割分担を決め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。
- (4) 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿等の作成により、時間経過ごとに避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品（仮設トイレや仮設風呂を含む。）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。
- (5) 市は、他の市町村と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。
- (6) 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。
- (7) 市は、災害時要援護者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行う。
- (8) 市は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。
- (9) 市は、必要により、桜川警察署と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。
- (10) 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。
- (11) 市は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- (12) 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。
- (13) 運営の手順

ア 避難所運営の手順は、次のとおりとする。



イ 運営上の留意事項

- (ア) 避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。

避難者収容記録簿は、集まった避難者名簿（カード）をもとに、可能な限り早期に作成し、事務所内に保管するとともに、一時間ごとに総務班に報告する。

避難者カード（例）

避難所名：						
住 所						
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	特記事項

ウ 部屋割り

部屋割りは、避難所内での指示伝達、意見の把握を効率的に行うための区分けである。

部屋割りの単位は、地区単位を基本とし、概ね 30 人程度で編成する。

また、部屋内の班編成については、家族、隣人等をもって 5 人程度により編成する。

各部屋には代表者を選定し、以後は全ての情報等の受渡しは、代表者を經由して行う。

各部屋の代表者の役割

- ① 市職員等からの指示、伝達事項の周知
- ② 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
- ③ 物資の配布の指示
- ④ 各避難者の要望のとりまとめ
- ⑤ 施設の保全管理

エ 食糧、生活必需品の請求、受取、配給

避難所の責任者となる職員は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、本部に報告し、総務班を通じて、調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受渡簿に記入の上、各部屋毎に配給を行う。

オ 運営状況及び運営記録の作成

避難所の責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日に2回（正午及び午後5時）、現況を本部へ報告する。ただし、傷病人の発生等、特別な事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

4 大災害における特別措置

大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、避難所を開設することができず、又は適当でない場合には、隣接市町村の施設使用について知事に要請報告する。

ただし、事態が急迫し、時間的余裕がないときは、隣接市町村に対して直接要請し、その応援を得て開設する。

5 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

(1) 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

(2) 市は、災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、県及び近隣市町村との協力体制を整備することにより、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。

6 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- (1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (3) 災害時要援護者への配慮
- (4) プライバシーの保護
- (5) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

7 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要援護者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要援護者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要援護者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要援護者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食糧品・生活用品等の備蓄

市は、食糧品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する

- ア 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- イ 福祉避難所開設の目的
- ウ 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）
- エ 開設期間の見込み

第4 避難者の健康管理

1 被災者の健康状態の把握

- (1) 市は、医師、看護師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。
- (2) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。
- (3) 継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者についても配慮する。
- (4) 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。
- (5) エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

2 被災者の精神状態の把握

被災によって生ずるPTSD（Post-traumatic Stress Disorder 心的外傷後ストレス障害）を発症（示している）する（した）者（被災者）及びPTSDによる不適応症状を持つ被災者への継続的な対応を行うために、県精神保健福祉センター及び筑西保健所に心の救護所を速やかに設置し、カウンセリング等適切な対応を行うとともに、広報活動により周知徹底する。

- (1) 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- (2) 幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。
- (3) 継続的要援助者のリストアップ
援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。
- (4) 関係機関との連携の強化

症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

3 継続的要援助者のリストアップ

市及び県は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

4 関係機関との連携の強化

市及び県は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な

者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

5 避難場所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに関係機関と連携して生活環境の整備に努めるものとする。

- (1) 食生活の状況(食中毒の予防等への対応)
- (2) 衣類、寝具の清潔の保持
- (3) 身体の清潔の保持
- (4) 精神保健に関する相談
- (5) 室温、換気等の環境
- (6) 睡眠、休養の確保
- (7) 居室、便所等の清潔
- (8) プライバシーの保護

6 避難所の防疫指導

避難所は施設が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、県防疫職員の指導のもとに市における防疫活動を実施する。この場合、施設内で衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

第5 精神衛生・カウンセリング

1 心の救護所の設置及び救護活動の実施

市は、県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び筑西保健所に協力を得ながら、その施設内に心の救護所を設置する。

また、必要に応じて、ボランティア団体等に対し、精神科医療チームの派遣及び救護活動の実施の要請を行う。

心の救護所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて次のことを実施する。

(1) 第一段階

常駐の医師による筑西保健所での診療、筑西保健所から避難所への巡回診療及び訪問活動

(2) 第二段階

- ア 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
- イ 筑西保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

(3) 第三段階

各心の救護所におけるメンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等

(4) 第四段階

- ア 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動
- イ PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

心の救護活動の情報集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供（FAXニ

ユース等)は、原則としてセンターに一元化する。センターは、筑西保健所における心の救護所、一般医療チーム、精神科医療チーム(ボランティアによる派遣チーム等を含む。)等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施に当たっての治療、ケアの方針等を示す。

2 精神障害者への緊急対応

治療の中断(薬切れ等)や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、市は県と連携し、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための耐性を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、センター等に情報提供を行う。

3 児童、高齢者、外国人に対する心のケア対策の実施

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

【プレイセラピーとは】

子どもの心の問題の解決を手伝う方法として考えられた援助法で、子どもの心の様々な思いを、観察者が対象者と一緒に遊びながら、遊びや行動を観察し理解していく手法を用いる。

4 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

5 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

(2) 高齢者等災害時要援護者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。

円滑なコミュニケーションが困難な外国人については、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努める。

4-3 輸送計画

被災者、災害応急対策員の移送並びに救助用物資、災害対策用資材の輸送は、本計画の定めるところによる。

第1 実施内容

1 緊急輸送活動の基本方針

(1) 輸送に当たっての配慮事項

市及び防災関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次の事項に配慮して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 政府災害対策要員、県・他市町村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員・物資
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの継続
- (イ) 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの継続
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

被害状況を迅速、かつ、的確に把握するため、組織機能を有効に活用して調査、把握し各関係機関に連絡する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。

(3) 啓開資機材の確保

市は、市保有の資機材及び市内関係業者、関係機関から資機材を調達し道路を啓開する。

3 実施及び運営

(1) 市有車両（公用車）による輸送

各部の配車要求に対し円滑な運営を図るため、財政班は配車表を作成し、各車両の調達を行い活動する。

ア 第1号指令

市役所全公用車は、本指令と同時に財政班の指定する場所に集合し出動命令を待つ。財政班は、各部の配車要求と本部の指示に従い、作業内容に応じ車種を選定し速やかに配車する。

イ 第2号指令

本指令と同時に財政班は、協力機関の車両の緊急出動を要請し、公用車を併せ配車する。

ウ 第3号指令

第1段階として公用車及び協力機関の登録車両を配車し、同時に災害の規模と作業内容に応じ、民間車両を緊急調達する。

なお、状況により隣接市町村の輸送力の応援を求める。

(2) 鉄道による輸送

災害時において、自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資機材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、東日本旅客鉄道株式会社へ緊急配車を要請する。

(3) 陸上、航空自衛隊による輸送

災害時において、市が緊急に車両・ヘリコプター等の必要が生じたときは、県を通じて車両等の供給要請を実施する。

(4) 社団法人茨城県バス協会

災害時において、車両などによる被災者移送の必要が生じたときは、市は、県を通じて社団法人茨城県バス協会に対し、乗合自動車等の供給を要請する。

(5) 茨城県トラック協会

災害時において、人員及び物資等の輸送の必要が生じたときは、市は、県を通じて茨城県トラック協会に対し、貨物自動車等の供給を要請する。

(6) 空中輸送の支援

市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時着陸場を確保する。

(7) 燃料確保等

市有車両の燃料その他の災害応急対策を実施するために必要とする燃料については、業者等に依頼し、必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

4 交通規制の実施

- (1) 市道における道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。

(2) 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、桜川警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災対法第 63 条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

5 迂回路の設定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

6 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、併せて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知するものとする。

7 各車両の遵守事項

(1) 出動した車両は、命令された作業が終了したときは、直ちに総務班長に報告すること。

(2) 命令を受けて出動した車両は、出動先で原則として命令以外の作業はしないこと。

ただし、人命に係る等やむを得ない場合は速やかにその作業を終了し、総務班長にその旨報告すること。

(3) 待機中の車両の運転手は、命令がない限り指定場所及び車両から離れないこと。

災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合における輸送及び移送の実施基準は、次のとおりである。

I 救助のため、次に掲げる事項についての移送又は輸送を行ったときは、輸送費を支出する。

①被災者の避難

②医療及び助産

③被災者の救出

④飲料水の供給

⑤死体の捜索

⑥死体の処理

⑦救済用物資の整理配分

II 救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。

III 救助のための輸送費を支出する期間は、第 1 項各号の救助を実施する期間とする。

4 - 4 消防計画

大規模災害発生による出火、災害に迅速に対応するため、消防活動を円滑に行うことを定める。また、生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を救出・保護するための対策について定める。

第1 基本方針

1 消火活動

- (1) 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を実施する。
- (2) 消防班は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を実施する。

2 人命救助・救急活動

強風や土砂災害等により、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒物等の漏洩等により複合的に災害が発生することが予想される。このことから、消防の人員資機材を活用し、人命救助、救急活動を優先的に行い、人命の安全確保に努める。

3 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、住民の安全避難を確保するための活動を行う。

第2 初動体制の確立

1 災害対策本部の初動措置

- (1) 通信及び情報収集体制の確立
通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに、情報収集体制の確立を図る。
- (2) 特別配備体制の確立
発生した災害の規模により、有線その他の方法により職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図る。
- (3) 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認
庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに庁舎及び附属施設の被害の有無を確認する。

2 消防班の初期措置

- (1) 出火防止措置
庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。
- (2) 第1次行動
 - ア 人命の安全
消防車両等に救援資機材、又は消火用ホース等を積載し、車両前で待機する。
 - イ 車両の安全確保
土砂災害や、河川はん濫による消防車両の出動障害を避けるため、署所の立地

条件、建物の構造等を考慮し、消防車両等を車庫前又は安全な場所へ移動する。

ウ 災害状況の調査

庁舎周辺の火災発生状況及び、周辺道路の通行障害の状況を調査する。

(3) 第2次行動

ア 資機材の確保

携帯用非常電源及び非常用燃料の確保に努める。

イ 災害状況の把握

火災の発生、建物の倒壊、道路等の被害状況及び救急・救護等の発生状況の情報収集に努める。

3 非常参集

気象台の発する注意報・警報により、災害の発生、又は発生の恐れがあることを知った場合は、消防団員は分団詰所に自発的に参集し、直ちに活動体制をとる。また、状況に応じて消防団本部から指令を伝達する。

4 出火防止の広報

地域内の火気始末、火気使用、出火防止等の広報を実施する。特に高齢者等災害時要援護者については、優先し活動を行う。

5 初期消火活動

火災を発見した場合は、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動を実施し、延焼防止に当たる。同時多発の場合は、二次災害等を配慮して、住民に協力を求める。

第3 情報の収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるため、通信機器からの情報だけでなく、通行人からの通報や防災ヘリによる偵察、巡回により、情報の収集に努める。

第4 火災防御活動

1 初動措置後の火災防御活動

(1) 一般防御活動

消防隊は初動措置完了後、直ちにポンプ車等を出動させ、管内の木造家屋密集地等の警戒活動及び火災の発見に努め、火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図る。

また、火勢の状況により応援隊を要請する。

(2) 市街地優先防御

一般市街地の火災防御活動を優先する。事業所等の火災は、自衛消防隊の消防力による消火を基本とし、市街地に延焼拡大のおそれのある場合に、局部的に支援する。

(3) 重点防御

発生火災が、消防力を上回る場合は、延焼拡大の危険性の高い地域並びに人命の保護及び市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点に消火する。

(4) 集中防御

多発火災が発生して、現有消防力をはるかに上回るときは、河川、広幅員道路、耐火建築物等を防御線として設定し、集中的な防御活動を行う。

2 消防隊の運用

(1) 部隊指揮

ア 消防長の指揮のもとに、管轄区域内の災害活動を実施する。

イ 地震直後の初動期における消防隊の運用は、消防長が決定し、迅速に災害活動を実施する。

(2) 部隊運用

ア 出動部隊数を制限し、必要最小限の部隊で対応する。

イ 参集職員で、予備隊を臨時に編集し、増強隊として、運用する。

ウ 消防本部及び消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用体制の確立に努める。

3 消防団の活動

(1) 活動範囲

原則として分団区域を優先して行うものとするが、消防団本部又は市本部からの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を実施する。

(2) 任務

ア 消火活動並びに各消防隊との連携及び飛火警戒

イ 人命救助及び避難誘導

ウ 中継送水等の相互応援

エ 残火処理の徹底

オ 情報収集、伝達

カ その他命令による業務

4 自主防災組織等による消火活動

(1) 出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 消火活動

市民及び自主防災組織等は、消防機関に協力しまたは単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

第5 消防活動体制の整備

市は、地域における地震、台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分な計画を樹立しておく。

1 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は、地域内における危険地域のうち、概ね次に掲げる危険区域について調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図る。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけくずれ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等）

2 応援協力体制の確立

(1) 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、機具等の品名及び数量
- (エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (カ) その他必要な事項

イ 職員派遣のあっせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (オ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(2) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、又、緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

第6 救助・救急活動

1 救助・救急活動の方針

救助・救急活動は消防隊及び救急隊により実施することを基本とする。また、消防長の指揮のもとに、関係機関と連携を密にし、救助活動を実施する。

2 活動要員

(1) 救助活動

ア 正確な情報収集を行い、速やかに分析し、人命の危険性が高いと判断したところから救助活動に当たる。また、救助活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とする。

イ 救助活動は、要救助者の安全に留意し、状況により重機等を活用する。

ウ 救助活動が長時間にわたる場合は、交替要員を配置するものとする。

(2) 救急活動

ア 重傷者から順次救急搬送を実施する。(トリアージ)

イ 避難所等に応急救護所を必要に応じ配置し、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。なお、負傷者が多数発生している場合の応急救護所等への搬送は、必要により付近住民及び住民自治組織等の協力を求め実施する。

ウ 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行い、又必要により現場へ医療搬送を行う。

3 病院施設

負傷者などを搬送する市内の病院施設は、以下のとおりとする。

市内の病院

名 称	所 在 地	電 話
県西総合病院	桜川市鉾田 604	0296-75-3171
医療法人隆仁会山王病院	桜川市岩瀬 42	0296-75-0600
医療法人鴻仁会上の原病院	桜川市上野原地新田	0296-75-3128

第 7 緊急消防援助隊の要請及び受入れ

大火災発生時における災害の鎮圧、及び多数の人命救助の必要がある場合の要請は、県を通じて行う。

1 初動措置後の火災防御活動

市長(本部長)は、市の消防力をもってしても消火、人命救助、救出ができないと認める場合は、他の消防機関の応援を求める。この場合の応援部隊の受入れについては、応援消防隊数を勘案し、あらかじめ受け入れ場所を決定しておく。

2 応援消防隊との情報等連絡方法

(1) 県内の応援消防隊にあつては、消防無線県内共通波を使用する。

(2) 無線通話が集中・殺到し通信困難な場合は、伝達要員を配備する。

3 大部隊の一時集結予定場所

避難者等で混雑している場合の大部隊の一時集結場所は、災害規模、被害の状況等一時集結予定場所の被害状況等に応じ選定する。なお、総合指揮所については、市本部又は市本部の近辺の場所として、自衛隊、応援消防隊と調整する。

4 応援消防隊の指揮等

応援消防隊が集結予定場所へ結集したときは、消防長は応援消防隊に対し、応援を要する事案(消火、救助、救急等)ごとに任務を振り分け応援消防隊の指揮をとる。

第8 事業所の自衛消防隊等に対する応援協力要請

災害時における消防機関の行う人命救助、消火活動等について、被災を受けていない事業所の自衛消防隊、その他応急活動に必要な重機、装備を保有する事業所に対し、応援協力要請をする。

1 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 応援消防隊との情報等連絡方法

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察署・消防署への連絡

第9 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

4－5 水防計画

本計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき本市における洪水による水害を警戒し、かつ、防御して、これによる被害を軽減し、もって住民その他公共諸施設の安全を確保するため定める。

第 1 水防の責任

1 水防管理団体の責任（水防法第 3 条）

水防管理団体は、各々その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立する。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団、消防団の整備
- (3) 水防倉庫、資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視
- (6) 水防時における適切な水防活動の実施
 - ア 水防に要する費用の自己負担の確保
 - イ 水防団又は消防団の出動体制の確保
 - ウ 通信網の再点検
 - エ 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
 - オ 雨量、水位観測を的確に行うこと
 - カ 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
 - キ 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること
 - ク 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
 - ケ 住民の水防活動従事の指示
 - コ 警察官の出動を要請すること
 - サ 避難のための立退きの指示
 - シ 水防管理団体相互の協力応援
 - ス 水防解除の指示
 - セ 水防てん末報告書の提出

2 水防本部の設置

市長（本部長）は、本市に係わる洪水予報及び水防警報が発令されたとき又は集中豪雨等により市内各所に水防作業を必要とする災害が発生し、若しくは予想されるときで、市長（本部長）が必要と認めたときは、洪水等の危険が解除するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理することとする。なお、市災害対策本部が設置されたときは同組織に吸収される。

3 監視、警戒

(1) 平常監視

市長（本部長）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに関係機関に連絡して必要な措置を講じる。

(2) 非常警戒

市長（本部長）は、水防本部を設置したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、異常を発見した場合は、直ちに水防作業を開始することとする。

- ア 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- イ 堤防表のりで流水の当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ウ 堤防天端の亀裂、沈下及び越水状況
- エ 橋梁等の構造物と堤防との取合せ部分の異常

4 水防用資機材の調達

水防用資機材の調達については、必要に応じ市内関係業者より調達するものとする。

5 気象状況、水位、決壊の通報連絡

市長（本部長）は、洪水予報又は水防警報を受令したとき及び大雨により出水のおそれを察知したときは、関係機関に連絡するとともに状況変化に即応して水防活動がとれる体制を整えることとする。

(1) 水位の通報

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び事後毎時間水位が下がるまで
- イ はん濫注意水位（警戒水位）、最高水位に達したとき及び下がったとき。

(2) 決壊の通報

堤防決壊又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を関係機関に通報しなければならない。

第2 水防非常配備態勢の基準

1 出動準備

- (1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがある、かつ出動の必要が予測されるとき。
- (2) 気象状況等により危険が予知されるとき。

2 出動

- (1) 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (2) その他被害発生のおそれがあるとき。

3 警報の伝達

水防法に基づく予報又は警報の伝達を受けた場合、水防管理者が必要と認めるときは、水防関係機関等にこれを伝達するとともに、次の方法により住民に周知する。

(1) 消防署（筑西広域消防本部）

サイレンの吹鳴、広報車等による市内巡回伝達等、周知の徹底と消防団に対する連絡の徹底。

(2) 消防団

サイレンの吹鳴、巡回広報等による周知の徹底。

(3) 市

防災行政無線の利用、広報車等による市内巡回伝達を実施し、住民への周知徹底。

4 応援

水防法第 16 条の規定に基づき水防管理者は緊急の必要のあるときは、他の水防管理者、市長（本部長）、消防団長に対し応援を求めることができる。

5 避難のための立退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、水防管理者は水防法第 22 条の規定により必要と認められる区域の居住者に対し、消防車、広報車等により立退き又はその準備を指示するとともに警察署長に通知する。これらを実施するため水防管理者は、警察署長、その他関係機関と協議の上、事前に避難計画を作成して周知しておく。

6 水防報告と水防記録

災害対策本部長に報告する事項は次のとおりとし、作成した記録は、これを保管しなければならない。

- (1) 天候状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 消防団員（水防員）又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防、その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第 21 条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその理由
- (10) 応援の状況
- (11) 警察及び自衛隊の援助状況
- (12) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (13) 現場指揮者名
- (14) 水防関係者の死傷の有無
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (17) 堤防、その他の施設について緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- (18) 居住者の出動状況
- (19) その他必要な事項

7 水防解除

水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、市長（本部長）は、水防解除を命ずるとともに、広報等によって一般に周知し、また関係機関にも連絡するものとする。

8 水防顛末の報告

水防が終結したときは、市長（本部長）は、遅延なく水防顛末報告書の必要事項をとりまとめ、県に報告するものとする。

4-6 交通計画

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画に定める

第1 交通応急対策計画

災害時における交通の安全、緊急輸送の確保のための交通応急対策については、道路管理者（市道においては市長）、公安委員会、警察その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

1 被災情報及び交通情報の収集

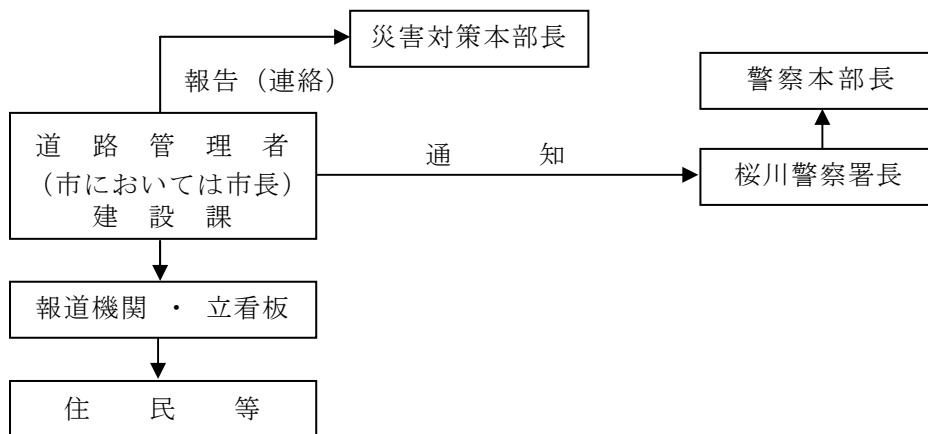
風水害等の発生後、道路管理者は緊密に連携して、所管する道路について点検を行い、被災状況を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

2 交通の確保

道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法第46条に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊、欠壊、その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行い、規制を行うときは、その内容を下図により通知するとともに、住民等に周知させるように努める。



(2) 市が管理する道路

ア 道路、橋梁等

- (ア) 警察官、建設課において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。
- (イ) 危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに直ちに桜川警察署と協議し、必要な交通規制を行い、これに係る迂回路等を指定して交通の安全確保を図る。
- (ウ) 危険箇所、災害箇所については、各管理機関の基に緊急措置を行い速やかに交通を確保する。
- (エ) 電力・通信・水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、桜川警察署と協議し必要な交通規制を行う。

通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、応急措置を行い速やかに交通を確保する。

(オ) 市内の主要道路のうち、災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握する。

イ 危険箇所の選定

市長（本部長）は、桜川警察署長と協議して交通の危険が発生するおそれのある区間をあらかじめ選定する。

ウ 危険区間台帳の整理

市長（本部長）は、前項により選定した区間について危険区間台帳を作成し、1部を桜川警察署長に送付する。

エ パトロールの強化

災害時には危険区間のパトロールを強化する。

オ 通行の禁止・制限

市長（本部長）は、災害時に交通の危険が生ずると認められる場合は桜川警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第45条に規定する道路標識を設置する。

カ 情報の収集及び交換

市長（本部長）は、桜川警察署長と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努める。また、情報担当者を指定して気象及び道路状況の情報収集に当たらせる。

道路管理者の行う通行禁止又は制限の実施については、道路法第46条の規定により道路管理者の適正な判断に基づき実施されるものであるが、主要道路管理者がそれぞれ定めている規制措置の実施基準又は要綱は、概ね次のとおりである。

実施者	範囲	根拠法
国土交通大臣 知事 市長	1 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事のため、止むを得ないと認められる場合	道路法第46条
県公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第5条 道路交通法第6条

3 被災区域への流入抑制

道路管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

(1) 道路管理者は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通規制等を実施する。

(2) 道路管理者は、流入規制のための交通規制等を行う場合は、県と連絡を取りつつ行う。

(3) 緊急通行車両等の事前届出

市は、県公安委員会に対して、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害応急対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

市においても市有自動車については事前に県公安委員会に確認申請を行い、標章及び証明書の交付を受けておくものとする。

『資料編 通行の禁止又は制限するときの標示』

『資料編 緊急通行車両の標章』

『資料編 緊急通行車両確認証明書』

(4) 災害対策基本法に基づく交通規制〔災害応急対策期（発災時から4、5日ないし1週間程度）〕

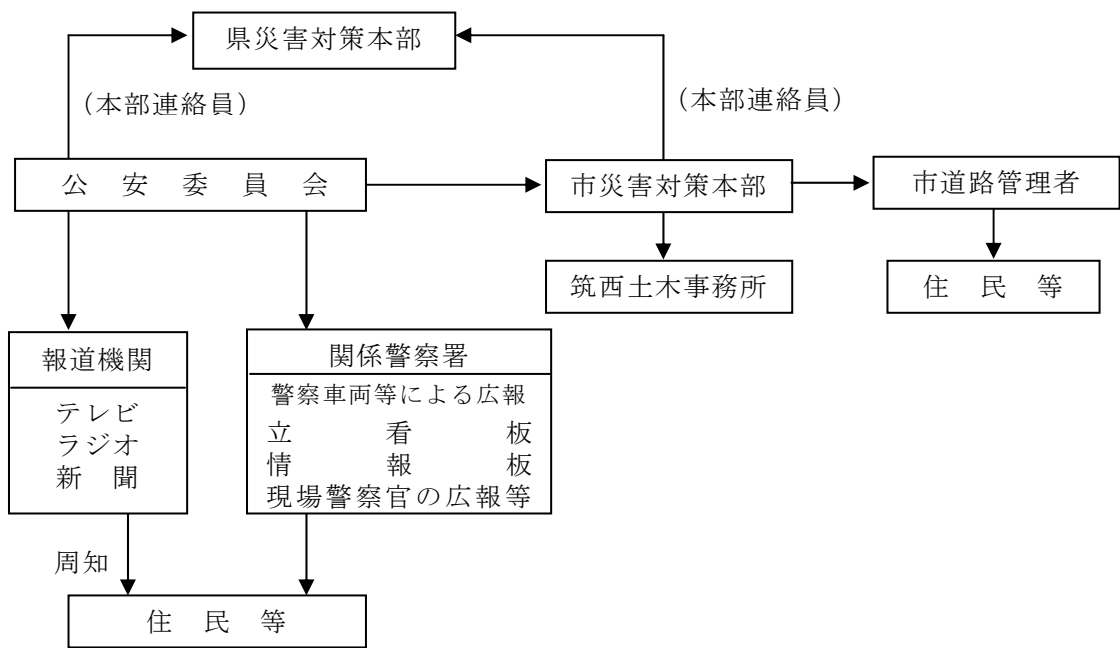
この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、道路管理者は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、交通管理者（警察署）は交通規制を迅速に実施する。

ア 規制を行う区域及び区間

道路管理者は、区域規制を被災地及びその周辺で、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機応変に規制を変更する。

イ 周知徹底

道路管理者は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は、始期）等について、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用し住民等に周知する。



ウ 規制方法

道路管理者による規制は、災害対策基本法施行令に基づいて、次のいずれかの方法で行う。

(ア) 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容の周知に努める。

(イ) 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するためアの標示を設置する時間的余裕がない場合、又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行う。

エ 迂回対策

(ア) 道路管理者は、幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じて迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

(イ) 道路管理者は、迂回路について安全対策のために必要があると認められるときは、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は必要な表示を行う等の措置を講じる。

オ 広報活動

(ア) 道路管理者は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行障害になることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報についてドライバーをはじめ広く市民への周知に努める。

(イ) 道路管理者は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用する。

(5) 道路交通法に基づく交通規制〔復旧・復興期〕

この時期は、防疫、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、それらに並行して、道路の補修等も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、道路管理者は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

この際、道路管理者は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行う。

ア 規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間としては、一般的に災害発生後4、5日から1週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定の目途がついたときから、復旧・復興活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、道路管理者は、災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行う。

イ 規制ルートの設定

道路管理者は、規制ルートの設定について、復旧・復興活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を行う。

ウ 規制内容

道路管理者は、道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行う。

(ア) 車種制限及び台数制限

道路管理者は、復旧・復興に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定する。

(イ) 一般車両の通行制限

道路管理者は、復旧・復興活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底する。

(ウ) 規制内容の見直し

道路管理者は、復旧・復興段階において、道路及び橋梁等の復旧状況を随時把握し、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図る。

4 道路の応急復旧作業

(1) 道路啓開の実施

ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り、計画的に道路啓開を実施する。

イ 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

(2) 応急復旧業務に係る建設業者との連携

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時の障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員・機材等を確保する。

4－7 保健計画

本計画では、被災地における被災住民の健康保持を図るための対策について定める。

第1 健康相談等

市は、筑西保健所と連携し避難所等を巡回して、避難者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行うものとする。

第2 栄養指導等

市は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、避難施設での巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行うものとする。

具体的には次のとおり。

- 1 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の災害時要援護者への指導、相談
- 2 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- 3 被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- 4 その他必要な指導、相談

第3 派遣要請

市は、災害の規模が大きく対応が困難であると判断した場合は、県を通じて他市町村等へ保健師等の派遣要請を行う。

第4 健康管理

1 被災者の精神状態の把握

- (1) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- (2) 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

2 継続的要援助者のリストアップ

市及び県は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

3 関係機関との連携の強化

市及び県は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

4－8 文教対策計画

学校の施設が災したり、あるいは地域の避難施設となった場合等により、通常の教育ができなくなった場合は、関係機関と緊密に連携し児童、生徒の安全及び教育の確保をするものとする。

第1 児童・生徒等の安全確保

1 情報等の収集・伝達

- (1) 市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、被害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、速やかにあらかじめ定めるところにより教職員に伝達するとともに、自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童・生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。
- (3) 校長等は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市教育委員会、その他関係機関に報告する。
- (4) 市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

2 児童・生徒等の避難等

(1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

(2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市、その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

(3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市に対し、児童・生徒数等その他必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

(5) 保健衛生

市及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。また、校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

第2 応急教育

1 教育施設及び授業

市の教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力して教育施設等を確保するため、次の措置を講ずる。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- (3) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館・体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- (6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

2 教育施設の応急復旧対策

被害の発生した学校、幼稚園は、災害の多少を問わず次のような措置を講ずる。

- (1) 被害の軽易な復旧については、学校(園)長が教職員の協力を得て応急復旧を行い、遅滞なく学校教育班に報告する。
- (2) 業者を必要とする被害の復旧については、学校教育班の指示を受け応急復旧を行う。
- (3) 被害を受けた部分については、本工事を実施する前に学校(園)長は、学校教育班の指示を受け、一時的な復旧作業を行う。
- (4) 被害の状況によっては、職員を派遣し、機能の回復に万全を期す。
- (5) 校舎が全壊した場合等は、急教育計画に基づき、体育館の仮間仕切、仮便所等の設置等を実施する。
- (6) 被害の発生した公民館、歴史民俗資料館等社会教育施設及び文化財には、(2)に準じた措置を行う。

3 応急教育実施の予定場所

校長等は、教育施設や児童・生徒の被災状況によって教育実施に困難をきたしたときは、適当な教育施設を確保するため緊急にして適切な措置を講ずるとともに逐次、実施

の状況を学校教育班へ報告する。

4 応急教育方法

- (1) 校長等は、教育施設や児童・生徒の被災状況を確認し、安全にして適切な応急教育方法の措置を講ずるとともに実施の状況を逐次学校教育班へ報告する。
- (2) 応急教育方法を実施するに当たり、次の事項に留意する。
 - ア 災害の状況に応じ、休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置
 - イ 児童・生徒の通学の安全を期するための適切な措置と指導
 - ウ 児童・生徒の衛生、保健管理上適切な措置と指導

5 教材、学用品の調達及び配給の方法

- (1) 校長等は、災害により補給を要する教材、学用品の実数及び補給の状況を逐次、学校教育班に報告する。
- (2) 学校教育班は、桜川市災害対策本部及び茨城県災害対策本部と連絡をとり、被災並びに補給の状況を報告するとともに教材、学用品の確保並びに配給について適切な措置を講ずる。
- (3) 通常の場合、県（教育庁・教育委員会、権限を委任された場合は市長）が、各校長等の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。
- (4) 災害救助法が適用された場合の実施方法は、災害救助法の定めるところによる。

災害救助法による実施基準

- I 住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学生生徒及び高等学校等生徒に対して行う。
- II 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費をもって行う。
- III 文房具費及び通学用品費
 1. 小学校児童 1人当たり 4,100円以内
 2. 中学校生徒 1人当たり 4,400円以内
 3. 高等学校生徒 1人当たり 4,800円以内
- IV 学用品の給与は、災害の発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。

6 給与の方法

- (1) 市長（本部長）は、各校長等からの報告により、学用品を一括購入し、各学校（園）長に配布する。
- (2) 前号により配布を受けた校長等は、これを児童・生徒に交付する。
- (3) 市長（本部長）は、学校教育班と被災の状況を調整する等、各学校相互間で不均衡にならないように配慮しなければならない。
- (4) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

7 学校給食等の措置

- (1) 災害地域における学校給食の応急措置について、応急的に当該学校の児童・生徒に対して臨時的に政府あっせんの学校給食用脱脂粉乳及び小麦粉を使用して、学校給食を実施する場合は、茨城県教育委員会に協議する。
- (2) 学校給食の実施に当たっては、教育委員会はその実施校数、人員、給食種別（完全給食、補食給食、未実施の別）及び実施期間について県教育委員会へ報告する。
- (3) 応急給食の実施に当たっては、衛生管理に万全を期し食中毒等の事故が発生しないよう十分注意する。

8 児童・生徒等の健康管理

- (1) 被災児童・生徒への心のケア
 - ア 教職員によるカウンセリング
 - イ 電話相談等の実施
 - ウ 教育相談センター、県精神保健福祉センター、こどもセンター等の専門機関との連携
- (2) 教職員の心の健康管理
 - ア グループワーク活動の展開
 - イ 災害救急医療チーム派遣制度の確立

9 教育実施者の確保

災害に伴い教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等により教職員の確保を講ずるものとする。

- (1) 被災教職員の裏付対策
 - ア 複式授業の実施
 - イ 二部授業の実施
 - ウ 非常勤講師又は臨時講師の発令
 - エ 教育委員会事務局職員の応援

10 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- (2) 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- (3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- (5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

4－9 労務供給計画

災害時において応急対策を実施する場合は、本市職員をもってこれらに充てるが、本計画は特定作業あるいは労力に不足を生ずる場合に労務の供給を受けるための計画とする。

第1 市労務要員の確保

労務者等の雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとするが、災害対策本部における雇上げは、その職種等によって関係部が行うものとする。

1 雇上げの方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、茨城労働局を通じて行う。
- (2) 求人を受けた茨城労働局は、求職者のうちから適格者を紹介する。また、必要に応じて求人連絡により労働力の確保に当たる。

2 災害救助法による労務者の雇上げ

(1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救援用物資の整理配分

(2) 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

第2 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における雇上地域の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものはこの限りでない。

第3 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災害対策基本法、災害救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発することができる。

従事命令・協力命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長、警察官
		災害対策基本法第65条第2項	
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令		
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	措置命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防団長、消防長

第4 その他

- 1 医療、土木建設関係者等の雇上げに当たっては、被害状況を説明し従事作業用の器具等を持参させるようにする。
- 2 土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて請負又は委託等適当な方法によるものとする。

4-10 地域の孤立対策計画

本計画では、大規模な災害により道路や通信が途絶し孤立した地域に対して、本市、県及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、地域住民の安全確保を図ることを定める。

第1 孤立した場合の対応

1 市

- (1) 孤立した地域が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに提供する。
- (2) 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- (3) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 県

- (1) 市からの孤立情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- (2) 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- (3) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

3 電気通信事業者

- (1) 孤立した地域との連絡手段を確保するため、移動型無線機を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- (2) 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

4 道路管理者

災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

5 桜川警察署

安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

4-1-1 医療・助産計画

災害のため、その地域の医療機能が麻痺、又は低下した場合や医療機関の診療能力を超える患者が発生した場合における医療及び助産対策について定める。

第1 実施機関

- 1 市長（本部長）は、必要に応じて救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。
- 2 本市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- 3 2により知事が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤茨城県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤茨城県支部が組織する救護班により実施し、必要に応じて県が組織する救護班、国立病院等で組織する救護班及び社団法人茨城県医師会（以下「県医師会」という。）が組織する救護班の応援を求めて実施する。

第2 市の対応

市長（災害対策本部救護班）が実施する医療及び助産は、次に掲げる場合とする。

- 1 災害救助法が適用された場合において、市長（本部長）の要請により知事が派遣する救護班が到着するまでの間。
- 2 災害救助法が適用されない小災害の場合。
- 3 災害救助法が適用された場合において、災害の状況により知事が市長（本部長）に委任したとき。

第3 実施の方法

災害救助法を適用する分については同法により、同法によらない分については同法に準じて行う。

災害救助法による実施基準

〔医療〕

- I 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的な処置として行う。
- II 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合においては、病院、診療所、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の施術所において行う。
- III 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行う。
 - ① 診療
 - ② 薬剤又は治療材料の支給
 - ③ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ④ 病院又は診療所への収容
 - ⑤ 看護
- IV 医療を実施するために支出する費用の額は、救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費とし、病院又は診療所において行う場合にあつては社会保険診療報酬の例により算定した額の範囲内とし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所において行う場合にあつては協定料金の額の範囲内とする。
- V 医療を実施する期間は、災害発生の月から14日以内とする。

〔助産〕

- I 助産は、災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であつて、災害のために助産の途を失った者に対して行う。
- II 助産は、次に掲げる事項の範囲内において行う。
 - ① 分娩の介助
 - ② 分娩前及び分娩後の処置
 - ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給
- III 助産のために支出する費用の額は、救護班による場合にあつては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあつては、慣行料金の100分の80以内の額とする。
- IV 助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。

第4 救護所の設置

1 救護所を設置

- (1) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- (2) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間が係るため、被災地での対応が必要な場合
- (4) 救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておく。
- (5) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止する。

	医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	備考
桜川市	県西総合病院	岩瀬鍛田 604	内、外、産婦、眼、整外、形外、泌尿器、皮膚、小、耳鼻、脳外	0296 75-3171	災害拠点病院 感染症指定機関 輪番制病院 人工透析対応
	山王病院	岩瀬 42	内、産婦、小、耳鼻、整外、泌尿器、歯、口くう外科、胃腸科	0296 75-0600	

2 救護班の編成

- (1) 救護班は、医師（班長）、看護師、補助員をもって編成する。
- (2) 救護班の数は、状況に応じ市長（本部長）が定める。
- (3) 救護班の事務処理に必要な帳簿は、次に掲げる。

- ア 救護班活動状況
- イ 医療実施状況
- ウ 助産台帳

- (4) 救護班の活動は以下の内容とする。

被災地に入った救護班は、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後 3 日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

- (5) 市長（本部長）は、救護班の編成に当たって、必要に応じ、医師会に協力を要請する。
- (6) 医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT 等）の派遣を要請するものとする。
 - ア 必要人数
 - イ 期間
 - ウ 派遣場所
 - エ その他必要事項

3 医薬品等の供給

- (1) 品目

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後 3 日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3 日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 市は、特に、発災後 3 日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

- (2) 調達方法

ア 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、筑西保健所等に要請し、補給を受ける。

イ 市は、医薬品の供給が自力では困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あっせんを受ける。

ウ 市は、県内の医薬品卸売業者が、約3週間分の医薬品の在庫を有していることから、県を通じて流通在庫の活用を図り、医薬品卸協同組合、医理化機器協会等との連携を強化する。

(3) 搬送、供給方法

ア 市は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送路を活用する。

イ 販売業者は、市域の集積拠点まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

4-12 ガス対策計画

高圧ガスに対する災害時における応急措置及び被害拡大防止措置について定める。

第1 実施内容

当該事業者等が、消防本部に通報の上、事業者の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市が総合的な対策を実施する。

1 緊急通報

- (1) 事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県・県警察本部・市・消防本部）に通報する。
- (2) 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

2 災害対策本部等の設置

事業者は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

3 応急処置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性等）に基づいた適切な応急処置を実施する。

- (1) 状況により、設備の緊急運転停止
- (2) 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
- (3) ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置
- (4) 状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- (5) 状況により、防災要員以外の従業員の退避
- (6) 発災設備以外の設備の緊急総点検
- (7) 交通規制、船舶航行禁止措置

4 防災資機材の調達

- (1) 事業者は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達する。
- (2) 県、消防機関は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合は、連携して防災資機材を調達する。
- (3) 県警察本部、消防機関は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

5 被害復旧活動資機材の備蓄

- (1) 製造設備の資機材
架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。
- (2) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(3) 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて県内の他の事業所が、被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

6 被害の拡大防止措置及び避難

(1) 事業者は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、ガス探知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(3) 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。また、避難所については地域防災計画に定めるところによる。

4-13 燃料対策計画

災害時においても、庁舎の自家発電用燃料や応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

第1 災害応急対策車両への燃料の供給

1 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

2 「災害時緊急給油票」の発行

市は、事前に指定のできない市外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

3 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用人が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

第2 燃料の確保

市は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、県に対し燃料の確保を依頼する。

第3 住民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

5-1 被災者の把握

災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

第1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

1 登録窓口の設置

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2 避難者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市は、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

ア 調査チームの編成

イ 調査・報告方法の確立

(2) 調査の実施

市は、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

5-2 被災者のメンタルケア

本計画では、災害に伴い様々な精神症状に陥ることがある被災者が、精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、県や各関係機関との協力の上、速やかに的確な対策を講じることについて定める。

第1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- 1 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- 2 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- 3 現実否認による精神麻痺状態
- 4 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- 5 被災後、しばらくしても不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く心的外傷後ストレス症候群
- 6 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪積感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

第2 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の症状

上記の症状の中で、被災者が生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、心的外傷後ストレス症候群については、よりの確な対応をとるものとする。

具体的には、次のような症状が、長期間続く。

- 1 災害のイメージ、思考、知覚を伴う、苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
- 2 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。
- 3 覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応）がある。

第3 メンタルケア

人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考える必要がある。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県や各関係機関の協力を得て、次のような対策をできる限り、早い時期に講じるものとする。

- 1 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- 2 関係機関等による精神保健相談
- 3 各種情報を提供するための、避難所等における、被災者むけの講演会の実施

- 4 専門施設での相談電話の開設
- 5 広報誌及び情報広報誌等による、被災者への情報提供
- 6 小・中学校での児童・生徒への、精神的カウンセリング

第4 被災者に対する配慮

被災者に対し、次のことについて配慮することが必要である。

- 1 被災者が、現状認識にいたる時期までに、物心両面でのあらゆる人間的配慮を差し伸べる。
- 2 被災者が立ち直り、自立した生活ができるようになるまで支援する。
- 3 大規模な災害のあと当然生じる諸反応や立ち直りの問題について、被災者及び被災者と接触する者に対する支援を促進する。
- 4 被災後の適応が危ぶまれたり、障害が生じるような者に対して、個別的な手当てを確保する。
- 5 社会精神医学面での手当てと、その他の救援措置と組み合わせて提供すること。
- 6 被災者の多様性を認識して、それに応じた措置を講じること。
- 7 治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、市は県と連携し、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、センター等に情報提供を行う。
- 8 災害後の期間を通じて被災者たち、その代表、さらにその地域社会の救援担当者に対する適切な配慮が、円滑かつ段階的に移行するよう計画し監視すること。なお、上記の事項は災害対策要員である本市及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、本市においては災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施するものとする。

第5 児童、高齢者、障害者、外国人に対する心のケア対策の実施

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

【プレイセラピーとは】

子どもの心の問題の解決を手伝う方法として考えられた援助法で、子どもの心の様々な思いを、観察者が対象者と一緒に遊びながら、遊びや行動を観察し理解していく手法を用いる。

5-3 ボランティア団体等支援計画

県下に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、本市及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

そこで、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するための各種ボランティア団体等の協力体制について、市及び防災関係機関等が実施すべき事項は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 ボランティア団体等の協力

市及び防災関係機関等は、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

第2 発災直後の情報提供

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

第3 ボランティア団体の活動

市がボランティア団体に依頼する活動は、下記のものとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他災害救助活動
- 3 高齢者介護、看護活動
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 その他

第4 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

1 受入体制の確保

被災地の社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに現地本部及び救援本部を設置し、行政機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。

2 「受入れ窓口」の運営

(1) ボランティア現地本部における活動内容

市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ア 被災者ニーズの把握、市からの情報収集
- イ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ウ ボランティア活動用資機材、物資等の確保

- エ ボランティアの受付
- オ ボランティア連絡会議の開催
- カ 市との連絡調整
- キ ボランティア活動のための地図及び在宅援護者のデータ作成・提供
- ク ボランティア支援本部へのボランティアの応援要請
- ケ その他被災者の生活支援に必要な活動

第5 ボランティア「受入れ窓口」との連携協力

1 ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動及び広報活動を行う。

2 ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- (3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行なわれるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

4 ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

5-4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

災害後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

第1 ニーズの把握

1 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズの集約に努める。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 高齢者等災害時要援護者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡

第2 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

市は、総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、被害の程度の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

2 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、

専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (2) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (3) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- (4) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- (5) 外国人（安否確認、震災関連情報等）
- (6) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (7) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (8) 消費（物価、必需品の入手）
- (9) 教育（学校）
- (10) 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- (11) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (12) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- (13) 金融（融資、税の減免）
- (14) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (15) 手続き（り災証明、死亡認定等）
- (16) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

第3 生活情報の提供

市は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

- 1 テレビ、ラジオの活用
- 2 インターネットメールの活用
- 3 インターネットの活用
- 4 ファックスの活用
- 5 災害ニュースの発行

5－5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

第1 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、本計画の定めるところによる。

なお、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
- ・水道事業者等が果たす役割、市が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ・高齢者等の災害時要援護者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

1 実施機関

- (1) 飲料水の供給は市長（本部長）が行う。
- (2) 本市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) 水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。

2 飲料水の供給

災害救助法が適用された場合の飲料水の供給は同法及びその運用方針によるものとし、その概要は次のとおりであるが災害救助法が適用されない場合においても、これに準じて実施するものとする。

水道班（水道課）は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(1) 実施内容

ア 飲料水の供給を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者。

イ 飲料水供給の方法

(ア) 水道水の搬水給水

企業水道、簡易水道、会社及び個人等が所有する水道から給水タンク、補助タンク等をもって搬水し消毒の上給水を実施する。

(イ) ろ水器による給水

水道水の搬水給水を補う方法として、県、近隣市町村、その他関係機関が所有するろ水器を利用してろ水し、薬品による消毒、検水ののち応急的に給水する。

(ウ) 災害時要援護者への配慮

高齢者等の災害時要援護者等への給水については、運搬等の支援に配慮する。

ウ 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生大臣の承認により、期間を延長することができる。

エ 供給のため支出できる費用

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、ろ過器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費として、当地域における通常の実費とする。

オ 給水量

水道班（水道課）は、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

カ 給水方法

(ア) 飲料水は、概ね次の方法によって供給し、又は確保する。

a 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、タンク車又は容器により運搬供給する。

b 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、次亜塩素酸ナトリウム溶液を投入し、又は支給して飲料水を確保する。

c 高齢者等の災害時要援護者等への給水については、運搬等の支援に配慮する

(イ) 水道班（水道課）は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「茨城県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

a 給水を必要とする人員

b 給水を必要とする期間及び給水量

c 給水する場所

d 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

e 給水車両借り上げの場合は、その必要台数

f その他必要な事項

キ 応急給水の広報

応急給水実施について、給水の時間や場所などの内容を広報する。広報は、放送等のほか、文字情報等を活用し、確実に伝達できる方法を併用し実施する。

時系列 \ 内容	期 間	1人当たり水量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と 応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併せ 水を得られなかった者に対 する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	20	調理、洗面等最低限生 活に必要な水量	自主防災組織を中心とする 給水と応急拠点給水
	11日目から 21日まで	100	最低限の浴用洗濯に 必要な水量	復旧した配水幹線・支線に設 置する仮設給水管からの給 水
第3次給水	22日から 28日まで	被災前水量 (約 250ℓ)	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水共 用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

(2) 災害救助法が適用された場合は、次の基準に基づき実施する。

災害救助法による実施基準
I 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行う。
II 飲料水の供給を実施するために支出する費用は、水の購入費、給水又は浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
III 飲料水の供給を実施する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

市内における給水拠点及び給水能力

上水道の状況

(平成 22 年)

年間配水量 (m ³)	年間有収水量 (m ³)	有 収 率 (%)	1日最大 配水量 (m ³)	1日平均 配水量 (m ³)
4,020,970	2,819,204	70.1	14,887	11,016

資料：水道課

給水タンク等配備状況

給水タンク			給水用ポリタンク			非常用水袋 (10L用)	非常用発電機
台数	容量 (m ³)	合計 (m ³)	個数	容量 (ℓ)	合計 (ℓ)		
1	2	2	24	20	480	10,000 枚	6 機
4	0.5	2	100	6	600		

浄・配水場一覧

岩瀬		真壁		大和	
施設名	容量m ³	施設名	容量m ³	施設名	容量m ³
富谷配水場	2,800	真壁浄水場	2,500	羽田配水場	576
友部配水場	380	—	—	本木配水場	74
犬田配水場	350	—	—	大曾根浄水場	180
亀岡配水場	354	—	—	高久浄水場	656
堤上浄・配水場	294	—	—	—	—
池亀配水場	242	—	—	—	—
猿田第1配水場	262	—	—	—	—
猿田第2配水場	56	—	—	—	—
門毛第1配水場	102	—	—	—	—
門毛第2配水場	65	—	—	—	—
大泉配水場	134	—	—	—	—
11 施設	5,039	1 施設	2,500	4 施設	1,486

3 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

第2 食糧供給計画

災害により食糧の配給販売機関等が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊き出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食糧品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する計画とする。

1 実施機関

- (1) 食糧の供給は、市長（本部長）が実施する。
- (2) 本市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) 救助法が適用され応急食糧が必要と認める場合、市長（本部長）は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ水戸食糧事務所長又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日付食糧庁長官通達）」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請する。

2 食糧の調達

市が備蓄している食糧を供出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あら

かじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食糧を調達し供給を行う。

(1) 食糧調達

被災者に対する食糧の供給について第1次的には本市の備蓄食糧を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の食糧等を必要とする場合は、市内の販売業者等から調達する。なお、調達が困難な場合には、知事にその斡旋を依頼するが、連絡がつかない場合は、「災害救助法が発効された場合における災害救助法用米穀の緊急引渡に関する協定書」に基づき、当該地域を管轄する農政事務所に対して、災害救助用米穀の引渡しを要請する。

『資料編 災害救助用米穀の引渡しに関する要領、様式等』

3 食糧の給与

市は、あらかじめ定めた食糧供給計画に基づき、被災者等に対する食糧の調達、供給を行う。

(1) 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

ア 食糧の供給要請等

被災者等への食糧の供給に備え、備蓄倉庫に次の食糧を備蓄する。

主食／食	缶詰かゆ／缶	粉ミルク／缶	乾パン／缶
2,000	150	20	480

市は、食糧の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請する。

- (ア) 供給あっせんを必要とする理由
- (イ) 必要な品目及び数量
- (ウ) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (エ) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (オ) その他参考となる事項

(2) 食糧の集積地

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。市は、集積場所ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

(3) 食糧の供給

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。

イ 配分漏れ又は重複支給の者がいないようにするため、組又は班等を組織し、各組に責任者を定めるものとする。

(4) 供給品目

米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食品の供給は、温かなもの、軟らかなもの、ミルク等配慮したものを給与するものとする。

(5) 供給対象者

- ア 避難所等に收容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事ができない者
- ウ 通常の供給機能が一時的に阻害混乱し、主食の供給を受けられない者

(6) 供給基準

- ア 災害救助法が適用されたときは、次の基準により実施する。

災害救助法による実施基準

- I 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に收容された者、全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者に対して行う。
- II 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の範囲は、主食費、副食費、燃料費等とし、その額は、1人1日当たり1,010円以内とする。
- III 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

(7) 炊き出しその他による食品給与費の経費及び限度額

ア 経費内容

主食費、副食費、燃料及び雑費。

イ 限度額

アの経費のうち雑費を除く合算額が災害救助法の定める1人1日の金額を限度とする。

ウ 炊き出し

炊き出し場については、被害の状況及び避難所の開設状況を考慮の上、資料編「5-2 避難所」の中から選定するが、必要に応じてこれ以外の場所についても炊き出し可能とする。

エ 炊き出し要員

食糧供給は、保健福祉部福祉班が担当するが、炊き出し作業については日赤奉仕団、各種婦人団体、ボランティア、避難者等の協力を得て実施する。

オ 炊き出し用具の調達

炊き出し用具は、市の備蓄器具を使用し、借上げできないものについては適宜、現地において調達する。

(8) 炊き出しその他による食品給与の期間

炊き出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内において3日以内を現物により支給する。

4 協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧、生活必需

品等の給与の実施が困難と認めるときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

第3 衣料・生活必需品等供給計画

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するものとする。

1 実施機関

- (1) 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与は市長（本部長）が行う。
- (2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村・県・その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 実施の方法

災害救助法を適用する分については同法により、適用のない分については同法に準じ、保健福祉部福祉班で行う。

災害救助法による実施基準

- I 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊・全壊・流出・半壊・半壊又は床上浸水(土砂のたい積等であって一時的に居住することができない程度のものを含む。以下同じ。)又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、日用品等を喪失し、又は、損傷して、直ちに日常生活を営むことが困難となった者に対して行う。
- II 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ① 被服・寝具及び身の回り品
 - ② 日用品
 - ③ 炊事用具及び食器
 - ④ 光熱材料
- III 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するために支出する費用の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号の表に定める額の範囲内とする。

① 住家の全壊、全壊又は流出により被害を受けた世帯

世帯 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人以上 1人増すごとに加算
夏期	17,500	22,600	33,000	39,900	50,500	7,400
冬季	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500

② 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
夏期	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400
冬季	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300

IV 前項各号の表において、「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までをいい、季別の決定は、災害の発生の日をもって行う。

V 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の発生の日から10日以内に完了する。

(1) 給与又は貸与品目

ア 供給対象者

全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

イ 物資供給範囲

災害のため供給する衣料、生活必需品等の物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限度のものとする。

- (ア) 寝 具 就寝に必要な最小限度の布団又は毛布等
- (イ) 外 衣 普通衣、作業衣、運動靴等
- (ウ) 肌 着 シャツ・ズボン下・パンツ等
- (エ) 身 廻 品 タオル・手拭・洗面具等
- (オ) 炊事道具 鍋・釜・包丁・バケツ等
- (カ) 日 用 品 石けん・塵紙・歯ブラシ・歯磨き粉、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等
- (キ) 食 器 茶わん・汁わん・皿・はし、スプーン、紙コップ、ほ乳ビン等
- (ク) 光熱材料 マッチ・ローソク・カセットコンロ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具等
- (ケ) その他 (ビニールシート等)

ウ 備蓄物資

被災者への供給に備え、次の物資を備蓄する。

毛布/枚	タオル/枚	哺乳瓶/本	トイレ紙ロール	飲料水袋/枚
810	570	20	240	1,000
生理用品/個	紙おむつ/枚	成人おむつ/枚	懐中電灯/組	仮設トイレ
3,200	640	225	90	10 (3)

※ 仮設トイレの()内については、災害時要援護者用トイレ数を計上。

エ 物資の調達

被災者に対する物資の供給については、第1次的には本市の備蓄品を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の品目を必要とする場合には、調達協定業者や小売業者から調達する。ただし、災害の規模等により本市のみで対応できないときは、知事に対して物資の調達を要請する。

また、市は調達協定業者と連絡を密にし、物資調達可能数量の常時把握に努める。

オ 物資の給与又は貸与期間

衣料、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内とする。

カ 物資及び救援物の輸送配分

調達された物資は、災害の状況等を考慮し、その都度被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画をたてて支給する。

救援物資は、集積場で受付、仕分け等の業務を行い、市職員により配分計画に基づき、被災者に配分する。仕分け、配分等に際しては、ボランティア等に協力を求める。

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項について福祉班を通じて呼びかける。

(ア) 救援物資の送付は依頼品目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。

(イ) 荷物には、物資の内訳及び数量等を明記する。

(ウ) 腐敗しやすい生鮮食糧品の送付は行わない。

(2) 記録簿等の作成

給与又は貸与の実施には、責任者を定め給貸与の記録簿、受領書等を整理保存する。

5－6 災害時要援護者安全確保対策計画

災害時に、視聴覚や音声・言語機能の障害からの的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる災害時要援護者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で災害時要援護者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

なお、市は、あらかじめ定める避難情報の提供方法や支援対策をマニュアル化し、適切な避難支援ができるよう努める。

第1 実施機関

- 1 災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- 2 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策は、市長（本部長）が実施する。
- 3 市のみで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第2 状況把握の早期実施

在宅や避難所で生活する災害弱者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行う。

1 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

災害時要援護者に対する応急救助活動の実施に当たっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

2 災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の安全かつ速やかな救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の災害時要援護者関連施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、他の災害時要援護者関連施設に受入先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の災害時要援護者関連施設及び市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の災害時要援護者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気・ガス・水道等の各ライフライン事業者は、災害時要援護者関連施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

第3 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策

1 安否確認、救助活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。

2 搬送体制の確保

災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や災害時要援護者関連施設所有の自動車により行う。

3 災害時要援護者の状況調査及び情報の提供

民生委員・ホームヘルパー・点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等、及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮

市は、災害時要援護者に配慮した食糧・飲料水・生活必需品等を確保する。また、配付場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。

なお、市は、福祉避難所の食糧品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行うものとする。

5 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第4 児童に係る対策

- 1 市は県とともに、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- 2 市は県とともに、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第5 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ・情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット(ホームページ、メール)等を活用して外国語による情報提供に努める。

4 外国人相談窓口の開設

速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、市は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

5-7 帰宅困難者対策計画

本計画では、災害発生時において、帰宅が困難な通勤・通学者、出張者、旅行者等に対して配慮した災害応急対策の実施を定める。

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

また、市は帰宅困難者のための避難所を定めるものとする。

第1 各機関の取組み

帰宅困難者対策は、一人ひとりの心がけが大切であるところから、市は事前に通勤・通学者を中心にリーフレット・ポスターによる普及啓発を行い、発災後、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。

また、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、市は帰宅困難者に対して必要な情報を提供するものとする。なお、帰宅困難者がむやみに移動を開始し混乱することのないよう、対応を徹底する。徒歩や代替交通手段等での帰宅が困難なものに対しては、旅館やホテルの借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する。

1 市の取組み

(1) 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 情報提供

市は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。

2 企業の取組み

(1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、安全対策等の環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話がふくそうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーク・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(6) 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

第2 大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

5－8 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

第1 義援物資の供給

- 1 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- 2 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

5－9 愛玩動物の保護対策

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。

第1 市の役割

1 動物同伴施設の設置

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

2 相談窓口の設置

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を生活環境課に設置する。

3 避難訓練時の配慮

避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

第2 飼い主の役割

- 1 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- 2 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

5-10 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 郵便関係

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。
なお、取扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

第2 郵便貯金関係

1 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の免除

当該被災地の救援を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者救援を目的とする寄付金の送付のための郵便振替の通常払込及び通常振替の料金免除を実施する。

2 郵便貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して非常取扱いを行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず、郵便局限りで取扱ができる。

第3 簡易保険関係

1 簡易保険業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の払込期間の延伸などの非常取扱いを行う。

第4 簡易生命保険資金による災害応急融資

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害時において、被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資を実施する。

第6節 災害救助法の適用

被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

第1 被害状況の把握及び認定

救助法の適用に当たっては、被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

2 住家の滅失等の算定

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

(3) 住家の床上浸水

(1)及び(2)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

1 基準1号（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
45,673人（平成22年国勢調査）	60世帯

2 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
45,673人（平成22年国勢調査）	30世帯

3 茨城県の地域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

4 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 救助法の適用手続き

1 市長（本部長）は、本市における災害が前記「第2 救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。

2 市長（本部長）は、前記「第2 救助法の適用基準」の3の後段及び4の状態被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

3 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法による救助の種類

1 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。

なお、市長（本部長）は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりである。

第5 災害救助法に基づく救助費用の申請及び補助申請

1 災害救助法に基づく救助費用の申請

災害救助法に基づく救助実施の費用は、請求書に経費支払証拠書類の写を添えて、知

事に申請する。

2 災害救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

災害救助法が適用されない場合において、市長が、被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則（昭和46年茨城県規則第39号）の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

第7節 応急復旧・事後処理

7-1 建築物の応急復旧

災害の発生により破損した建築物が、引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供または応急修理を行い保護していくものとする。

第1 建築物等の応急危険度判定

本計画では、大規模な災害により被災した建物等が引き続き安全に利用できるかどうかを判定し、二次災害の発生防止を図ることについて定める。

1 応急危険度判定の基本事項

(1) 判定実施の判断

市長（本部長）の判定実施の決定により、都市整備班に「判定実施チーム」を設置し、応急危険度判定士の協力により判定活動をする。

(2) 判定基準

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による応急危険度判定調査票を適用する。

(3) 判定ステッカー

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に定められた判定ステッカーを使用し、判定結果に基づいて調査建築物に貼り付ける。

2 応急危険度判定活動

(1) 判定の対象

判定の対象建築物は、市長の定める判定街区の建築物とする。

(2) 判定実施期間

判定実施時期及び作業日数は、概ね2週間程度とし、一人の判定士は3日間を限度に判定活動を行うものとする。

(3) 判定の関係機関

市長（本部長）は、判定の実施主体として判定作業にかかわる判定士の指揮、監督を行う。県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

3 判定士の派遣・派遣要請

(1) 判定士の派遣

市長（本部長）は、災害の程度に応じて必要と認められる場合は、直ちに判定士の派遣を行う。判定結果の責任については、市が負う。

(2) 判定士の派遣要請

市長（本部長）は、二次災害を防止するため、必要と認められた場合には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の供与は市長（本部長）が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行う。
- (2) 市又は県のみで実施が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 仮設住宅の建設

(1) 住宅対策の種類と順序

ア 災害直後に直ちに行う必要のあるもの

- (ア) 避難所の設置による被災者の応急収容
- (イ) 応急仮設住宅の建設供与、住宅の応急修理及び障害物の除去
- (ウ) 建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定
- (エ) 住宅復旧資材の値上り防止及び資材の手当、あっせん

イ アの対策に引き続きできるだけ早く実施すべきもの

- (ア) 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付
- (イ) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による既設公営住宅の復旧（再建、補修）
- (ウ) 公営住宅法による災害公営住宅の建設
- (エ) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理の設計及び事業実施

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 実施機関

市は、被災者等への応急仮設住宅の建設、管理を実施する。なお、大規模災害等、市で対応が困難と考えられる場合には、県による建設を依頼する。また、災害救助法が適用された場合の被災者の応急仮設住宅の供与については、知事の職権の委任を受けて市長（本部長）が行う。

イ 実施の方法

災害救助法が適用されたときは、次の基準により、適用にいたらない小災害の場合は、同法の基準に準じて行う。

災害救助法による実施基準

- I 応急仮設住宅は、住宅が全焼し、全壊し、又は流出して自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。
- II 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートル(9坪)を基準とし、その設置のため支出する費用は、2,404,000円以内とする。
- III 応急仮設住宅の供与は、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合においては、居住者の集会等に利用するための施設を設置して行うことができる。この場合において、当該施設の1施設当たりの規模の基準及びその設置のために支出する費用の限度額は、知事が別に定める。
- IV 応急仮設住宅は、高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
- V 応急仮設住宅の設置は、災害の発生の日から20日以内に着工する。
- VI 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。
- VII 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

ウ 供給対象者

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力でもってしては、住家を確保することのできない者であること。

エ 設置戸数

全壊、全焼、流出世帯の合計数の3割以内とするが、状況によって、厚生労働省と協議する。

市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

オ 供給方法

- (ア) 市は、平常時から、業界の協力が得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握する。
- (イ) 建設に当たっては、速やかに厚生労働省と協議するとともに、二次災害の危険がないよう配慮する。
- (ウ) 市は、大規模災害を想定し、あらかじめ広域的な団体等と協定を締結するほか、市は次の事項を可能な限り示して供給あつせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。
 - a 被害戸数
 - b 設置を必要とする戸数
 - c 調達を必要とする建設業者数
 - d 連絡責任者
 - e その他参考となる事項
 - ・ 除去した障害物の集積場所：被災地付近の空地に一時集積する。
 - ・ 建築資材及び必要機械器具については、市内の業者に依頼し調達する。建設業者は、市の指名競争入札参加者名簿等に登録されている業者とする。

- ・建設及び管理者：災害公営住宅は、原則として市が建設し、管理する。

カ 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。

市は、必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

キ 入居者の認定

「自らの資力では住宅を得ることができない者」とは、概ね次のような者をいい、十分調査し、必要に応じ民生委員の意見を聞く等、実情に配慮する。

入居対象者及び入居予定者の選考業務は、県が市の協力を得て行う。

(ア) 住家が全焼、全壊、または流出した者であること

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

a 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない失業者

c 特定の資産のない未亡人、母子世帯

d 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者

e 特定の資産のない勤労者

f 特定の資産のない小企業者

g その他これに準ずる者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要援護者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、災害時要援護者の優先入居に努めるものとする。

ク 管理主体

応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ県から委任された場合、市が行う。

ケ 生活環境の整備

(ア) 市は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。

(イ) 市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細やかな対応に努める。

(3) 住宅の応急修理

ア 実施責任機関

市は、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。また、災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理については、知事の権限の委任を受けて市長（本部長）が行う。

本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 市は、建設業者が不足する事態の発生や、建設資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示して、あつせん、調達を依頼する。

- (ア) 被害戸数（半焼・半壊）
- (イ) 修理を必要とする戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建設業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

ウ 実施の方法

災害救助法が適用されたときは次の基準により、適用されない小災害のときは、実情に応じ市長（本部長）がその都度決定する。

住宅の応急修理の対象基準は、応急仮設住宅の入居基準の例による。

災害救助法による実施基準

I 災害にかかった住宅の応急修理は、住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者に対して行う。

II 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事後及び便所等日常生活に必要最小限度の部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、一世帯当たり 520,000 円以内とする。

III 災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行う。

IV 災害にかかった住宅の応急修理は、災害の発生の日から 1 か月以内に完成する。

(4) 空家住宅の確保

ア 対象

市営住宅のほか、県内各市町村の所有する空家

イ 募集

市及び提供する事業主体が募集を行う。

(5) 障害物の除去

ア 実施責任機関

市は、住宅等に流入した土砂等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。また、災害救助法が適用された場合における住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、知事の権限を受けて市長（本部長）が行う。市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限りの次の事項を示して応援を求める。

- (ア) 除去を必要とする住家戸数
- (イ) 除去に必要な人員
- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無
- (カ) その他参考となる事項

イ 実施の方法

災害救助法が適用されたときは同法により、適用されない小災害の場合は実情により市長（本部長）がその都度決定する。

障害物除去の対象基準は、応急仮設住宅の入居基準の例による。

災害救助法による実施基準

I 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を来しているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる要件を備える者に対して行う。

① 自らの資力をもってしては、障害物を除去することができないこと。

② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあること。

II 障害物の除去のために支出する費用の範囲は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は一世帯当たり 137,500 円以内とする。

III 障害物の除去は、災害の発生の日から 10 日以内に完了する。

（6）住宅相談窓口の設置

市は、都市整備班に住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

7-2 ライフライン施設の復旧計画

災害発生に際し、ライフライン施設を防護し、市民の生活の安定を確保するための計画である。

第1 上水道施設

上水道班は、災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

1 応急復旧の実施

(1) 大規模な災害による断水をできる限り短期間かつ狭い範囲にとどめ、市民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水、浄水施設等の水源施設の十分な機能を確保し、水源地からの主要幹線の復旧を最優先し、次いで配水枝管と給水装置の順に復旧を進め、早急な給水の再開に努める。

(2) 宅地内給水装置の復旧は、給水装置の所有者等から修繕申し込みのあったものについて行うものとするが、次に掲げるものについては、申し込みの有無にかかわらず、応急措置を実施する。

ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの

(ア) 漏水が多量なものの復旧

(イ) 被災給水装置の閉栓

イ 路上漏水で、交通等に支障を及ぼすもの

ウ 建築物その他の施設に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの

2 資機材、車両及び人員の確保

上水道班の備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、市指定給水装置工事事業者の応援を求めるほか、配水管等については、メーカーの協力を求める。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内の一部地域を対象とする広報は、上水道班が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行う。

4 応援要請

市、市指定給水装置工事事業者で応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、県を通じて、他の市町村に応援を要請する。

第2 下水道施設

下水道班は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

1 応急復旧の実施

(1) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の機械・電気機器は、浸水等の被害を受けると施設全体が機能停止する危険が大きい。このため、本復旧までの一時的な機能の確保を目的として、管路の仮締切り、配管ルートの変更等の応急対策を実施する。

(2) 管渠

管渠施設の構造物、機能的被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可動式ポンプによる下水の排除、仮排水管の設置などの応急復旧を実施する。

(3) 排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

2 資機材、車両及び人員の確保

(1) 下水道施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。

(2) 資機材が不足する場合は、県に要請し、備蓄の提供若しくはその他関係業者からの調達の協力を求める。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内の一部地域を対象とする広報は、下水道班が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行う。

第3 電力施設

災害に対処するため、電気事業者は、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

電気事業者は、災害が発生又は発生のおそれがある場合、直ちに定められた防災体制を確立する。

2 電力供給の確保

電気事業者は、電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、定められた系統運用要領により、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講じる。

3 他電力会社間の電力融通

電気事業者は、災害が発生し、電力供給に著しい不均衡が生じた場合は、「全国融通電力受給契約」、「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急融通を行う。

4 災害時における広報

電気事業者は、被害状況及び復旧状況に関して関係機関に連絡するとともに、当該地域への広報を行う。

5 対策要員等の確保

電気事業者は、防災体制が発令された場合、防災計画の出動計画に基づき、対策要員を確保する。なお、交通途絶等により出動できないものは、最寄りの事業所に出動する。

6 広域応援体制の確立

電気事業者は、対策要員等の確保、復旧資機材の確保、電力の融通など応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

7 設備の応急復旧

電気事業者は、自社で定めた応急復旧計画に基づき応急復旧を行う。

なお、復旧に当たり可能な限り、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

第4 電気通信施設

1 重要通信のそ通確保

災害が発生した場合、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。

(2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

(3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

2 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル“171”等を速やかに提供する。

4 災害時における広報

(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況、及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてインターネット、支店前掲示板等により直接当該被災地に周知する。

(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

5 災害対策用資機材置場等の確保

災害時において必要に応じて、災害用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

6 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急

度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

7-3 農地農業計画

各種災害に対する農林水産業関係の応急対策は、市、県、農政局、茨城森林管理署、その他関係機関の協力のもとに本計画の定めるところにより実施する。

第1 実施内容

1 農地

(1) 農地が被災し当該農地が湛水し自然排水を待つとき、復旧工事の施行又は農作物の生産に重大なる支障を生ずるおそれがある場合は、ポンプ排水工事及び堤防切開工事を行う。

(2) 農業用施設

ア 堤防

ため池堤防ののり崩れの場合における腹付工事及び土止杭棚工事を行う。

イ 水路

仮水路（素掘）木造置樋、木造掛樋、土管敷設工事及び揚水機工（応急）を行う。

ウ 頭首工

一部被害の場合は土のう積等を行う。完全被災における石積工、杭棚工、杵堰、そだ堰工及び揚水機工（応急）を行う。

エ 農道

特に重要な農道の必要最小限度の仮道、軌道及び仮橋の建設を行う。

2 農業

(1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 家畜の応急措置

ア 風害

(ア) 被害畜舎の早期修理、復旧に努める

(イ) 外傷家畜の治療と看護に努める

(ウ) 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止する

イ 水害

(ア) 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図る

(イ) 乾燥後畜舎内外の消毒を励行する

(ウ) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当を受ける

(エ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努める

(オ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する

7-4 清掃計画

被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期す。

第1 廃棄物処理の実施

被災地域におけるごみ処理、し尿くみ取り等の清掃は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害の規模が大きく災害対策本部において処理できないときは、県又は隣接市町村に応援を求めて実施する。

1 計画の方針

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の中で大量に収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通のふくそう等多くの困難が予想されるので、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るよう迅速かつ適切に行うものとする。

2 実施責任者

被災地における清掃計画の樹立とその運営は、市長（本部長）が行うものとする。

3 状況の把握及び清掃計画

災害が発生した場合、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める清掃計画に基づき仮設トイレの設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、市民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。

4 協力要請

状況により、市民自らによる処理及び集積場所への運搬をおこなうよう、広報等により協力を求めるものとする。また、ごみ、し尿等の処理が不可能な場合は、近隣市町村及び市内関係業者の応援を要請する。なお、近隣市町村等の応援、協力をもってしても困難な場合は、県に対して協力のあっせんを要請する。

第2 ごみ及びし尿等の処理

1 生活ごみの収集処理

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理を行うものとする。また、住民に対して、その内容を周知し、収集及び処理を実施する。
- (2) 災害廃棄物の処理についても、迅速かつ適正に行う。また、災害ごみが大量に発生した場合における仮置場については、岩瀬塵芥処理場とする。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。また、アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努めるものとする。
- (3) 災害廃棄物の一時的仮置場を開設するときは、定期的な消毒を実施する。
- (4) 災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県本部等に処理の応援を要請する。

ごみ焼却施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	240（t/日）	連続	13.11

※ 注 処理方式「連続」は連続燃焼炉である。

粗大ごみ処理施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	50（t/日）	併用	14.3

※ 注 処理方式「併用」とは、可燃性、不燃性粗大ごみを併せて破砕処理する施設である。

2 し尿処理

- (1) 下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について住民に対し広報する。
- (2) 下水道施設及びし尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、住民に対し避難所又は地区ごとに仮設トイレの設置提供等必要な処理を講ずる。
- (3) 仮設トイレの排出量を考慮した、総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県本部等に処理の応援を要請する。
- (4) 消毒剤等の資機材の準備、確保

市は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

- (5) 県等への応援要請

ア 市は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町村等に応援要請を行う。

イ 市は、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

し尿処理施設

組合名（構成地区）	所在地	規模 kl/日	処理方式	竣工(使用開始) 年月
筑北環境衛生組合 （笠間市・桜川市の内岩瀬地区・ 大和地区、筑西市の内協和地区）	桜川市長方 1245	100	標・脱	61.3

3 死獣処理

死獣は、市が処理するものとし、処理できない場合には筑西保健所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理をするものとする。

7-5 防疫計画

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等、悪条件下に行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止するため万全を期す。

なお、本計画に定めのない事項は、地震災害対策計画編第3章第7節7-4「防疫計画」の定めるところによるものとする。

第1 実施内容

防疫の実施に当たっては、特に次の事項に留意する。

- 1 事前に防疫体制を確立し、周到な計画を行う。
- 2 警戒体制を厳重にするとともに、災害発生時においては、組織的かつ有機的な活動を実施する。
- 3 災害時の防疫は、伝染病予防法（以下「法」という。）に基づき、市及び県が実施する。

第2 災害防疫の実施方法

災害防疫の実施方法の概要は、次のとおりである。

1 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図るとともに、県の指示に基づき伝染病予防委員を選任し防疫活動に従事させる。

2 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、住民の社会不安の防止に留意する。

3 清潔方法及び消毒方法の実施

法第16条の規定による清潔及び消毒の方法は次によるものとし、使用する薬剤及び器具については速やかに整備拡充を図る。

(1) 清潔方法

- ア 実施に当たっては、道路、溝きよ、公園等公共の場所を中心に行う。
- イ 各個人による清掃を原則とするが、状況に応じ市長（本部長）は適切な指導を行う。
- ウ 収集したゴミ、汚泥、その他の汚物は、焼却埋没等衛生的に適切に処分する。
この場合の取扱は廃掃法によるものとする。

(2) 消毒方法

伝染病予防法施行規則（以下「規則」という。）第21条又は第27条に定めるところにより行う。

4 患者の隔離収容方法

発見された伝染病患者及び保菌者等については、法第7条の規定により早急に隔離収容する。隔離病舎が被災した場合又は交通事情等の理由により収容困難な場合は、県の

指示により適当な場所に臨時隔離所を設け収容する。

5 報告

市長（本部長）は、警察・消防等諸機関、その他関係団体と緊密な協力のもとに、下記事項について、知事に報告する。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 災害防疫所要見込額
- (4) その他

第3 事前準備

1 内容

(1) 組織

ア 災害防疫対策連絡協議会

平常時から関係機関相互の協力体制を確立しておくため、関係部課関係行政機関等をもって協議会を開催し、防疫に関する協議及び情報の連絡を行う。

イ 災害防疫対策本部の設置計画

災害時には災害防疫対策本部を設置するが、その組織運営等について事前に計画を樹立しておく。

(2) 防疫計画の策定

市内の地理的環境的条件及び過去における被害状況等を勘案して災害予想図等を作成するとともに、災害防疫対策連絡協議会の意見を聞き、できるだけ周到な防疫計画をたてる。

(3) 器具機材の整備

最低限常備する必要がある物件は、普段から整備し、災害時又はそのおそれのあることが顕著となった際に備えるべき物件については、あらかじめ周到な計画をたてておくとともに、備蓄している物件は、随時点検を行い、いつでも使用できる状態に保っておく。

(4) 職員の訓練及び動員計画

職員の訓練については、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、防疫計画をもとに事務の配分、作業量などに応じ、これに充当すべき職員の確保を計画する。

(5) 予防教育及び広報活動

台風シーズン前など適当な時期において、災害時の予防方法につき新聞、広報誌等により広報活動を実施するとともに、衛生組織を強化しその協力を得て住民に対する予防教育を徹底する。

2 災害発生時の対策

(1) 警戒体制の確立

予測される災害の規模に応じて必要限度の防疫組織を設け、状況に応じていつでも災害対策本部の編成に切り替えられるよう体制を整え、知事の指示、命令に対しても臨機の措置がとれ、県と一体的行動がとれるようにする。

(2) 状況の把握

気象庁・警察・消防本部などの諸機関、団体などと連絡をとり、情報の早期把握に努める。

(3) 器具機材の整備

既に確保している器具の点検を行い、配置計画をたて、購入又は借上げを行うべき器具については、状況に応じ逐次調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

事前に準備されているパンフレットなどの利用、広報車等により速やかに住民に対する予防教育及び広報活動を開始する。

3 災害防疫活動

(1) 災害防疫対策本部を設置し、班の編成、具体的計画の樹立を図る。

なお、知事の指示があった場合は、必要に応じて感染予防委員を選任し、必要な防疫活動に当たらせる。

(2) 予防教育及び広報活動

住民に対する予防教育の徹底を期するため、広報活動を強化すること。この場合、特に社会不安の防止に留意する。

(3) 清潔の方法

災害時は、汚物・土砂・竹木などの散乱あるいは堆積により、衛生環境が悪化し、感染症流行の端緒となるのが通常であるが、これらの衛生的処理に伴う作業は、その目的とするところによって感染症予防法（平成 10 年法律第 114 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、災害救助法など、法律的根拠を異にして行われるものであるが、清潔方法は感染症予防法に基づき感染症患者が発生した地域及びその周辺の地域等に対して、感染症予防の目的で実施される衛生的処理について行う。

ア じん芥、汚泥等は埋立て若しくは焼却し、又は適当な場所に投棄し、これらの汚物の収集及び処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）に定める基準に従って行う。

イ し尿の処理

浸水地域内のし尿処理は、感染症予防上極めて重要であるから、迅速、適切な処理が強く要請される。この処理は平常時はもちろん、災害時においても一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律により行われるが、感染症患者が発生した地域及びその周辺地域については、知事の指示に基づき、感染症予防法による清潔方法の一環として実施する。

し尿の運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

(4) 消毒の方法

感染症予防法第 27 条の規定による知事の指示に基づき、市は速やかに消毒方法を施行するものとし、実施は感染症予防法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 14 条及び第 16 条の定めるところにより行う。

ア 飲料水の消毒

(ア) 給水施設として井戸を利用している場合の消毒は、水量の50分の1の煨製石灰を乳状にしたもの、又は水量の500分の1クロール石灰水を(クロール石灰5分、水95分)を投入し、十分攪拌した後12時間以上放置する。なお、特に必要ある場合は、全水量を汲み出して井戸さらいを行い新たに湧き出した水に対して5,000分の1に当たるクロール石灰水を投入して約30分間放置する。

(イ) 給水施設が上水道又は簡易水道である場合の消毒は、塩素滅菌処理を確実に行うとともに管末における遊離塩素量を測定する。

通常の管末塩素量は、0.1ppm以上であるが、災害地を含む地域に給水する場合は0.2ppm以上とし、給水施設が直接影響を受け断水後に給水する場合、特に水量不足による時間給水について洪水などにより特に水質が悪化した場合等では0.4ppm程度とする必要がある。

イ 家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器棚などを中心にクレゾール水など消毒薬を用いて噴霧又は拭浄し、食器等は煮沸消毒を行い、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰などを散布する。

ウ 便所の消毒

便所は3%の石炭酸水、クレゾール若しくはホルマリン水をもって拭浄又は散布し、便槽には煨製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水をそそぎ、十分攪拌する。

エ 芥溜及びその周辺の土地には石灰乳又はクロール石灰水を、溝渠には煨製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を散布し、じん芥は焼却する。

なお、煨製石灰末は、乾燥した場所の消毒には適当でないので、この場合には石灰乳又はクロール石灰水を用いる。

オ 患者運搬用器具等の消毒

病毒に汚染された資材などを運搬した器具は、使用の都度石炭酸水、クレゾール水、若しくはホルマリン水で拭浄又は散布する。

(5) 薬剤、器具等の確保は、次により行う。

被災地域における薬剤の必要総量の算出基準は、概ね次のとおりであるから、これに準拠して薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上不足分を速やかに調達し、それぞれ適宜の場所に配置する。

薬剤所要量の算出方法

区 分	薬剤の種類 (例示)	薬材量の算出方法		
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数	×	200g
	普通石灰	全半壊戸数	×	6 kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数 (概数)	×	1340ml

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除の対象地域は、災害の性質や程度、伝染病のまん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に定め、できる限り自治会単位で実施する。

災害の規模、環境衛生の状況などを総合判定して指定するものであるが、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として地域指定がなされる。

(ア) 県下で被害戸数5,000戸を超える場合

(イ) 一浸水地域で被害戸数1,000戸を超える場合（同一原因により同時に浸水を受けた一連の地域であって、市町村の行政区画にかかわらない）

(ウ) 県下における市町村又はその一部の地域の被害が下表のいずれかに該当する場合

被害率	5%以上	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上
市又はその一部の地域の数	10箇所以上	7箇所以上	5箇所以上	3箇所以上	1箇所以上

(エ) 市又は市の一部の区域の被害率が10%を超えること。

(オ) 市又は市の一部の区域の被害率が5%以上であって、その被害が集中的かつ著しいものであること。

(カ) 市庁舎などを含む中央地が甚大な被害を受け、市の機能が著しく阻害されたこと。

イ 県の指示に基づき、市は速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

実施要領及び薬剤の使用基準によって行うが、災害時においては、次の事項に留意する。

(ア) り災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。

例えば、床上浸水の地域であっても、水害が一過性で環境の汚染が著しくないときは、ねずみ族、昆虫等の駆除を必要としない場合があり、又大部分が床下浸水を受けた地域でも期間が長い、あるいは汚物、汚泥などが広範囲に散乱し、ハエ等の発生が著しい場合は、家屋のみならず、それ以外の不潔な地帯にも広く実施する。

(イ) 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びごみ、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫効果のある殺虫剤を使用する。

又、便所などに使用する殺蛆剤としては、オルソジクロールベンゾール剤などを用いる。

ウ 薬剤、器具などの確保は、次により行う。

り災地域における薬剤の総所要量の算出基準は、概ね次のとおりであるから、これに準拠して所要量を算出し速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置しておく。

散布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内のり災戸数×85.8㎡×(1-0.5)×0.05 $\frac{\text{kg}}{\text{㎡}}$ (家屋 39.6㎡の場合)
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内のり災戸数×1㎡×0.06 $\frac{\text{kg}}{\text{㎡}}$
家屋外及びごみ等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内のり災戸数×56.1㎡×15g (敷地 56.1㎡の場合)

(7) 家用水の供給等

家用水の供給については、『第5章5-5第1 給水計画』に基づいて実施するほか、衛生的処理についての十分な指導と配水容器の衛生的処理に留意する。

(8) 患者に対する処置

ア 災害地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関に収容の措置をとる。

イ 交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、できるだけ近い被災地域内の適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない事由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的な処理などについて厳重に指導する。

(9) 避難所の防疫指導

避難所は施設が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、県防疫職員の指導のもとに市における防疫活動を実施する。この場合、施設内で衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(10) 報告

次に掲げる報告は、所定の様式により筑西保健所長を経由して知事に提出するものであるが、概要はできるだけ電話をもって事前に報告する。

ア 被害状況

イ 防疫活動状況

ウ 災害防疫所要見込額

(11) 記録の整理

災害防疫に関し整理すべき書類は、概ね次のとおりである。

ア 災害状況報告書

イ 防疫活動状況報告書

ウ 清潔方法及び消毒方法に関する書類

エ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類

オ 家用水の供給に関する書類

カ 患者台帳

キ 防疫作業日誌

ク 防疫経費所要額調及び関係書類

4 災害防疫完了後の措置

(1) 災害防疫完了報告

市長（本部長）は、災害防疫活動を終了したときは、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、筑西保健所長を経由して知事に提出する。

(2) 災害防疫経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の防疫活動に要した経費とは明確に区分し、防疫活動終了後、直ちに精算を行う。

7-6 障害物の除去計画

災害により、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活を保護する。

なお、本計画に定めのない事項は、地震災害対策計画編第3章第7節7-5「障害物の除去計画」の定めるところによるものとする。

第1 実施機関

障害物の除去は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害救助法適用時は知事が自ら行うことを妨げない。市のみで困難な場合は、近隣市町村・県・国、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 障害物の除去

1 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。当該市町村のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

3 河川関係障害物の除去

河川管理者は、所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し、危険が認められる場合は除去を実施する。

4 障害物の集積場所

除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

7-7 死体の捜索及び処理埋葬計画

災害により現に行方不明の状態にあり、又は周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、災害の際に死亡した者については、死体識別等のための処理を行った後、死体の応急的な埋葬を実施する。

第1 実施機関

行方不明者等の捜索、収容、処理及び埋葬は市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、市及び県が連携して実施する。

本市のみでは困難な場合は、県その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第2 行方不明者・死体の捜索

1 対象者

災害により行方不明の状態にある者若しくは周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。

2 実施方法

(1) 本市は、警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。

(2) 本市は、救出に必要な機械器具を借上げて実施する。

(3) 行方不明者及び死体の捜索については、消防班を主体とし、警察、自衛隊等の関係機関及び地域住民、ボランティア等の協力のもとに行うものとする。

3 応援の要請等

災害対策本部において、被災その他の理由により捜索が実施できないとき、又は死体が流出等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請するものとする。

(1) 災害対策本部は、県に死体捜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町村に捜索応援を要請する。

(2) 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 死体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 死体数、氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、持物等

ウ 応援を求めたい人数又は舟艇器具等

エ その他必要な事項

4 災害救助法適用時の基準

(1) 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 費用

災害救助法により支弁されるのは、舟艇その他捜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

第3 死体の検分処理

市長（本部長）は、死体を発見したときは、速やかに桜川警察署に連絡し、その検分をまっけて処理するものとする。

1 方法

死体の処理は、災害対策本部において消防班又は医師が奉仕団等の協力により処理場所を借上げ、次の方法により処理するものとする。ただし災害対策本部において実施できないときは、警察等関係機関の出動応援を求めるものとする。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (2) 死体の一時保存（寺院等を集中安置所に指定し、身元不明遺体を集中安置する）
- (3) 検案（死因その他についての医学的検査を行う。）
- (4) 死体の収容

検視、検案を終えた死体は、市の設置する死体安置所に収容する。

ア 死体安置所の設置

被害が甚大な場合には死体の収容、安置所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に設置、運営の協力を要請するものとする。

イ 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明死体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明死体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有すると考えられる場合には、身元不明死体を集中安置する。

エ 身元確認

市は、警察、医師会、歯科医師会と協力をして、死体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

2 災害救助法適用時の基準

(1) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 費用の範囲

死体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用及び死体の一時保存のための費用。

第4 死体の埋葬

災害により死亡した者で、市長（本部長）が必要と認めたときは、次の方法により埋葬するものとする。

1 方法

埋葬の実施は、保健福祉部福祉班において火葬に付すものとし、棺、骨つぼ等を遺族

に支給する等現物給付をもって行うものとする。なお実施に当たっては次の点に留意すること。

- (1) 事故死等による死体については、警察機関から引継を受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬するものとする。
- (3) 死体等のうち身元が判明しない者の埋葬は旅行死亡人としての取扱いの例による。

2 災害救助法適用時の基準

(1) 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 費用の範囲

棺・骨つぼ・火葬に要する経費で埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含む。

火葬場所

	施設名	所在地	電話番号
火葬	きぬ聖苑 (筑西広域事務組合)	〒308-0855 茨城県筑西市下川島 655 番地 1	TEL 0296-33-6635 FAX 0296-33-6633

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後民生の安定、社会経済活動の早期回復を図り、被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の被害に備える事業計画とし、早期復旧を目標に、その実施を図り、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討の上、次の事項について計画する。

第1 実施内容

1 災害復旧事業の種類

- (1) 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- (2) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設復旧事業計画
 - イ 砂防施設復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - エ 道路公共土木施設復旧事業計画
 - オ 橋梁公共土木施設復旧事業計画
- (3) 農林、水産業施設復旧事業計画
- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 上下水道施設、清掃施設災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 中小企業の振興に関する事業計画
- (12) その他災害復旧事業計画

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

第1 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

1 災害調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 激甚災害の指定手続

大規模な災害が発生した場合において激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続等は以下のとおりである。

(1) 市の実施事項

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 県に対する手続

ア 市は被害状況等を県に報告し、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について県の調査に協力する。

イ 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。

(ア) 激甚災害指定の促進

市は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国及び県の機関と密接な連絡をとる。

(イ) 特別財政援助額の交付手続

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業

- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸し付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

4 局地激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

- シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
- 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第3節 被災者生活再建支援法の適用計画

本法の目的は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、市町村単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することにある。

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

- (1) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- (2) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- (3) 当該自然災害により被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- (4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。((2)及び(3)に掲げる世帯を除く。)

2 住家の減失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救済法における基準を参照

第2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した桜川市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- 2 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した桜川市の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- 3 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した茨城県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)

- 4 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した桜川市の区域にあつて、上記、1、2、3に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害(支援法施行令第1条第4号)

第3 支援法の適用手続き

1 市の被害状況報告

市長(本部長)は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、「被害者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告」により知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告(「被害状況報告表」)で兼ねることができるものとする。

(被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書)

第4 支援金の支給額

1 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(第1-1-(1))	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
解体(第1-1-(2))	貸借	100	50	150
大規模半壊 (第1-1-(4))	建設・購入	50	150	250
	補修	50	100	150
	貸借	50	50	100

2 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊(第1-1-(1))	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
解体(第1-1-(2))	貸借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (第1-1-(4))	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	貸借	37.5	37.5	75

第5 支援金支給申請手続き

1 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

2 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行す

る。

- (1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (2) 被災証明書類

3 支給申請書等のとりまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

第6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支給金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給する。

1 支援金の現金支給

市は、口座振替による支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

第1 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

1 農林漁業復旧資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業者金融公庫法及び自作農維持資金融通法により融資する。

(1) 天災資金

関係機関は、地震よって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要となる再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 農林漁業金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

3 災害復興住宅資金

(独) 住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

4 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

(1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

- | | |
|----------|--|
| ア 貸付の相手方 | 被害農林漁業者 |
| イ 貸付対象事業 | 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造または取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金 |
| ウ 貸付利率 | 5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内) |
| エ 償還期限 | 6年以内 |
| オ 貸付限度額 | 被害農林漁業者当たり200万円以内 |
| カ 貸付機関 | 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関 |
| キ その他 | 当該市長の被害認定が必要 |

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

- | | |
|----------|------|
| ア 貸付の相手方 | 被害組合 |
|----------|------|

イ	貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
ウ	貸付利率	6.5%以内
エ	償還期限	3年以内
オ	貸付限度額	2,500万円以内(連合会は5,000万円以内)
カ	貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関

(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

ア	貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
イ	貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
ウ	貸付利率	5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内)
エ	償還期限	12年以内
オ	貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内(共同利用施設は2,000万円以内)
カ	貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関
キ	その他	当該市町村長の被害認定が必要

第5節 義援金品受付・配分計画

大規模災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずる。

第1 義援金品の取扱いに関する広報

災害状況に応じて、義援金品の募集を行うものとし、募集に当たっては、被災者が必要とする物資及び受入希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先、義援金品の受付方法等について新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、一般市民に呼びかける。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努めるものとする。

第2 義援金の受付・配分

1 義援金の受付

市長（本部長）は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援金の受付窓口の設置を財政班に指示し、義援金の受付を実施する。

2 義援金の配分

（1）配分方法の決定

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、委員会を設置し配分計画を決定する。

（2）配分計画の立案

配分計画は、被災地区、被災者の人数及び世帯、被災状況等を考慮して、世帯又は人員を単位として福祉班が立案する。

（3）配分の実施

福祉班は、様々な受入ルートから入ってくる義援金を統括的に管理し、配分する。また、必要に応じて日赤奉仕団、自主防災組織等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に行う。

第3 義援品の受付・配分

1 義援品の受付

市長（本部長）は、義援品の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援品の受付窓口の設置を企画・情報班に指示し、義援品の受付を実施する。

2 義援品の配分

福祉班は、被災者が必要とする物資及び受入希望しない物資の内容を把握し、義援品の効果的な配分を行う。

第6節 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神または身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)」に基づく桜川市の条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。

第1 災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市において住家が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の自然災害
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

第2 災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市において住家が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の自然災害
災害の程度	<p>上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

第3 災害援護資金の貸付

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による救助が行われた災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 		
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170(250)万円 ④住居の全壊 250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失 350万円 ⑥①と②が重複 250万円 ⑦①と③が重複 270(350)万円 ⑧①と④が重複 350万円 <p>()は特別の事情がある場合</p>		
貸付条件	所得制限	世帯人数	市民税における総所得
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住所が滅失した場合にあっては、1,270万円とする	
	貸付利率	年3% (措置期間中は無利子)	
	措置期間	3年 (特別の事情がある場合は5年)	
	償還期間	10年 (措置期間を含む)	
償還方法	年賦または半年賦		
貸付原資負担	国(2/3)、県(1/3)		

第7節 生活福祉資金の貸付

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉資金、療養・介護資金及び修学資金に限り、貸付対象とすることができる。

資金種類		貸付対象 (○=対象)				貸付限度額	据置期間 据置期間中 無利子	償還 期限	利子
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	生活保護世帯				
更生資金	生業費	○	—	—	○	2,800,000円	12月以内 ※3	7年	年 3 %
		—	○	—	—	4,600,000円	12月以内 ※3	9年	
	技能習得費	○	—	—	○	1,100,000円※1	6月以内	8年	
		—	○	—	—	1,300,000円※1			
福祉資金	福祉費	○	○	○	○	500,000円	6月以内 ※3	3年	年 3 %
	障害者等福祉用具購入費	—	○	○	—	800,000円		6年	
	障害者自動車購入費	—	○	—	—	2,000,000円		10年	
	中国残留邦人等 国民年金追納費	○	○	○	○	4,704,000円			
住宅資金		○	○	○	○	2,500,000円	6月以内 ※3	7年	年 3 %
修学資金	修学費	○	—	—	○	高校 月 35,000円	6月以内	10年	無利子
						高専 月 60,000円			

					短大 月 60,000 円				
					大学 月 65,000 円				
	就学支度費	○	—	—	○	500,000 円			
介護資金・療養資金	療養費	○	—	○	—	1,700,000 円※2	6 月以内	5 年	
	介護費	○	—	○	—	1,700,000 円※2			
緊急小口資金		○	—	—	—	50,000 円	2 月以内	4 月	年 3 %
災害援護資金		○	—	—	○	1,500,000 円	12 月以内 ※3	7 年	年 3 %

※1 法令等において知識・技能を修得する期間が6月以上と定められている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額150,000円以内。

※2 療養期間が1年を超え1年6月以内の場合又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、2,300,000円以内。

※3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金の貸し付けを受ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

第 8 節 母子寡婦福祉資金

「母子及び寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、茨城県母子寡婦福祉資金の貸付を行う。

住宅資金	貸付対象者	母子家庭の母又は寡婦
	貸付限度	150 万円以内。（特に必要と認められる場合 200 万円以内）
	償還期間	6 月以内の据置期間経過後 6 年以内（特に必要と認められる場合 7 年以内）
	貸付利率	保証人有：無利子 保証人無：年 1.5%

第9節 その他の保護計画

被害を受けた地域の市民生活を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講ずるものとする。

第1 被災者に対する職業のあっせん

- 1 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望適性等を考慮し、適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- 2 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

第2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第3 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため県及び市は、低所得者に対し概ね次の措置を講ずるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

2 航空災害対策計画

第1章 災害予防

第1 茨城県の航空状況

本県には、公共用ヘリポートが1箇所（つくば）、非公共用飛行場が2箇所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2箇所（前山下妻、茨城県庁）設置されているほか、自衛隊の飛行場が2箇所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））整備されている。

また、茨城県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

第2 航空交通の安全のための情報の充実

1 安全確保情報伝達体制の確保（成田航空事務所）

成田空港事務所は、航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

2 航空交通の安全情報の活用（航空運送事業者）

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごと等に分類、整理し、事故予防のために活用し必要な措置を講ずるものとする。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第3 航空機の安全な運行の確保

1 航空運送事業者等への安全指導（成田空港事務所）

（1）航空関係諸規則の遵守の徹底等

成田空港事務所は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

（2）定期的な安全指導

成田空港事務所は、航空運送事業者等に対し、定期的に行う安全指導において、適切な運航管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点点検を行うものとする。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

（1）情報の収集・連絡

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

ア 成田空港事務所の対応（成田空港事務所）

成田空港事務所は、民間企業、報道機関、住民等からの情報等、多様な災害関連情報の収集体制の整備に努めるものとする。

イ 県の対応（県〔生活環境部、警察本部〕）

県は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、現地において機動的な情報収集を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報収集システムの整備を推進するとともに、災害現場で情報の収集・連絡に当たり要員をあらかじめ定めるなど、情報収集体制を整備するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

ウ 市の対応

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理（県〔生活環境部〕）

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(3) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、本編_1_第2章_第1節_1-4「情報通信ネットワークの整備」に準じるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、応急活動のための職員初動マニュアルによる、職員の災害時活動内容等の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が減災への重要な事項となることから、関係各機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結等、平素からの連携強化に努める。

なお、市は既に次の協定を締結しており、こうした既成協定をもとに、より具体的かつ実践的な連携体制強化に努める。

ア 県の対応（県）

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(イ) 「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）

イ 市の対応（市）

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

ウ 警察本部の対応（県〔警察本部〕）

緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備・推進を図るものとする。

エ 消防機関の対応（市防災関係機関）

緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 捜索活動への備え（県〔警察本部〕）

警察本部は、捜索活動を行うため有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

(2) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え（県〔生活環境部、警察本部〕、市防災関係機関）

災害時において、迅速かつ的確な応急活動を促進するために、本市に係わる防災関係各機関においては、個々の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、航空機等の整備に努める。

(3) 医療活動への備え（市）

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本編_1_第2章_第3節_3-2「医療救護活動への備え」に準じて実施する。

4 緊急輸送活動への備え（県〔土木部、警察本部〕、市）

(1) 災害時の道路交通管理体制の整備

災害における信号機や情報板等の道路交通関連施設について、国土交通省及び県等の道路管理者を始め、警察や公安委員会等の関係機関との連携体制を整備し、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(2) 交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定

災害時の交通規制を円滑に行うため、「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等により交通誘導に当たるとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について、各関係機関の協力のもとで平常時から災害時における交通マナー等の周知に努める。

5 防災関係機関の防災訓練の実施（成田空港事務所、県、市、防災関係機関）

市は、県や航空輸送事業者が相互に連携した訓練等に参加し、航空機災害に対する防災知識の習得に努める。

第2章 災害応急対策

市内における航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生に対応するため、防災関係機関は、次に掲げる対策を講じる。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

ア 発見者の対応（発見者）

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報しなければならないものとする。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

イ 成田空港事務所の対応（成田空港事務所）

航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行うものとする。

ウ 県の対応（県〔生活環境部〕）

成田空港事務所又は自衛隊等から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡するものとする。また、県に航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ、国土交通省等に連絡するものとする。

エ 市の対応（市）

市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接情報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

オ 自衛隊の対応（自衛隊）

自衛隊機による事故災害発生の場合は、陸上自衛隊又は航空自衛隊は速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。

なお、「霞ヶ浦飛行場周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合における連絡調整に関する協定」（昭和54年10月）、「百里基地に係る事故の通報に関する協定」（昭和61年11月）及び「百里基地周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合における連絡調整に関する協定」（昭和54年3月）の事故については、協定に基づき連絡するものとする。

カ 航空運送事業者の対応（航空運送事業者）

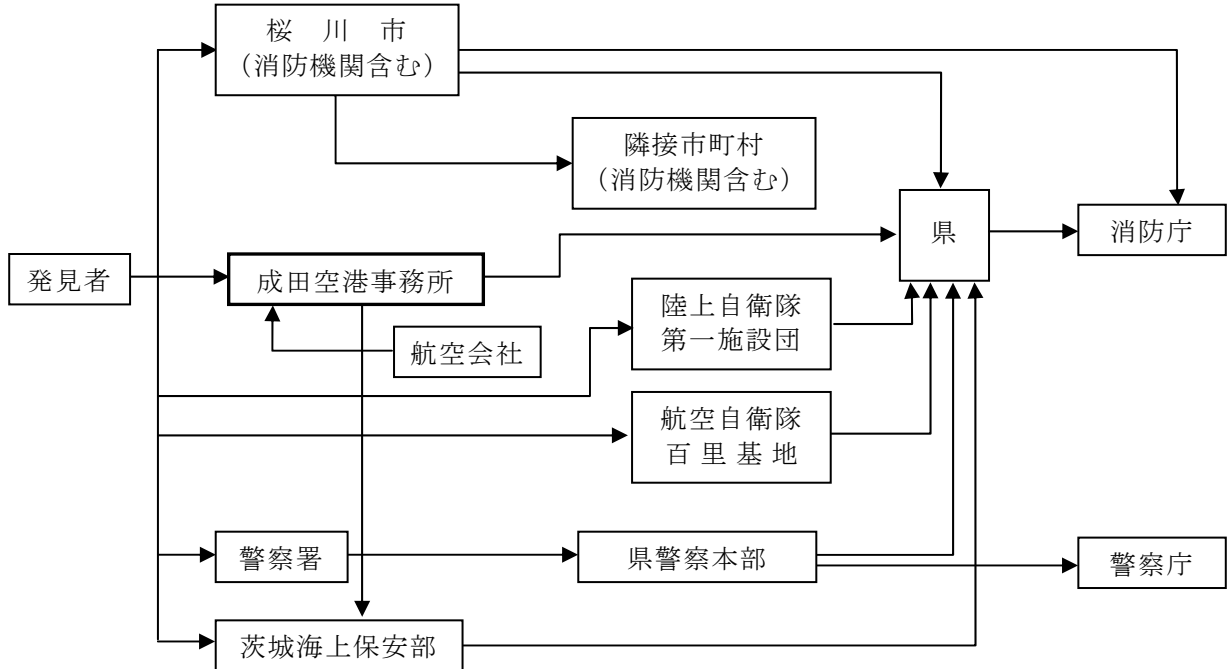
自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちに

その情報を成田空港事務所へ連絡するものとする。また、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに成田空港事務所へ連絡するものとする。

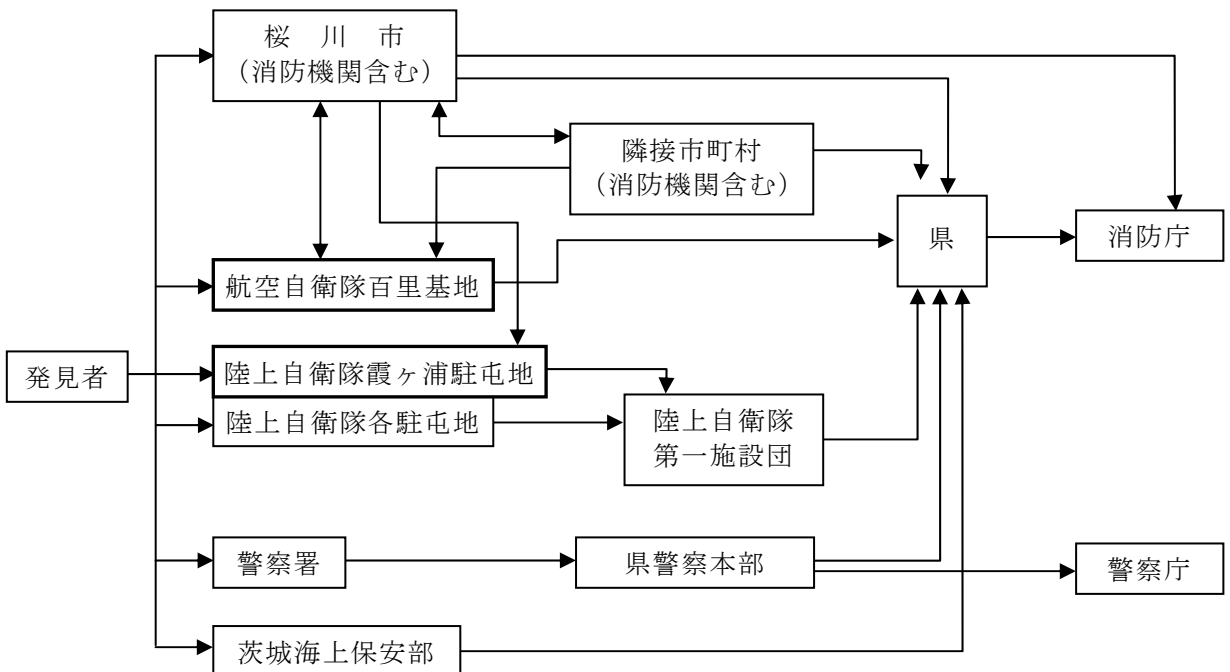
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空機事故情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。

(民間機の場合)



(自衛隊機の場合)



連絡先一覧

機 関 名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527（宿直室 03-5253-7777）
成田空港事務所	航空管制運航情報官	0476-32-6410 又は 6411（同左）
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304（同左）
陸上自衛隊第一施設団	第3科総括班	0280-32-4141 内線 236、237（同内線 203）
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410（同内線 2302）
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231（同内線 215）
茨城県	防災危機管理課	029-301-8800（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直）

（3）応急対策活動情報の連絡

ア 県の対応（県〔生活環境部〕）

県は、指定地方行政機関に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を随時連絡するとともに、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

イ 市の対応（市）

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

ウ 成田空港事務所、県、市等防災関係機関の対応（成田空港事務所、県〔生活環境部〕、市等防災関係機関）

応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制（市）

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

2 広域的な応援体制（県〔生活環境部〕、市）

市及び県は、県内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本編_1_第3章_第3節_3-2「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣（成田空港事務所、県〔生活環境部〕、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市は、本編_1_第3章_第3節_3-1「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、本編_1_第3章_第2節_2－3「通信計画」に準じて実施する。

2 搜索活動

（1）県及び警察本部の対応（県〔生活環境部、警察本部〕）

県及び警察本部は、消防機関と相互に連携して、必要に応じてヘリコプターなど多様な手段を活用し搜索を実施するものとする。

（2）消防機関の対応（消防機関）

災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して搜索を実施するものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

（1）消火救難及び救助・救急、消火活動への備え（市、防災関係機関）

災害時において、迅速かつ的確な応急活動を促進するために、本市に係わる防災関係各機関においては、個々の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、航空機等による対策を実施する。

（2）県、警察本部の対応（県〔生活環境部、警察本部〕）

被害状況の早急な把握に努めるとともに、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助に当たるものとする。また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

（3）自衛隊の対応（自衛隊）

必要に応じ、又は県の要請に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

（4）消防機関の対応（消防機関）

地元消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

また、隣接市町村等は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 資機材の調達

（1）県、市等の災害関係機関の対応（県〔各部署〕、市災害関係機関）

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

（2）県、市の対応（県〔各部署〕、市）

市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

5 医療活動（市）

災害時の迅速な医療活動実施のための対策については、本編_1_第3章_第4節_4－

11「医療・助産計画」に準じて実施する。

第4 避難勧告・指示・誘導（県〔県警本部〕、自衛隊、市）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市町村等が行う避難勧告等については、本編_1_第3章_第4節_4-2「避難計画」に準じて実施する。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通規制等の実施（県〔土木部、警察本部〕、市、道路管理者）

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

2 広報等の実施（県〔知事公室、警察本部〕、市、道路管理者）

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本編_1_第3章_第2節_2-4「広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動（県〔知事公室〕、市）

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。

この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 旅客及び乗務員の氏名・住所
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応（県〔各部局〕、市）

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7 遺族等事故災害関係者の対応（市）

遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第8 防疫及び遺体の処理（市）

市は、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

3 鉄道災害対策計画

第1章 災害予防

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1 茨城県の鉄道状況

茨城県内の鉄道の状況は、以下のとおりである。

(単位=km、人)

鉄道事業社名	路線名	営業キロ	輸送人員 (一日平均)	区 間
東日本旅客鉄道(株)	常 磐 線	141.3	289,514	取手～大津港
	水 戸 線	45.3	23,295	友部～小田林
	水 郡 線	62.0		水戸～下野宮
	”	9.5	14,563	上菅谷～常陸太田
	鹿 島 線	12.2	3,996	潮来～鹿島サッカースタジアム
	宇都宮線	7.5	61,000	栗橋～古河
鹿島臨海鉄道(株)	大洗鹿島線	53.0	6,680	水戸～鹿島サッカースタジアム駅
” (貨物線)	鹿島臨港線	19.2	—	鹿島サッカースタジアム駅～奥野谷浜
関 東 鉄 道 (株)	竜ヶ崎線	4.5	2,559	佐貫～竜ヶ崎
	常 総 線	51.1	28,472	取手～下館
ひたちなか海浜鉄道(株)	湊線	14.3	2,027	勝田～阿字ヶ浦
真岡線鐵道(株)	真 岡 線	6.6	3,130	下館～ひぐち
日本貨物鉄道(株)	常 磐 線	141.3	—	取手～大津港
	水 戸 線	45.3	—	友部～小田林
首都圏新都市鉄道(株)	つくばエクスプレス線	24.2	44,100	守谷～つくば
合 計		637.3	479,336	

※ 日本貨物鉄道株式会社の営業キロは東日本旅客鉄道株式会社と路線が同じであるため除いてある。

※ 一日平均輸送人員は、平成20年度の各営業線の輸送実績である。

第2 鉄道交通の安全のための情報の充実

1 気象情報発表伝達体制の確保 (水戸地方气象台)

水戸地方气象台は、鉄軌道交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況、あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表するものとする。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

2 事故防止に関する知識の普及（鉄道事業者）

鉄道事業者は、踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

このため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

第3 鉄道交通安全連行の確保

1 異常気象時・地震等に対する予防対策の確立（鉄道事業者）

鉄道事業者は、豪雨、強風、濃霧、吹雪等異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化するなど予防対策を確立することに努めるものとする。具体的な対策としては、次に記すもののほか、各鉄道事業者が定めるものとする。

(1) 施設の巡回検査の実施

事故災害防止のため日常線路を巡回し、線路全般にわたり巡視及び保安監視等を行うものとする。検査の基準及び方法は各鉄道事業者が定めるものとする。

(2) 運転規制の実施

列車運転中に災害による異常を感知したとき、又は各種警報機が動作した場合は、鉄道の安全な連行を確保するため運転規制を行うものとする。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士に対しその旨を通告するものとする。

(3) 教育訓練体制の充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

第4 鉄道車両の安全性の確保（鉄道事業者）

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

第5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡（県〔生活環境部、警察本部〕、市、鉄道事業者）

県、警察本部、市及び鉄道事業者は、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

ア 県の対応（県〔生活環境部〕）

県は、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 鉄道事業者の対応（鉄道事業者）

鉄道事業者は、气象台との連絡を密に行い、予報及び警報の伝達情報の収集体制、通信連絡設備・警報装置等を整備しておくものとする。

ウ 市の対応（市）

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進するものとする。

エ 市及び県の対応（県〔生活環境部〕、市）

市及び県は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

また、道路パトロール等の実施により鉄道と隣接する道路において異常を発見した場合は、鉄道事業者及び防災関連機関に対して速やかに情報提供を行う。

(2) 情報の分析整理（県〔生活環境部〕）

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努めるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制（関東運輸局、県〔生活環境部、警察本部〕、市、鉄道事業者）

市、関東運輸局、県及び鉄道事業者等防災関係機関は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制（県〔各部局〕、市、鉄道事業者）

市、県、鉄道事業者は、災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市及び県においては、既に次の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 県の対応

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(イ) 「災害時における福島県、茨城県及び栃木県、群馬県及び新潟県五県三県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）

イ 市の対応

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

ウ 警察本部の対応

警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整

備・推進を図るものとする。

エ 消防機関の対応

消防機関、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

オ 自衛隊への応援要請

知事から自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに連絡先を徹底しておくなど必要な準備を備えておくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

ア 鉄道事業者の対応（鉄道事業者）

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

特に、旅客の避難に関しては、高齢者、障害者、子ども等の災害時要援護者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、あらかじめマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

イ 市及び県の対応（県〔生活環境部、警察本部〕、市）

市及び県は、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え（市）

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本編_1_第2章_第3節_3-2「医療救護活動への備え」に準じて実施する。

(3) 消火活動への備え（鉄道事業者、消防機関）

鉄道災害時における迅速な救助・救急活動を行うため、平常時から機関相互間の連携の強化を図り、消火活動に備える。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、本編_1_第2章_第3節_3-1「緊急輸送路の確保整備計画」に準じるほか、次により実施するものとする。

(1) 鉄道事業者の対応（鉄道事業者）

鉄道事業者は、発災時に応急対策を実施するために必要な人員及び資機材を輸送するため、緊急自動車の整備に努めるものとする。

(2) 市及び県の対応（県〔土木部、警察本部〕、市）

市及び県は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、県は災害時の交通規制を円滑に行うため、整備業者等との間に締結している「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定H9.7.2締結」の推進を図るとともに、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え（県〔生活環境部〕、市、放送事業者）

市、県及び放送事業者等は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

（1）鉄道事業者の対応（鉄道事業者）

鉄道事業者は、事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（2）市及び県の対応（県〔各部局〕、市）

市及び県は、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施に当たっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

7 災害復旧への備え（鉄道事業者）

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

8 鉄道交通安全環境の整備

（1）鉄道事業者の対応（鉄道事業者）

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、路線防護施設の整備促進に努めるものとする。

また、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

（2）県、警察本部、道路管理者、鉄道事業者の対応（県〔土木部、警察本部〕、道路管理者、鉄道事業者）

県、警察本部、道路管理者及び鉄道事業者は、事故未然防止のため、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進など安全環境整備に努めるものとする。

9 再発防止対策の実施（鉄道事業者）

鉄道事業者は、事故災害の発生後、警察機関、消防機関等との協力を得て、事故災害発生の直接または間接の要因となる事実について調査を進め、事実の整理を行うものとする。

また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等による多数の死傷者の発生、又は地域住民に相当の被害がおよぶ大規模な鉄道災害が発生した場合には、二次的な被害の軽減を図るために、関係機関及び関係団体がとるべき対策を講じる。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

ア 関東運輸局の対応（関東運輸局）

関東運輸局は、大規模な鉄道事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行うものとする。

イ 県の対応（県〔生活環境部〕）

県は、鉄道事業者、又は関東運輸局から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡するものとする。

また、県に大規模な鉄道事故の発生があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国土交通省等に連絡するものとする。

ウ 市の対応（市）

市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。

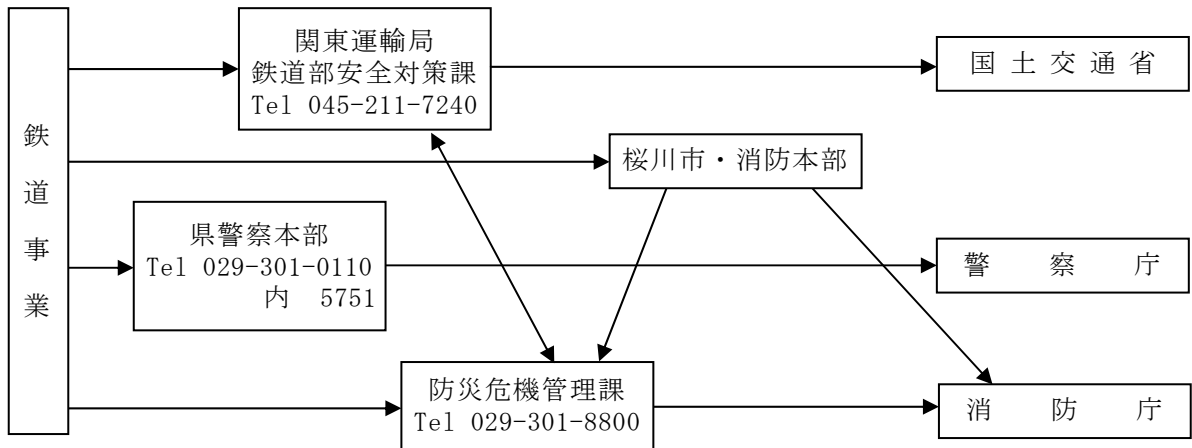
併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

エ 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上で事故災害発生の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡するものとする。

(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



(3) 初動体制の確保（市）

市は、鉄道災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うとともに、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員の迅速な活動を促すために、勤務時間内、勤務時間外の対応体制を事前に定めるなど、初動体制の確保に努める。

併せて、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(4) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、本編_1_第3章_第2節_2-3「通信計画」に準じて実施する。

連絡先一覧

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室（宿直室 03-5253-7777）
	夜間	03-5253-7777	宿直室
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全対策課
	夜間	—	各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話番号
茨城県	昼	029-301-8800	生活環境部防災危機管理課
	夜間	同上	同上
警察本部	昼	029-301-0110 内線 5751	警備課
	夜間	029-301-0110	総合当直
東日本旅客鉄道(株)	昼	029-225-3140	水戸支社運輸部司令室
	夜間	同上	同上
鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	旅客営業部旅客営業部長
	夜間	029-267-5202	同上 大洗駅、CTC 指令（若しくは担当助役）
関東鉄道(株)	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長
	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転指令室長
真岡線鐵道(株)	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長
	夜間	同上	真岡運転区 運転副長 （若しくは運転指令当番者）
日本貨物鉄道(株)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長（指令）
	夜間	同上	同上
首都圏新都市鉄道(株)	昼	0297-52-8311	運輸部総合指令所
	夜間	同上	同上

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制（市）

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を、県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

（1）職員の体制

市は、職員の非常参集体制、応急活動のための職員初動マニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、関係機関との緊密な連携により必要な措置を講じる。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、鉄道災害を誘因とする火災等の被害拡大を防止するため、関係機関と協力し初期消火体制の整備に努める。

（2）防災関係機関相互の連携体制

災害発生時における防災関係機関相互の連携体制整備に向け、関係各機関との相互応援の協定を締結する等、平素から減災に向けた関係機関等との連携強化を図る。

本市においては既に締結している協定は、本編_2_第1章_第4_「2 災害応急体制の整備」に示すとおりである。

2 鉄道事業者の活動体制（鉄道事業者）

鉄道事業者は、発災後速やかに災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制（県〔生活環境部〕、市）

市及び県は、県内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本編_1_第3章_第3節_3-2「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣（県〔生活環境部〕、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市は、本編_1_第3章_第3節_3-1「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

（1）鉄道事業者の対応（鉄道事業者）

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 県及び警察本部の対応（県〔生活環境部、警察本部〕）

県及び警察本部は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、市、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助に当たるものとする。

また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

(3) 消防機関の対応（消防機関）

消防機関は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請するものとする。

(4) 自衛隊の対応（自衛隊）

自衛隊は、必要に応じ、又は県の要請により救助・救急活動を行うものとする。

2 資機材の調達

(1) 県及び市町村等防災関係機関の対応（県〔各部局〕、市防災関係機関）

県及び市町村等防災関係機関は、消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(2) 市及び県の対応（県〔各部局〕、市）

市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

(1) 医療活動への備え（県〔生活環境部、保健福祉部、警察本部〕、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等）

県、警察本部、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等は、発災時に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、県地域防災計画「震災対策計画編」第3章第4節第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携の基に、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県地域防災計画「震災対策計画編」第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

(2) 医療活動への備え（市）

市は、災害時の迅速な医療活動実施のための対策について、本編_1_第3章_第4節_4-11「医療・助産計画」に準じて実施する。

4 消火活動

(1) 鉄道事業者の対応（鉄道事業者）

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 消防機関の対応（消防機関）

消防機関は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(3) 市の消火活動（市）

鉄道災害時における迅速な救助・救急活動を行うため、関係機関と連携し消火活動に当たる。

第4 避難勧告・指示・誘導（県〔警察本部〕、自衛隊、市）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難勧告等については、本編_1_第3章_第4節_4-2「避難計画」に準じて実施する。

第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 市、県、警察本部、道路管理者の対応（県〔土木部、警察本部〕、市、道路管理者）

市、県、警察本部及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

2 鉄道事業者の対応（鉄道事業者）

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、他の鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第6 遺族等事故災害関係者の対応（市）

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制については、本編_2_第2章_第7「遺族等事故災害関係者の対応」に準じる。

第7 防疫及び遺体の処理（市）

市は、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

4 道路災害対策計画

第1章 災害予防

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 茨城県の道路交通状況

1 県内の道路状況

平成17年4月1日現在

道路の種類	路線数	実延長
高速自動車国道	3	162.8
一般国道	18	1,126.8
県道	320	3,375.4
市町村道	196,774	50,947.5
合計	197,115	55,612.5

(単位：km)

2 県内の道路網

茨城県内の道路は、東京都心から県南、県央、県北地域を南北に貫く常磐自動車道、国道6号をはじめとし、鹿行地域を経由し水戸を結ぶ国道51号、県西地域を貫く国道4号や茨城県・栃木県・群馬県を結ぶ国道50号を骨格としてその他の国道、県道、市町村道等により道路網を形成している。

3 県内の交通量

茨城県内における平均交通量は、平日が7,818台/12h、休日が6,715台/12hである。(平成17年度道路交通センサス)

主要な国道や幹線道路の交通量が集中し、また地域的には県南、県央地域に集中しているのが特徴である。

第2 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達

(1) 水戸地方気象台の対応(水戸地方気象台)

水戸地方気象台は、道路交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表するものとする。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、施設及び設備の充実を図るものとする。

(2) 道路管理者の対応(道路管理者)

道路管理者は、水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

(1) 道路管理者の対応（道路管理者）

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

(2) 県及び警察本部の対応（県〔警察本部〕）

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図り、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第3 道路施設等の管理と整備（道路管理者）

1 管理する施設の巡回及び点検

道路施設の事故及び大規模な地震、大雨、洪水などに対する安全性確保のため、これらの災害の危険性が確認される場合には、施設の巡回及び点検を行う。

2 安全性向上のための対策の実施

市をはじめとする各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を進めるため、計画的かつ総合的な視点に立って、道路施設の整備を行う。

特に、災害時要援護者の増加や道路脇の水路、電柱上の高圧トランスなど、道路利用者並びに道路に付帯する構造物等に留意し、安全対策に努める。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

ア 県、警察本部、道路管理者の対応（県〔生活環境部、土木部、警察本部〕、市、道路管理者）

県、警察本部及び道路管理者は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

イ 県、警察本部の対応（県〔生活環境部、警察本部〕）

県及び警察本部は、大規模な道路災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、現地において機動的な情報収集を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報収集システムの整備を推進するものとともに、災害現場で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど、情報収集体制を整備するものとする。

ウ 市の対応（市）

市は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うとともに、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

緊急時の通報連絡体制を確立し、国や県などの道路管理者との連絡体制を整備するとともに、職員については勤務時間内、勤務時間外の対応体制を事前に定めるなど、初動体制の確保に努める。

エ 警察本部の対応（県〔警察本部〕）

機動的な情報収集や捜索活動等応急対策の実施のために、船舶・航空機等の整備に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制（市）

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制及び災害時活動内容等の周知を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市及び県においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 県の対応（県）

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(イ) 「災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県）

イ 市の対応（市）

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

ウ 警察本部の対応（県〔警察本部〕）

警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備・推進を図るものとする。

エ 消防機関の対応（消防機関）

消防機関、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え（県〔土木部、警察本部〕、市、道路管理者）

道路災害時において、迅速な応急活動実施に向け、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努めるとともに、関係機関に対して救助・救急活動に対する資機材の整備を促し、救助・救急活動に備える。

(2) 医療資機材等への備え（市）

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本編_1_第2章_第3節_3-2「医療救護活動への備え」に準じて実施する。

(3) 消火活動への備え（消防機関）

市、国及び県等の道路管理者は、常に筑西広域消防本部との連絡体制の確保を図り、非常時における迅速な活動を行うために、平常時から機関相互間の連携の強化を図る。

4 緊急輸送活動への備え（県〔土木部、警察本部〕、市、道路管理者）

県、警察本部、市及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、県は道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ「災害時における交通誘導・警戒業務に関する協定」（平成9年7月2日締結）に基づき、警備業者の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 危険物等の流出時における防除活動への備え（県〔生活環境部〕）

県は、道路搬送途上における危険物等流出事故の備えについて、危険物等災害対策計画に定める予防対策を準用するものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動（県〔生活環境部〕、市）

市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災訓練の実施（県〔生活環境部、土木部、警察本部〕、市、道路管理者）

本編_2_第1章_第4「5 防災関係機関の防災訓練の実施」に準じ、道路災害に対する備えに努めるものとする。

8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄（道路管理者）

大規模な道路災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業者との協力体制の整備に努めるものとする。

9 災害復旧への備え（道路管理者）

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設に関する図書類等の資料検索の準備体制を整えるとともに、資料の被災による検索不能など事態を避けるため、資料の複製保存並びに複数の場所における保管体制を図るものとする。

第5 防災知識の普及（道路管理者）

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第6 再発防止対策の実施（道路管理者）

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路構造物等での大規模事故な道路災害が発生した場合、迅速な被害者の救済、二次被害の軽減及び復旧のために市は関係機関と協力し、以下の対策を講じる。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

ア 発見者の対応（発見者）

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防史員又は道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

イ 道路管理者の対応（道路管理者）

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

ウ 国土交通省常陸河川国道事務所の対応（国土交通省常陸河川国道事務所）

国土交通省常陸河川国道事務所は、道路構造物の被災等により大規模な道路事故が発生した場合、事故情報等の連絡を関係省庁、県及び関係指定公共機関へ行うものとする。

エ 県の対応（県〔生活環境部、土木部〕）

県は、国土交通省常陸河川国道事務所から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡するものとする。

また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡するものとする。

オ 市の対応（市）

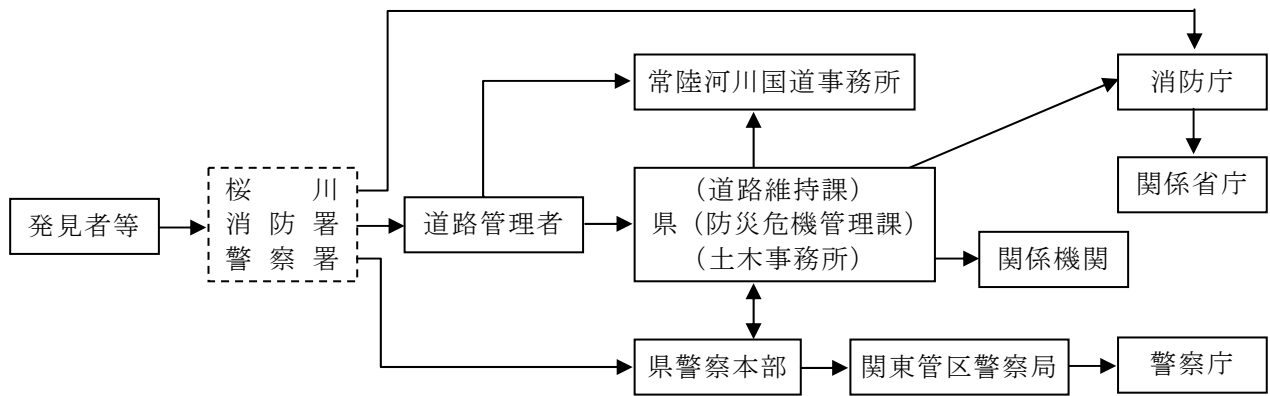
市は、大規模な道路災害の発生又は発生するおそれに関する連絡を受けた場合、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた災害時における通信手段については、本編_1_第3章_第2節_2-3「通信計画」に準じて実施する。

(3) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



連絡先一覧表

機 関 名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消 防 庁	応急対策室	03-5253-7527（宿直室 03-5253-7777）
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346（同左）
茨 城 県	防災危機管理課	029-301-8800（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直）
東日本高速道路(株)関東支社	事業統括チーム	03-5828-8642 (岩槻道路管制センター 048-758-4035)

第 2 活動体制の確立

1 市の活動体制（市）

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第 1 次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、非常参集体制及び必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制をとり、災害時活動を実施するものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定に基づき活動する。

本市においては既に締結している協定は、本編_2_第 1 章_第 4_「2 災害応急体制の整備」に示すとおりである。

3 道路管理者の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第 1 次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

4 広域的な応援体制（県〔生活環境部〕、市）

市及び県は、県内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本編_1_第3章_第3節_3-2「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

5 自衛隊の災害派遣（県〔生活環境部〕、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市、県においては、本編_1_第3章_第3節_3-1「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

道路災害時において、救助・救急活動用資材、車両等を活用し、迅速な応急活動実施に努めるとともに、関係機関との連携して救助・救急活動を実施するものとする。

（1）県及び警察本部の対応（県〔生活環境部、警察本部〕）

県及び警察本部は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、消防機関、自衛隊等の関係機関と傷病者等の救出・救助に当たるものとする。

また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

（2）消防機関の対応（消防機関）

消防機関は、「消防広域相互応援協定」又「常磐自動車道、三郷、いわき中央インターチェンジ間における消防相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し傷病者等の救出・救助に当たるものとし、又、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請するものとする。

（3）道路管理者の対応（道路管理者）

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救急活動に協力するものとする。

2 医療活動（市）

災害時の迅速な医療活動実施のための対策については、本編_1_第3章_第4節_4-11「医療・助産計画」に準じて実施する。

3 消火活動

（1）消防機関の対応（消防関係機関）

消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施するものとする。

（2）県の対応（県〔生活環境部〕）

県は、消火活動が円滑かつ効率的に行われるよう、関係機関との総合調整及び必要な機関への応援要請を行うものとする。

（3）道路管理者の対応（道路管理者）

道路管理者は、迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

(4) 市の対応（市）

市の道路管理者は、筑西広域消防本部との連絡体制を確保し迅速な消火活動を行うものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動（県〔警察本部〕）

県及び警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、危険物等災害対策計画に準じ行うものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

1 道路管理者の対応（道路管理者）

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を実施するものとする。

2 県及び道路管理者の対応（県〔警察本部〕、道路管理者）

県及び道路管理者は、災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努めるものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動（県〔各部局〕、市）

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制については、本編_2_第2章_第6「関係者等への的確な情報伝達活動」に準じる。

第8 防疫及び遺体の処理（市）

市は、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

5 大規模な火事災害対策計画

第1章 災害予防

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成（県〔生活環境部、土木部〕、市、消防機関）

市、県及び消防機関は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理（県〔生活環境部〕、消防機関、消防用設備点検取扱団体）

県、消防機関、消防用設備点検取扱団体は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制（消防機関、事業者）

消防機関及び事業者は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進（県〔生活環境部、土木部〕、市、消防機関、事業者）

市、県、消防機関及び事業者は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等、火災安全対策の充実を図るものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実（水戸地方气象台）

水戸地方气象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の状況の把握に努め、災害防止のための情報充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

ア 機関相互間の連携（水戸地方气象台、県〔生活環境部、警察本部〕、市、消防機関、公共機関）

市、県、警察本部、水戸地方气象台、消防機関及び公共機関は、災害応急対策

の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

イ 機動的な情報収集活動の実施（県〔生活環境部、警察本部〕、市、消防機関）
市、県、警察本部及び消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理（県〔生活環境部、警察本部〕、市、消防機関）

市、県、警察本部及び消防機関は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制（県〔生活環境部、警察本部〕、市、消防機関）

市は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、職員初動マニュアルにおいて、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法を示し、参集体制及び応急対応策の習熟を図るものとする。

また、そのために定期的な防災訓練を実施するなど危機管理対策の徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制（県〔各部署〕、市、自衛隊、消防機関、公共機関）

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携の強化を図るものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え（県〔生活環境部、警察本部〕、自衛隊、消防機関）

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努める。また、相互に資機材の保有状況等把握や緊急事態時における迅速に諸対策を実施するために、恒常的な情報交換体制の構築に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え（市）

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本編_1_第2章_第3節_3-2「医療救護活動への備え」に準じて実施するものとする。

(3) 消火活動への備え（県〔生活環境部〕、市、消防機関）

同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(4) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた大規模な火事災害時における通信手段については、本編_1_第2章_第1節_1-4「情報通信ネットワークの整備」に準じて実施するものとする。

4 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制（市）

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制及び災害時活動内容等の周知し、定期的な訓練を実施するものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制（県〔各部局〕、市、自衛隊、消防機関、公共機関）

災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市及び県においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 県の対応（県）

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(イ) 「災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県）

イ 市の対応（市）

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

5 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、本編_1_第2章_第3節_3-1「緊急輸送路の確保整備計画」に準じるほか、次により実施するものとする。

○ 道路交通関連施設の整備（県〔土木部、警察本部〕、市）

市、県、警察本部等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、県は災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等、応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

6 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導（市、消防機関）

避難場所・避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、住民参加のもとで、風向きや火災誘因などを想定した防災避難訓練を実施するものとする。

(2) 避難場所（市、消防機関）

大規模火災の避難場所として、公民館、学校等並びに耐火建築物である公共施設等を避難場所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。

また、火災状況に応じた避難を考慮し、一時的に参集できる公園緑地などのオープンスペースを一時避難場所と指定し、安全な避難施設に誘導するなど、避難場所の扱いについて検討し、住民への周知を図るものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動の整備（県〔生活環境部、警察本部〕、市、消防機関、公共機関、報道機関）

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るとともに、自主防災組織などと連携したコミュニティ防災活動を促し、火災に対する平素からの備えについて啓発に努めるものとする。

8 防災関係機関等の防災訓練の実施（県〔各部署〕、市防災関係機関）

大規模災害を想定し、住民参加により、より実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第4 防災知識等の普及

1 防災知識の普及（県〔生活環境部、土木部〕、市、消防機関）

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

2 防災関連施設等の普及（県〔生活環境部、警察本部〕、市、消防機関）

住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるとともに、住宅の不燃化を促進するなどの指導体制に努め、火災に強いまちづくりを推進するものとする。

第2章 災害応急対策

市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生する大規模火事災害の防止に努めるとともに、発災時における減災対策として、関係機関の基本的な対応策について、以下の事項を定める。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

ア 県の対応（県〔生活環境部〕）

県は、市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、消防庁に報告するものとする。

イ 市及び消防機関の対応（市、消防機関）

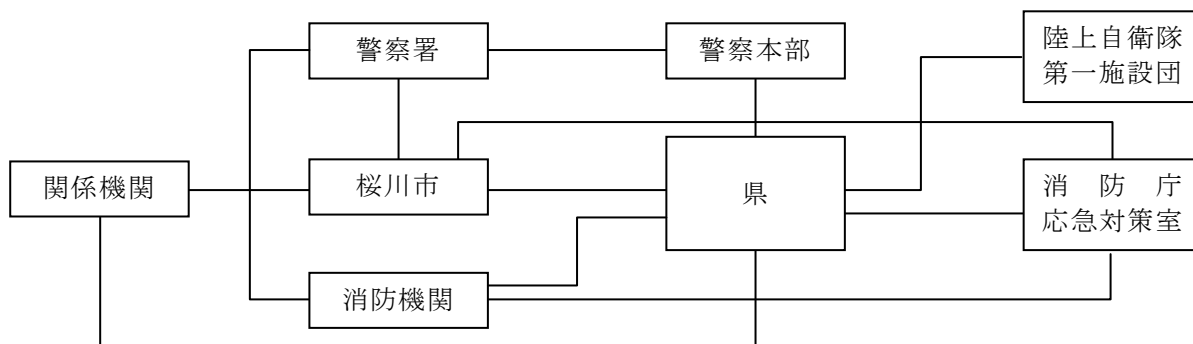
市及び消防機関は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた災害時における通信手段については、本編_1_第3章_第2節_2-3「通信計画」に準じて実施するものとする。

(3) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527（宿直室 03-5253-7777）
陸上自衛隊 第一施設団	第3科総括班	0280-32-4141（団当直長 内線 203） 内線 236、237
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110（総合当直 029-301-0110） 内線 5751 内線 3571

（４）応急対策活動情報の連絡（県〔生活環境部〕、市、関係機関）

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保

〔県（生活環境部、警察本部）、市町村、消防機関等、防災関係機関〕

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制（市）

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

2 災害応急体制

（１）職員の体制（市）

市は、非常参集体制及び必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制を取り、及び災害時活動を実施するものとする。

（２）防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定に基づき活動するものとする。

本市においては既に締結している協定は、本編_2_第1章_第4_「2 災害応急体制の整備」に示すとおりである。

3 広域的な応援体制（県〔生活環境部〕、市、消防機関）

市及び県は、県内において大規模な火事による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本編_1_第3章_第3節_3-2「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣（県〔生活環境部〕、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市、県においては、本編_1_第3章_第3節_3-1「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

(1) 市、県、警察本部、消防機関の対応（市、県〔生活環境部、警察本部〕、消防機関）

市、県、警察本部及び消防機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

(2) 自衛隊の対応（自衛隊）

自衛隊は、必要に応じ、又は県の要請に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

2 資機材等の調達等（県〔各部局〕、市防災関係機関）

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動（市）

災害時の迅速な医療活動実施のための対策については、本編_1_第3章_第4節_4-11「医療・助産計画」に準じて実施するものとする。

4 消火活動（県〔生活環境部〕、市、消防機関）

災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

○ 交通の確保（県〔土木部、警察本部〕、市、道路管理者）

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村等が行う避難勧告等については、本編_1_第3章_第4節_4-2「避難計画」に準じて実施するものとする。

1 避難誘導の実施（市、県〔警察本部〕、自衛隊）

発災時には、避難場所、避難路及び災害危険箇所の所在や災害の概要等の情報を提供しつつ、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難場所（市）

発災時には、必要に応じ避難場所を開設する。避難場所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布等について、避難者や自主防災組織等の協力を得ながら適切に管理するものとする。

3 災害時要援護者への配慮（市）

避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障害者等災害時要援護者に十分配慮するものとする。

第6 施設及び設備の応急復旧活動（市、県〔生活環境部〕、公共機関）

それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動（市、県〔各部局〕）

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制については、本編_2_第2章_第6「関係者等への的確な情報伝達活動」に準じるものとする。

第8 防疫及び遺体の処理（市）

市は、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

6 原子力災害対策計画

第1章 災害予防

第1 国・県等との連携

市、国（特に原子力防災専門官）、県、警察、自衛隊、海上保安庁、消防機関、原子力事業者、指定（地方）公共機関等は、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて、平常時より密接な連携を図るものとする。

第2 住民広報

1 広報文例の作成

- (1) 住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。
- (2) 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。

2 放射能に関する適切な知識の普及

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、積極的な広報に努めるものとする。

その際、市は、学校等とも連携し、総合的な学習の時間の活用など学校における知識の普及に努めるとともに、災害弱者にも配慮して広報を行うものとする。

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質、放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 環境放射線モニタリング
- (6) 原子力災害時の住民への広報手段
- (7) 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- (8) 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項（避難等の方法や経路、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）
- (9) ヨウ素剤の効果、副作用

第3 モニタリング設備・機器の整備

市は、平常時又は事故発生時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測器等の環境放射線モニタリング設備及び機器類を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

第4 原子力災害時の避難計画の整備

市は、原子力災害時の避難施設として、放射線の防護効果の高いコンクリート建造物を指定し、住民への周知を図るものとする。

第5 広域応援体制の整備

内容は、本編_1_第2章_第1節_1-2「広域応援計画」を準拠する。

第2章 災害応急対策

第1 通報基準・緊急事態判断基準

原子力災害対策特別措置法では、「原子力緊急事態宣言」や、事業者に通報を義務づける「特定事象」が定められている。

「特定事象」が発生した場合、事業者は、事故発生現場を管轄する市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。したがって、市内において放射性物質の輸送中の事故が発生した場合、桜川市及び消防本部が通報を受ける。

これらの事態に際し、市は、災害情報連絡のための連絡体制を確保し、関係機関等との間で、密接な連携を図るものとする。

1 緊急事態判断基準(原子力災害対策特別措置法15条)

- (1) 原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で $500 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合
- (2) 排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1 m 離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出した場合
- (3) 臨界事故の発生
- (4) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること、等

2 特定事象通報基準(原子力災害対策特別措置法10条)

- (1) 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合
- (2) 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- (3) 管理区域以外の場所で、 $50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量か $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合
- (4) 輸送容器から 1 m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合
- (5) 臨界事故の発生またはそのおそれがある状態
- (6) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等

3 通報時明示事項

- (1) 原子力事業所の名称及び場所
- (2) 事故の発生箇所
- (3) 事故の発生時刻
- (4) 事故の種類
- (5) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等
- (6) その他事故の把握に参考となる情報

第2 市の活動体制

1 原子力緊急事態宣言発出時

原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置する。

市に近い位置での事故で原子力緊急事態宣言が発令された場合、市は第 3 配備を講ずる。それ以外の場合、市は、災害の状況に応じて、第 2 配備、又は第 1 配備を講ずる。

2 特定事象通報時・その他の通報時

市内、近隣市町村での放射性物質の輸送中の事故や、医療機関等での使用中の事故の通報を受けた場合、市は第 3 配備を講ずる。

それ以外の場合、市は、災害の状況に応じて、第 2 配備、又は第 1 配備を講ずる。

第 3 事業者等による初動活動

1 原子力事業者等の初動活動

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

2 警察の初動活動

事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

3 消防機関の初動活動

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）は、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m 以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね 100m を確保する。

第 4 広報

1 市の行う広報

市は、防災行政無線、ホームページ、広報車、立看板等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。

- (1) 事故の状況及び環境への影響とその予測
- (2) 国、県、市町村及び防災関係機関の対策状況
- (3) 住民のとるべき行動の指針及び注意事項
- (4) コンクリート屋内退避所、避難のための集合場所及び避難場所
- (5) その他必要と認める事項

2 事故の各段階に応じた広報

(1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行う。

- ア 事故発生時
- イ 特定事象発生時（本部設置時）
- ウ 防護対策区域設定時

また、次に掲げる場合等には適宜その内容を広報するとともに、定期的な広報に努める。

- エ 事故等の状況変化があった場合
- オ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
- カ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合

(2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。

- ア 事故の状況、県の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、住民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。
- イ 住民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める勧告・指示等を行う場合には、確実に伝達するため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回させる。

(3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

- ア 事故発生後、初期の段階
 - ・ 「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
- イ 住民に具体的な行動を求める段階
 - ・ 対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に、重点的な広報を行う。
 - ・ 避難・屋内退避等に際し、自家用車の使用による交通事故の誘発や交通渋滞中による被ばくを回避するため、自家用車の使用抑制を強く呼びかける。
 - ・ 対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。
- ウ 避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合
 - ・ それぞれの措置の相違を具体的に説明する。
 - ・ それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
- エ 避難所等における広報
 - ・ 退避所、集合場所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

第5 避難・屋内退避等

1 退避・避難の勧告又は指示

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「自宅等への屋内退避」、「避難」又は「コンクリート屋内退避」措置を講ずる。

避難・屋内退避等の指標

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量) (mSv)		防護対策の内容(注1)
外部被ばくによる 実効線量	内部被ばくによる 等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。その際、窓を閉め気密性に配慮。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、災害対策本部の指示により避難する。
50以上	500以上	住民は、コンクリート建屋の屋内に退避、又は避難。(注2)

(注1) 防護対策の内容は以下のとおり。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つしゃへい効果及び気密性によって放射線の防護を図る。「コンクリート屋内退避」：原則として住民が短時間で退避できる範囲にある放射線防護効果のより高いコンクリート構造の建屋内に退避する。「避難」：原則としてコンクリート屋内退避所を集合場所として、放射線被ばくをより低減できる地域に移動する

(注2)

外部被ばくによる実効線量が 50mSv 以上、内部被ばくによる等価線量（放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量・ウランによる骨表面又は肺の等価線量・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量）が 500mSv 以上の場合には、原則、避難の措置を講じる。

ただし、原子力発電所等の放射性物質放出事故であって直ちに避難する住民等が避難中に被ばくする可能性が高いと判断される場合には、一時的にコンクリート屋内退避の措置を講じ、その後、事故発生事業所の近傍から順次避難を実施する。

2 防護対策区域の指定

県災害対策本部長又は市長（本部長）は、独自の判断又は国の指導、助言若しくは指示（オフサイトセンターが立ち上がった後は同センターの原子力災害合同対策協議会の協議結果）に基づき、「避難」、「コンクリート屋内退避」、「自宅等への屋内退避」の区域（防護対策区域）を指定する。

3 避難・屋内退避等の実施方法

(1) 自宅等への屋内退避の実施方法

防護対策区域の市長（本部長）は、対象地域の住民に対し、自宅等の屋内に退避し、窓を閉めるなど、必要な指示又は勧告をする。

(2) 避難及びコンクリート屋内退避の実施方法

ア 避難所等への移動

防護対策区域の市長（本部長）は、避難及びコンクリート屋内退避の対象地域の住民に対し、「避難計画等の基本型」においてあらかじめ指定した次の施設に移動するよう指示又は勧告する。

(ア) 各地区ごとの住民のための避難所及びコンクリート屋内退避所

(イ) 避難所又はコンクリート屋内退避所に徒歩で移動することが困難な地域の住民のための集合場所

また、市長（本部長）は、住民の移動に際し、携行品は最小限にとどめ、原則として住民各自の行動により、自家用車を使用せず徒歩等で移動するよう指示す

るものとする。

イ コンクリート屋内退避所等からの搬送

(ア) その後、市長（本部長）は、さらに次の措置を講ずる。

(イ) 避難対象地域内にあるコンクリート屋内退避所等に移動した住民に対しては別に指定する。

避難所へ、コンクリート屋内退避対象地域内にある集合場所に移動した住民に対してはあらかじめ指定したコンクリート屋内退避所へ、市長（本部長）が手配する車両により搬送を行う。

ウ 留意事項

(ア) 市は、避難及びコンクリート屋内退避の措置を講じるに当たっては、乳幼児、児童、妊婦及びその付添人を優先するとともに、災害時要援護者にも十分配慮し、必要に応じて車両による搬送等の措置を講ずるものとする。

(イ) 市は、避難者等の搬送の車両が不足する場合は、県災害本部長に対し応援を要請するものとする。

(ウ) 市は、避難及びコンクリート屋内退避の対象地域並びに避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、住民に対する避難所等への移動の指示、誘導、避難所等への搬送の乗車割当等の業務を円滑、迅速に行う。

(エ) 市は、学校、病院等の規模の大きな施設の生徒、住民の避難又はコンクリート屋内退避を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮するものとする。

(オ) 市は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における住民の収容・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに、避難者及びコンクリート屋内退避者に係る情報の早期把握に努め、県災害本部長あて報告するものとする。

(カ) 市は、県災害本部長と連携し、住民の安否情報の提供等に資するため、各地区ごとの住民の最終的な収容施設の所在等について、幅広く広報を行う。

4 飲食物、生活必需品等の供給

市は、避難所、コンクリート屋内退避所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合には県災害本部長及び近隣の市町村に協力を要請する。

5 交通規制・警備等

市長（本部長）は、必要と認めるときは、独自の判断又は県災害本部長の指導・助言を得て、原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定するものとする。

なお、住民の自家用車の使用は原則として禁止するが、独自に自家用車により避難等を行う住民がいる場合には、緊急輸送等に支障が生じないように、防護対策区域外への誘導についても配慮する。

第6 緊急被ばく医療

原子力災害時には、事故発生事業所周辺の住民及び当該事業所従業員等のうち、放射線

被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者のほか、事故発生事業所での負傷者及び原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等の医療体制を設ける。

緊急被ばく医療は、次の３段階により行うものとする。

1 初期被ばく医療：次の機関が実施する。

- (1) 救護所の医療救護班
- (2) 次に掲げる初期被ばく医療機関
 - 医療法人群羊会久慈茅根病院
 - 医療法人渡辺会大洗海岸病院
 - 株式会社日立製作所日立総合病院
 - 独立行政法人国立病院機構茨城東病院
 - 水戸赤十字病院
- (3) 原子力事業所の医療施設
- (4) 当該医療の一部又は全部を担える医療機関等

2 二次被ばく医療

水戸医療センター及び県立中央病院が実施する。その他、当該医療が担える医療機関（以下「二次被ばく医療を担う医療機関」という。）でもその一部を実施する。

3 三次被ばく医療

放射線医学総合研究所及び当該医療を担うネットワーク組織医療機関に搬送して実施する。

※ 一般傷病者の医療は、事故発生事業所周辺の医療機関、特に、災害拠点病院及びその他の救急医療を担う医療機関の協力を得て行うものとする。

第7 飲食物等に関する措置

市は、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び県・国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

これらの措置についての指標は、次の表のとおりである。

飲食物等の摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲 料 水	3×10 ² Bq/kg
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類 （根菜、芋類を除く。）	2×10 ³ Bq/kg

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	2×10 ² Bq/kg
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類	5×10 ² Bq/kg
穀 類	
肉、卵、魚その他	

対 象	ウ ラ ン
飲 料 水	20 Bq/kg
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類	1×10 ² Bq/kg
穀 類	
肉、卵、魚その他	

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種(238Pu、239Pu、240Pu、242Pu、241Am、242Cm、243Cm、244Cmの放射能濃度の合計)
飲 料 水	1 Bq/kg
牛 乳 ・ 乳 製 品	
野 菜 類	10 Bq/kg
穀 類	
肉、卵、魚その他	

注 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては20Bq/kgを、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については1Bq/kgを適用するものとする。ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。

第 8 緊急輸送

1 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び市町村の災害対策本部長（又はその代理者）など
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）及び資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材

- (2) 避難者等の搬送
- (3) 国の現地対策本部長、県、市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- (4) コンクリート屋内退避所、避難所を維持、管理するために必要な人員、資機材
- (5) 一般医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関へ搬送する一般傷病者、被ばく者等
- (6) 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (7) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

第9 応援要請

市長（本部長）は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。